

徳島県業務継続計画 〈改定版〉

平成23年2月改定
平成20年3月策定

徳島県

BCP

目次

第1	総則	1
1	趣旨	1
2	想定事象	1
	(1) 南海地震への適用	1
	(2) その他の危機事象への適用	2
3	他の計画やガイドラインとの関係	2
	(1) 『徳島県地域防災計画（震災対策編）』等との関係	2
	(2) ガイドラインの参照	3
4	適用範囲	3
	(1) 本計画を適用する部局の範囲	3
	(2) 本計画を適用する業務の範囲	3
5	用語の整理	4
	(1) 業務の区分	4
	(2) 災害対策本部の組織の名称	4
6	業務継続の基本方針	6
7	全体の構成	6
8	各部局の業務継続	6
9	計画の見直し	8
第2	被害状況の想定	9
1	業務継続体制の検討の前提となる被害想定	9
2	震度	9
3	津波及び浸水	10
4	人的被害	10
5	建物被害	11
6	交通機能障害	12
7	ライフライン支障	12

(1) 上水道	12
(2) 電力	12
(3) 電話通信	12
8 業務継続への影響	13
(1) 職員への影響	13
(2) 庁舎機能への影響	14
(3) 地震に直接に対応する業務以外の業務の発生	17
第3 非常時優先業務	18
1 非常時優先業務の選定	18
(1) 非常時優先業務の選定	18
(2) 業務実施の共通目標とフェーズ区分	18
(3) 非常時優先業務の区分と業務継続体制	21
2 応急業務	22
(1) 応急業務の整理	22
(2) 業務継続体制＝災害対策本部	22
3 継続の必要性の高い通常業務	39
(1) 継続の必要性の高い通常業務の整理	39
(2) 業務継続体制＝各部局での体制	39
第4 業務継続体制の確保	52
1 非常時優先業務の業務継続のための体制確保	52
2 初動体制確保の方針	52
(1) 初動体制の速やかな確保のための方針	52
(2) 情報連絡体制の確保	54
(3) 初動体制の確保	54
(4) 第1回本部会議の開催	54
3 災害対策本部体制への移行①＝勤務時間内に地震が発生した場合	54
(1) 緊急地震速報発表時の行動	54
(2) 地震発生後の行動	54
(3) 災害対策本部・支部の設置	55
(4) 職員の家族等の安否確認	55
4 災害対策本部体制への移行②＝勤務時間外に地震が発生した場合	56
5 職員の安否確認	57
(1) 安否確認手順	57

ア	すだちくんメール登録職員の安否確認	57
イ	すだちくんメール非登録職員の安否確認	60
(2)	各部局主管課の役割	60
(3)	すだちくんメール活用の促進	60
ア	危機管理部の取組	60
イ	各部局及び各所属での取組	61
6	職員の緊急参集	62
(1)	職員の参集先	62
ア	勤務地への参集	62
イ	最寄りの庁舎への参集＝勤務地に参集することが困難な場合の対応	62
ウ	自宅待機＝参集が困難な場合の対応	62
(2)	職員の参集状況の把握	64
ア	勤務地に参集した職員の参集状況把握手順	64
イ	最寄りの参集可能庁舎に参集した職員の参集状況把握手順	64
(ア)	参集状況把握手順	64
(イ)	参集可能庁舎の受け入れ窓口	67
ウ	各部局主管課の役割	67
エ	集計作業簡素化の検討	67
(3)	参集可能職員数の試算	67
ア	各部局による把握	67
イ	南海地震発生時の参集可能職員数の試算方法の考え方	67
ウ	庁舎ごとの職員の参集率の目安	69
7	本部初動要員の確保	69
(1)	本部初動要員の指定	69
(2)	本部初動要員の参集	70
(3)	本部初動要員の業務	70
(4)	各支部での初動要員確保	70
8	災害対策本部の運営	73
(1)	運営の基本サイクル	73
(2)	情報の収集・共有・分析・評価	73
(3)	本部会議	73
(4)	対策の実施	73
(5)	支部の運営	73
9	情報の収集・共有・分析・評価	75
(1)	災害情報共有基盤の整備	75

(2) 災害情報共有基盤を活用した南海地震発生時の情報の流れ	76
(3) 情報の収集・報告	78
ア 被災情報の収集・報告時の留意点	78
イ 本部事務局による情報収集	78
10 後方支援業務	80
(1) 後方支援業務の必要性	80
(2) 執務環境及びスペースの確保	80
(3) 帰宅困難者等への対応	81
ア 職員の対応	81
イ 来庁者の対応	81
(4) 負傷者の援護	81
(5) 職員の持続可能な勤務のための措置	81
(6) 物資等の調達	81
11 部局を越える職員の応援	82
(1) 実施手順	82
ア 知事部局内の応援	82
イ 知事部局以外との応援	82
ウ 南部総合県民局への応援	82
(2) 職員の応援実施のための平常時の取組	84
ア 各部局主管課での取組	84
イ 職員数の不足が想定される部局での取組	84
12 その他、非常時優先業務実施時の留意点	84
(1) 職員の交代制	84
(2) 管理職が不在の場合の意思決定	85
(3) 行事や催し物の延期・中止	85
(4) 個々の職員の業務継続への取組	85
第5 庁舎機能等の維持	90
1 非常時優先業務の業務継続のための庁舎機能の維持	90
2 災害対策本部の活動スペースの確保	90
(1) 災害対策本部室の常設化	90
(2) 災害対策本部室以外のスペースの確保	93
ア 執務室での対応	93
イ 本庁舎 11 階講堂の活用	93
(3) 災害対策本部室の機能拡充	93

3	非常時優先業務実施のためのスペース確保	94
(1)	各所属の執務室のスペース確保	94
ア	ロッカー・キャビネットの転倒防止対策	94
イ	執務室の被災状況の確認	94
(2)	共用会議室の確保	94
4	電力の確保	94
(1)	非常用発電の状況	94
(2)	停電時の業務継続	95
5	電話回線の確保	96
(1)	固定電話	96
(2)	携帯電話・携帯メール	96
(3)	災害時優先電話	96
6	防災行政無線の確保	96
(1)	徳島県総合情報通信ネットワークシステムの状況	96
(2)	防災行政無線による連絡・情報収集	98
7	飲料水の確保	98
(1)	給水ルート	98
(2)	飲用水用タンク	98
8	トイレの確保	98
9	消耗品の確保	98
10	情報ネットワークの維持	99
(1)	情報システムの現状	99
ア	基幹情報システム	99
イ	その他各所属が所管する情報システム	99
(2)	南海地震による被害想定	99
ア	基幹情報システム	99
イ	その他各所属が所管する情報システム	100
(3)	南海地震発生時の対応	100
ア	基幹情報システム	100
イ	その他各所属が所管する情報システム	101
ウ	「緊急時対応計画」による対応手順	101
エ	緊急時の庁内ネットワークの使用の限定	102
オ	県外設置サーバからのホームページによる情報提供	102
(4)	平常時の取組	103
ア	情報システム課の取組	103

イ	各所属が所管する情報システム	103
11	庁舎の代替施設の検討について	103
(1)	本庁舎の代替施設の検討について	103
ア	必要性	103
イ	県立防災センターの活用	104
ウ	業務の一部の代替施設の候補	104
エ	代替施設活用のための準備	104
(2)	本庁舎以外の庁舎の代替施設検討について	105
第6	業務継続力の向上	106
1	職員の意識の向上	106
2	訓練	106
3	マニュアル等の整備	106
4	BCPの展開	107
(1)	市町村BCPへの取組推進	107
(2)	企業BCPとの連携	107
(3)	広域BCPに向けて	107
資料：	業務継続体制の検討に係る簡易チェックリスト	108

第1 総則

1 趣旨

南海地震をはじめ、台風や大規模事故、さらには新型インフルエンザや武力攻撃事態や緊急対処事態など、甚大な被害をもたらす、県民生活に深刻な影響を与える危機事象が発生した際には、徳島県（以下「県」という。）自身も被災し、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約が生じることが考えられる。

県は、そのような中で、危機事象発生後直ちに『徳島県危機管理対処指針』、『徳島県地域防災計画』及び『徳島県国民保護計画』等の計画や、各部局で整備されているマニュアルなどに基づき、状況に応じ、速やかに「応急業務」を実施しなければならない。

また一方で、県は、県民生活に密着する行政サービスの提供や県の基幹業務などの「継続の必要性の高い通常業務」は、危機事象発生時においても継続して実施することが求められている。

『徳島県業務継続計画』（以下「本計画」という。）は、このような危機事象発生時において、県として実施すべき「非常時優先業務」を、なるべく中断させず、中断した場合においても、できるだけ早急に復旧するために必要な取組を定めるものである。

とりわけ、本計画では、南海地震の発生確率が高まるなど、その切迫性が高まる中、平成22年4月、内閣府から『地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引とその解説』が公表されたことを踏まえ、南海地震発生時に、より適切な対応が図られることを目的として策定している。

2 想定事象

(1) 南海地震への適用

本計画は、南海地震の発生を念頭に策定しており、震度6強以上の揺れを伴う地震が発生した場合に適用する。

ただし、実際に震度6強以上の地震が発生した場合であっても、想定されている被害よりも、実際に発生した被害がかなり小さいことが判明した場合には、本計画をそのまま適用するのではなく、発生状況や事態の推移に即して弾力的な運用をおこなうものと

する。

なお、本計画においては、南海地震以外の大規模な災害・事故等が同時発生することは想定していない。

(2) その他の危機事象への適用

本計画は、南海地震を想定して策定しているが、国民保護法が想定する有事や大規模テロ、新たな感染症など、県民生活に甚大な影響を与える危機事象が発生した際には、本計画の内容を準用して対応を図ることとする。

また、本県では、平成21年10月に新型インフルエンザ発生時を想定した『徳島県業務継続計画〈新型インフルエンザ編〉』を策定しているが、『徳島県危機管理対処指針』において「各部局は、県民生活に甚大な影響をもたらす危機事象発生時の業務継続を確保するため、次の点についても検討をすすめる」（第3の2の（2）のイ）としていることを踏まえ、今後さらに業務継続の確保に向けた取組を進めることとする。

- ① 各部局は、危機事象発生時における非常時優先業務を把握すること。
- ② 各部局は、非常時優先業務を実施するに際して支障となるような資源（職員や資機材等）を把握すること。
- ③ 危機事象発生時には、必要に応じて、部局間での職員の配備に関して、応援・受援を行うこととし、そのための準備（動員可能人員の把握や応援受援助の方針の確認など）を行うこと。

3 他の計画やガイドラインとの関係

(1) 『徳島県地域防災計画（震災対策編）』等との関係

本計画は、『徳島県地域防災計画（震災対策編）』をはじめとする南海地震発生に備えた次に掲げる計画やマニュアル等で定められている対策や業務が、県自身が被災する状況下においても実行可能であるのか等を検証することを通じ、県の防災力の向上を図るため策定したものである。

なお、危機管理部は、本計画の内容のうち、業務継続を図るため必要のある場合には、既存の計画やマニュアル等との整合性を確保するよう努める。

- 『徳島県地域防災計画（震災対策編）』
- 『徳島県災害対策本部運営規程』
- 『徳島県災害対策本部事務局事務処理要領』

- 『南海地震等大規模災害等における初動要員マニュアル』
- 『徳島県職員の勤務時間外における大規模地震発生時の初動体制マニュアル』

(2) ガイドラインの参照

本計画の策定に際しては、内閣府（防災担当）が作成・公表している次の手引を参照した。

- 『地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引とその解説』
内閣府（防災担当），平成22年4月
http://www.bousai.go.jp/jishin/gyomukeizoku_chihou/index.html
- 『中央省庁業務継続ガイドライン 第1版』
内閣府（防災担当），平成19年6月
<http://www.bousai.go.jp/jishin/gyomukeizoku/index.html>

4 適用範囲

(1) 本計画を適用する部局の範囲

本計画を適用する部局（以下「各部局」という）の範囲は、次のとおりとする。
なお、非常時優先業務実施に際しては、県警察本部との連携に留意する。

- 危機管理部，企画総務部，県民環境部，保健福祉部，商工労働部，
農林水産部，県土整備部，南部総合県民局，西部総合県民局，
企業局，病院局，教育委員会，監察局，出納局

(2) 本計画を適用する業務の範囲

本計画では、次の庁舎で行われる南海地震発生後2週間迄の業務を対象とする。

- 本庁舎，徳島合同庁舎，鳴門合同庁舎，
吉野川合同庁舎，東部県土整備局徳島庁舎，
南部総合県民局阿南庁舎，南部総合県民局美波庁舎，
西部総合県民局美馬庁舎，西部総合県民局三好庁舎

5 用語の整理

(1) 業務の区分

本計画で用いる南海地震発生後の業務区分は、次のとおりとする（図 1.1）。

- 「非常時優先業務」

南海地震発生時に県として優先的に継続して実施すべき業務。南海地震発生時に新規に発生する業務（地震災害に対応する業務など）を含む。

非常時優先業務は、「応急業務」と「継続の必要性の高い通常業務」に区分する。

- 「応急業務」

非常時優先業務のうち、南海地震によって生じる事態に対応するために実施する業務。

応急業務には「災害応急対策業務」と「被災状況に応じて速やかな実施が必要となるその他の緊急業務」が含まれる。

- 「災害応急対策業務」

『徳島県地域防災計画（震災対策編）』に記述されている南海地震対応のための業務。

- 「被災状況に応じて速やかな実施が必要となるその他の緊急業務」

『徳島県地域防災計画（震災対策編）』に記述されている復旧・復興業務及び、『徳島県地域防災計画（震災対策編）』には記述されていないが、南海地震発生に伴い新たに発生する業務。なお、南海地震に直接対応する業務ではないが、それらの業務を実施するために必要となる業務（職員安否確認や後方支援業務など）を含む。

- 「継続の必要性の高い通常業務」

平常時から実施している通常業務のうち、南海地震に直接対応する業務ではないが、発災時においても継続する必要性が高い業務。

なお、それ以外の通常業務は、「縮小・中断すべき通常業務」として扱う。

(2) 災害対策本部の組織の名称

本計画では、災害対策本部の下部組織である事務局や部・班等であることを明示する際には、「本部事務局」、「本部企画総務部」のように「本部×××」と表記する。なお、

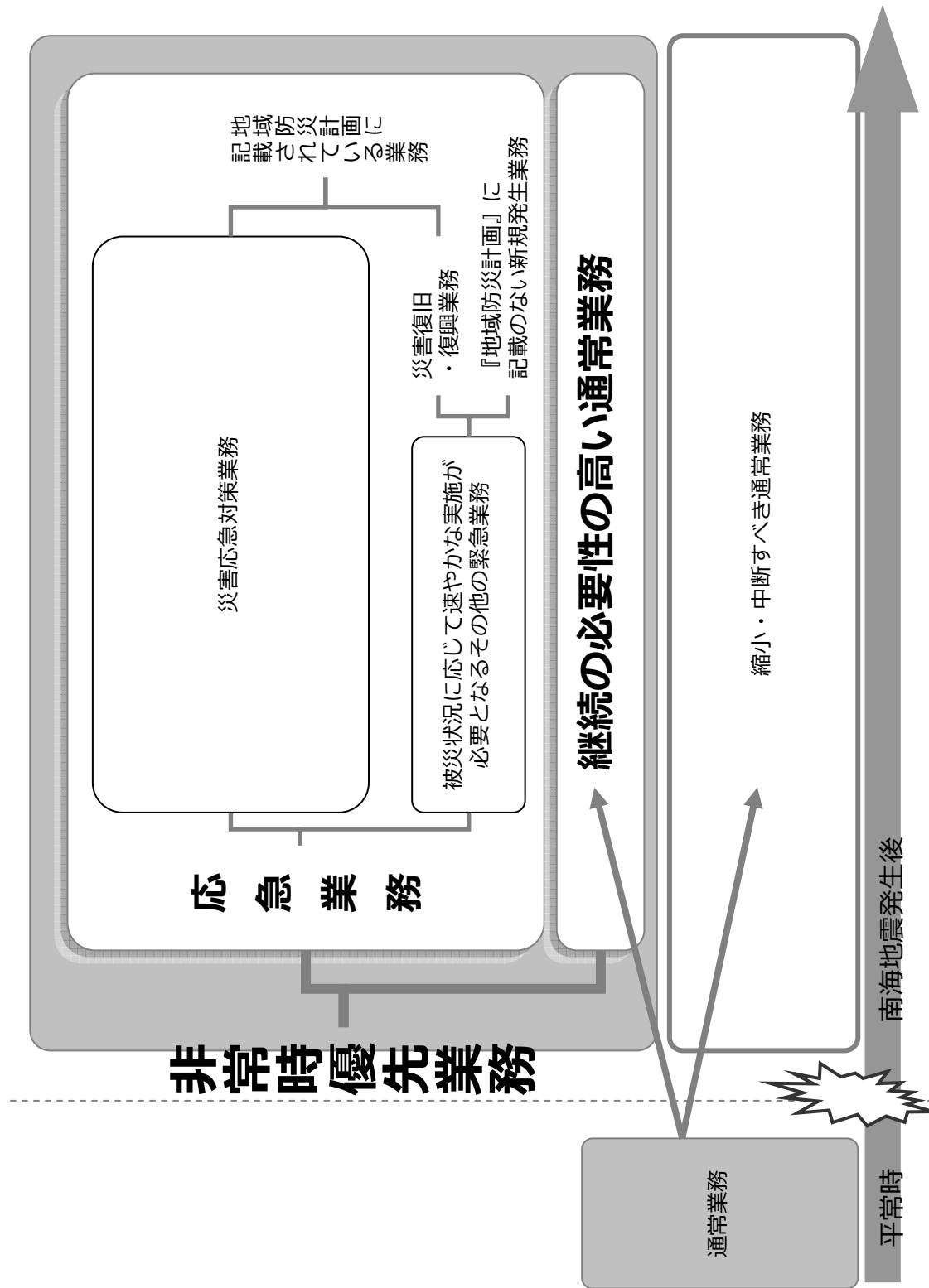


図 1.1 南海地震発生後の業務区分

具体的な部・班の名称については、徳島県災害対策本部運営規程の第5条及び別表第1による。

6 業務継続の基本方針

県は、南海地震発生時においては、次の方針に基づいて非常時優先業務の業務継続を図る。

- ① 県は、南海地震発生時においては、県民の生命・身体・財産を保護し、被害を最小限にとどめることが第一の責務であることから、災害対応を中心とした、非常時優先業務を最優先に実施する。
- ② 非常時優先業務に必要となる人員や資機材等の資源の確保・配分は、全庁横断的に行う。
- ③ 非常時優先業務の実施に必要となる人員や資機材等を確保するため、非常時優先業務以外の通常業務については、南海地震発生後しばらくの間、積極的に縮小・中断する。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開を目指す。

7 全体の構成

本計画は、第1から第6までで構成する（図1.2）。

- 第1 総則
- 第2 被害状況の想定
- 第3 非常時優先業務
- 第4 業務継続体制の確保
- 第5 庁舎機能等の維持
- 第6 業務継続力の向上

8 各部局の業務継続

各部局は、本計画との整合に留意し、自ら実施する非常時優先業務について、業務継続のための計画を整備する。

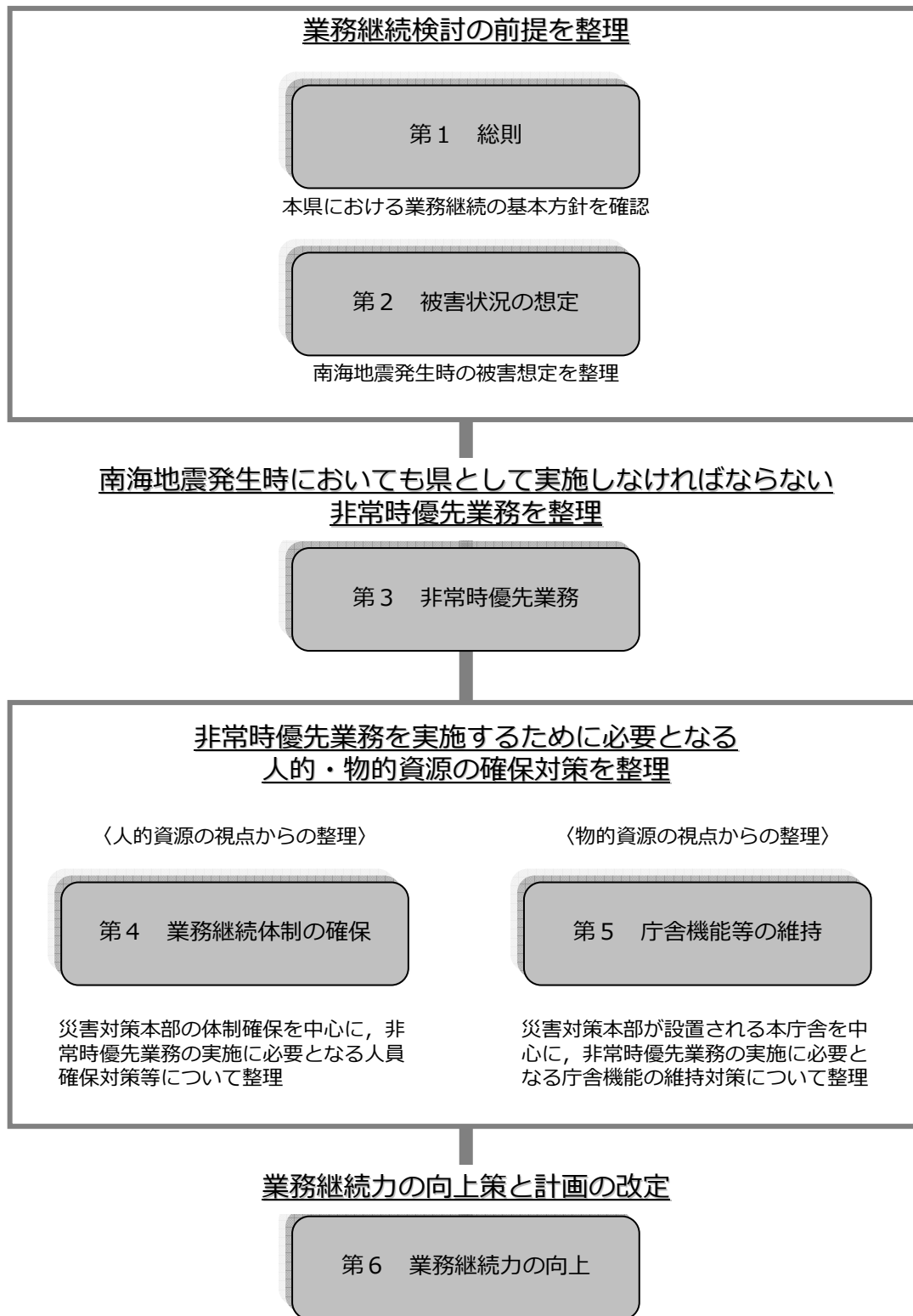


図 1.2 本計画の構成

9 計画の見直し

県は、危機管理会議等を通じ、平常時から、本計画を継続的に改善し、業務継続力の向上を図っていくため、訓練等による計画の点検・検証等、問題点や課題等の洗い出しなどを行い、是正すべきところを改善し、計画を更新するという PDCA サイクルによるスパイラルアップを行う（図 1.3）。

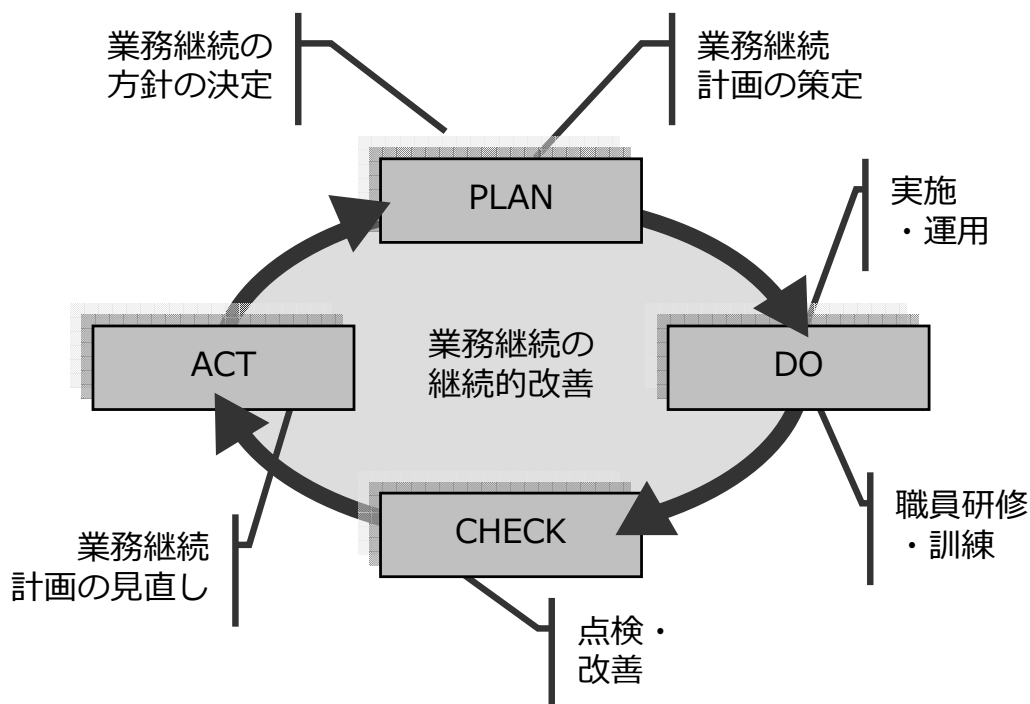


図 1.3 業務継続力の向上のための PDCA サイクル

第2 被害状況の想定

1 業務継続体制の検討の前提となる被害想定

本計画での南海地震による被害想定は、県が作成した『徳島県地震動被害想定調査』（平成17年3月）及び『徳島県津波浸水予測調査』（平成16年3月）による。

2 震度

本県東部の沿岸部での震度6強の揺れをはじめ、県下全域で震度5強から6強の揺れが発生する。

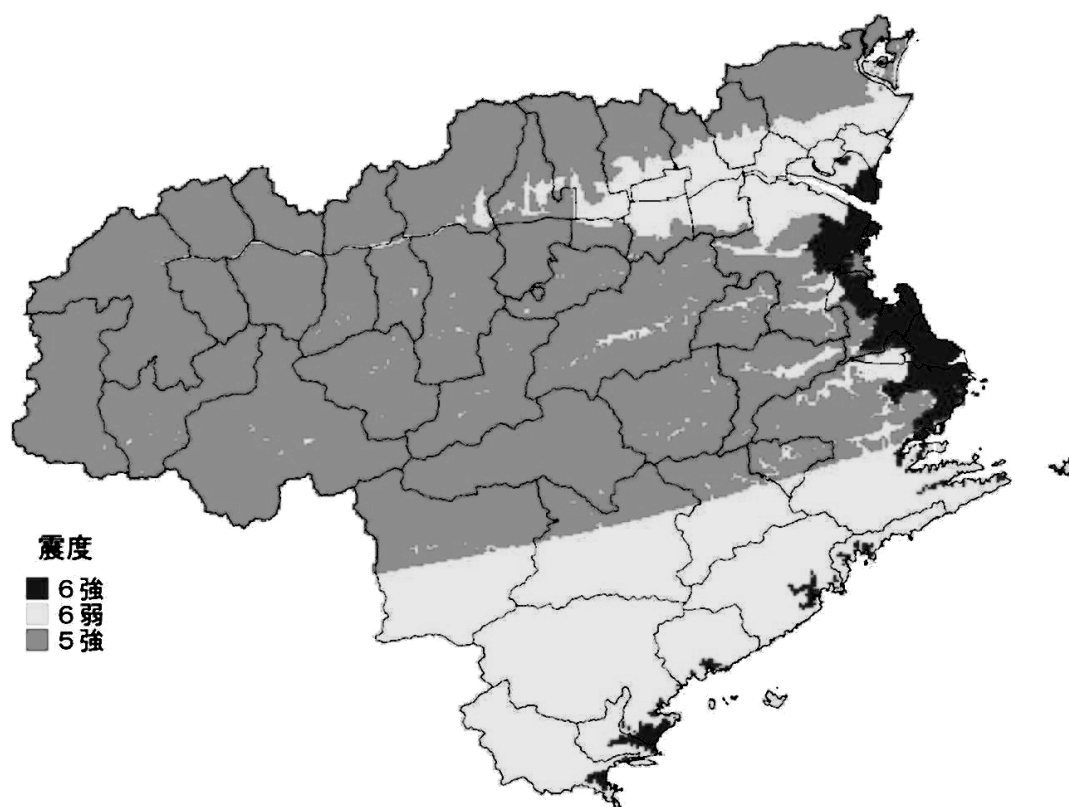


図 2.1 震度分布予測結果（徳島県地震動被害想定調査結果）

3 津波及び浸水

南海地震は揺れだけでなく大きな津波が沿岸部を襲うことが想定されている。

特に県南部の沿岸地域では、地震発生後、きわめて短時間で大津波が発生し、最大津波高は場所によっては5mを越える。

第1波到達時刻

注) 第1波到達時刻：地震が発生してから水位が20cm以上上昇するまでの時間

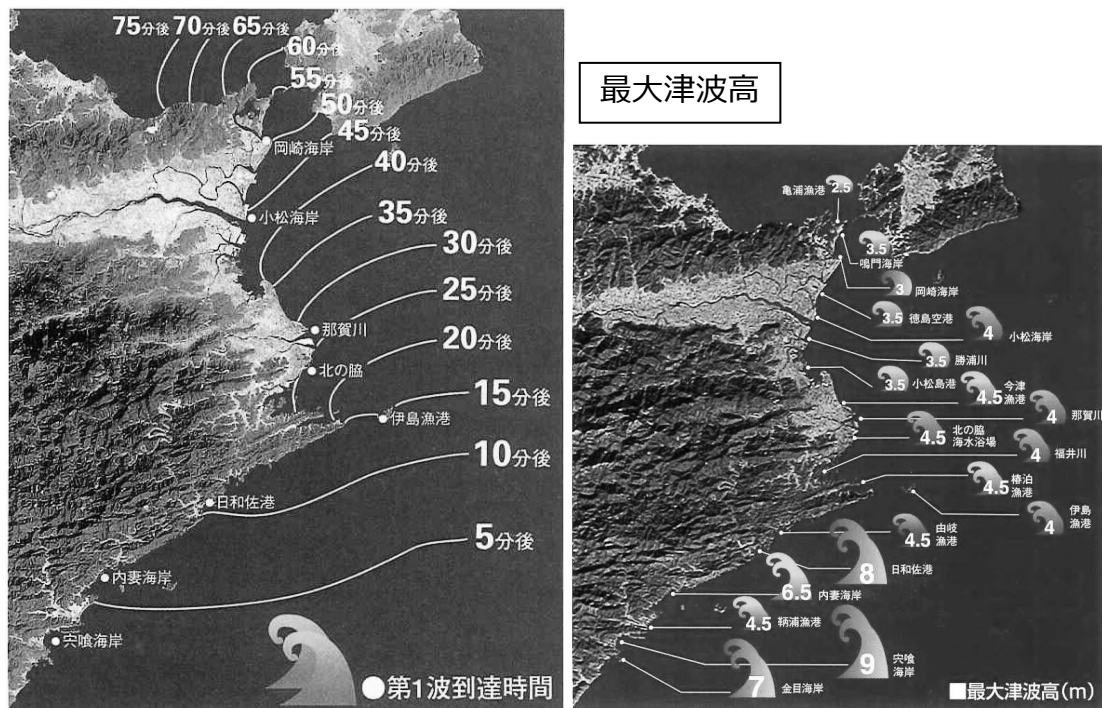


図 2.2 第 1 波到達時間・最大津波高（徳島県津波浸水予測調査）

なお、津波による浸水地域については、県内沿岸地域を 38 地域に分割した浸水予測図を県ホームページ上で公開している（なお、各庁舎の津波浸水予測図は、p.15 以下を参照）。

- 徳島県津波浸水予測図

<http://anshin.pref.tokushima.jp/normal/earthquake/forecast.html>

4 人的被害

地震による山崩れ・がけ崩れ、揺れ、津波、火災などにより、最悪の場合、約 4,300 人が死亡すると試算されている。

表 2.1 人的被害（徳島県地震動被害想定調査結果）

単位：人

地震発生時期	人口	種別	山・がけ崩れ	揺れ	津波	火災	合計
冬朝5時	約824,100	死者	約100	約2,500	約1,700	-	約4,300
		負傷者	約120	約11,600	約700	-	約12,420
		内重傷者	約50	約1,500	約200	-	約1,750
		内重篤者	約10	約400	-	-	約410
		要救助者	約2,180	約7,400	-	-	約9,580
秋昼12時	約816,800	死者	約100	約1,500	約1,500	-	約3,100
		負傷者	約130	約7,800	約700	約10	約8,640
		内重傷者	約50	約1,100	約200	-	約1,350
		内重篤者	約10	約300	-	-	約310
		要救助者	約2,300	約5,700	-	-	約8,000
冬夕18時	約819,700	死者	約80	約1,700	約1,400	約310	約3,490
		負傷者	約110	約8,500	約600	約940	約10,150
		内重傷者	約40	約1,200	約200	約210	約1,650
		内重篤者	約10	約300	-	約50	約360
		要救助者	約1,940	約5,700	-	-	約7,640

5 建物被害

地震により、県内の建物にも大きな被害が発生し、全体の約 10% 以上に相当する約 49,700 棟が全壊すると試算されている。

表 2.2 建物全壊被害（徳島県地震動被害想定調査結果）

単位：棟

地震発生時期	全棟数	原因別全壊棟数					合計
		山・がけ崩れ	揺れ	液状化	津波	火災	
冬朝5時	約438,200	約1,300	約30,000	約6,500	約5,500	-	約43,300
秋昼12時		約1,300	約30,000	約6,500	約5,500	約100	約43,400
冬夕18時		約1,300	約30,000	約6,500	約5,500	約6,400	約49,700

6 交通機能障害

沿岸部の国道 55 号線全域、徳島市中心部をはじめ吉野川下流域、海部川に沿う国道 193 号線で、大規模な被害が発生する可能性がある。国道 55 号線は沿岸部を走ることから、津波により深刻な被害を受ける可能性も予測される。これにより、県南部地域が孤立するおそれがある。

7 ライフライン支障

(1) 上水道

沿岸部の市町村を中心に断水地域が広がり、地震発生後 1 週間が経過した後も、50% 以上が断水すると試算されている（表 2.3）。

(2) 電力

地震発生直後にほぼ県全体が停電し、特に沿岸の市町村では停電が長引くとの試算がなされている。電力の復旧は比較的早いですが、それでも 1 週間後でも約 2 割の世帯が復旧されないという見通しとなっている（表 2.4）。

(3) 電話通信

地震発生直後には、最大で約 10% の電話の使用が不能となるとの試算となっている（表 2.5）。

表 2.3 上水道被害予測結果概数（徳島県地震動被害想定予測）

給水人口 人	総延長 km	被害施設					
		被害箇所 箇所	被害率 箇所/km				
753,100	5,800	8,900	1.5				
機能支障							
直後		1 日後		2 日後		7 日後	
断水率 %	影響人口 人	断水率 %	影響人口 人	断水率 %	影響人口 人	断水率 %	影響人口 人
88	659,800	73	546,300	72	542,000	44	329,900

注) 被害率：1kmあたりの配水管の被害箇所数

表 2.4 電力被害予測結果概数（徳島県地震動被害想定予測）

世帯数 世帯	機能支障					
	直後		1日後		1週間後	
	停電世帯 世帯	停電率 %	停電世帯 世帯	停電率 %	停電世帯 世帯	停電率 %
288,800	274,600	95	134,200	46	73,100	25

表 2.5 電話通信被害予測結果概数（徳島県地震動被害想定予測）

世帯数 世帯	機能支障					
	直後		1週間後		2週間後	
	不通世帯 世帯	不通率 %	不通世帯 世帯	不通率 %	不通世帯 世帯	不通率 %
288,800	23,500	8	16,800	6	11,700	4

8 業務継続への影響

(1) 職員への影響

南海地震が発生した場合には、県下全域で甚大な被害を受けることが想定されている。その中で、職員もまた被害に巻き込まれる可能性は否定できない。そのため、平常時の職員数の全てを災害対応要員として投入可能と考えることは適当ではない。

例えば、勤務時間外に南海地震が発生した場合には、次のような状況が想定できる。

- 『徳島県地震動被害想定調査』によると、冬の朝5時に南海地震が発生した場合には、死者約4,300人、負傷者約12,420人の合わせて16,720人が死傷する想定となっている（表2.1(p.11)）。これは調査時の本県人口（約824,100人）の約2%に相当する。この比率を県職員数（約4,300人）に単純に当てはめれば約90人程度となる。これに家族の死傷まで含めると、さらに関係する職員数は増えることになる。このような被害に巻き込まれた職員は、非常時優先業務に従事することは難しいように思われる。
- 『徳島県地震動被害想定調査』によると、冬の朝5時に南海地震が発生した場合には、約43,300棟が全壊するという想定になっている（表2.2(p.11)）。これは、調査時の全棟（約438,100棟）の約10%に相当する。そのため、職員の約10%程度の自宅が影響をうける可能性があり、このような被害に巻き込まれた

職員は勤務地に参集することは困難であると思われる。

- 職員が勤務地に参集する場合にも、路面に亀裂や欠落、盛り、段差、電線などの垂れ下がり、街路樹・電柱・建築物・看板等沿道施設の倒壊、水没、火災や地下埋設物の破損、橋梁・トンネルの損壊等により、参集経路の通行が困難あるいは不能となるおそれがある。また、バスや列車などの公共交通機関も、地震発生後しばらくの間は運転を見合わせ、被害が発生した場合には、復旧に相当の時間を要することも考えられる。

そのため、職員の参集に際しては、自家用車や公共交通機関は利用できず、徒歩又は自転車・オートバイにより参集することとなる。また、参集経路についても、平常時の通勤経路が使えない場合には、迂回するしかなく、到着までに平常時の何倍もの時間を要することも考えられる。

- 南海地震は津波を伴う。そのため、津波被害の発生の可能性がある地域では、まず避難を優先的に行うべきである。そのため、自宅が津波浸水予測地域にある職員は、地震発生直後の初動対応への従事は困難であるように思われる。

そのため、県は、職員も被災する可能性があることを十分認識した上で、非常時優先業務の実施に必要な人員確保対策を図ることが求められる。

(2) 庁舎機能への影響

南海地震により、本庁舎をはじめとする各庁舎は震度5強から6強の揺れにさらされることになる。また、沿岸部に位置する庁舎では、津波浸水の影響をうける可能性がある(図2.3(p.15))。

本庁舎は耐震性もあり、津波の影響も想定されていないことから、大きな被害は発生しないものと考えられるが、各合同庁舎においては地震動及び津波による被害が発生する可能性がある。また、庁舎自身は無事であっても、電線や電話線、水道が途絶するなどの事態が発生した場合などには、庁舎機能を維持できない場合も想定できる。このような場合には、電源や通信手段等が制限された状況下で、業務継続を行わなければならないこととなる。

そのため、県は、庁舎機能に障害が生じる可能性があることを十分認識した上で、非常時優先業務の実施に必要な資源確保対策を図ることが求められる。

また、現時点では予見できない不測の事態が発生し、現庁舎での業務の継続が困難になってしまうことも考えられる。そのような事態に備え、代替施設確保を検討することも必要となる。

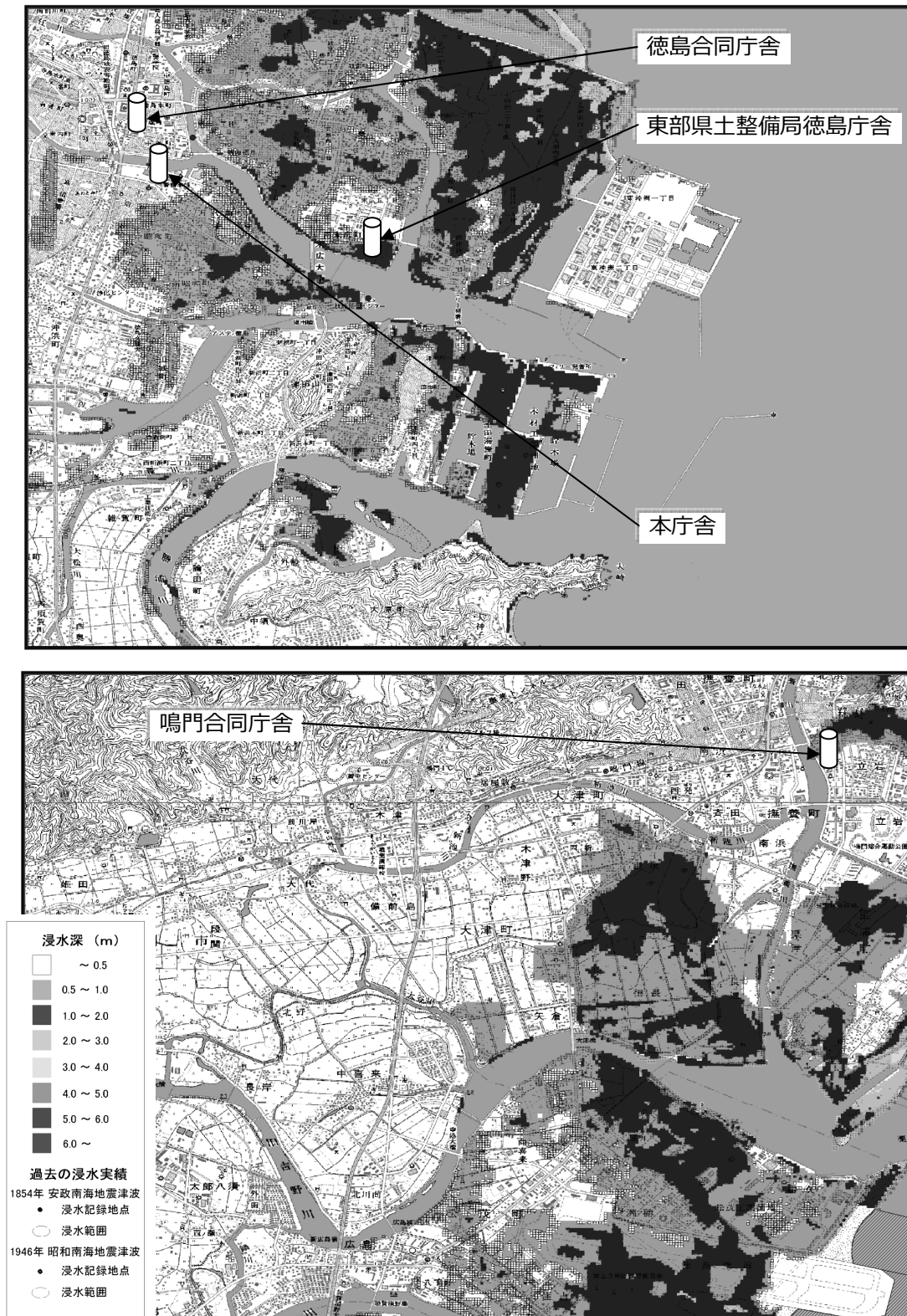
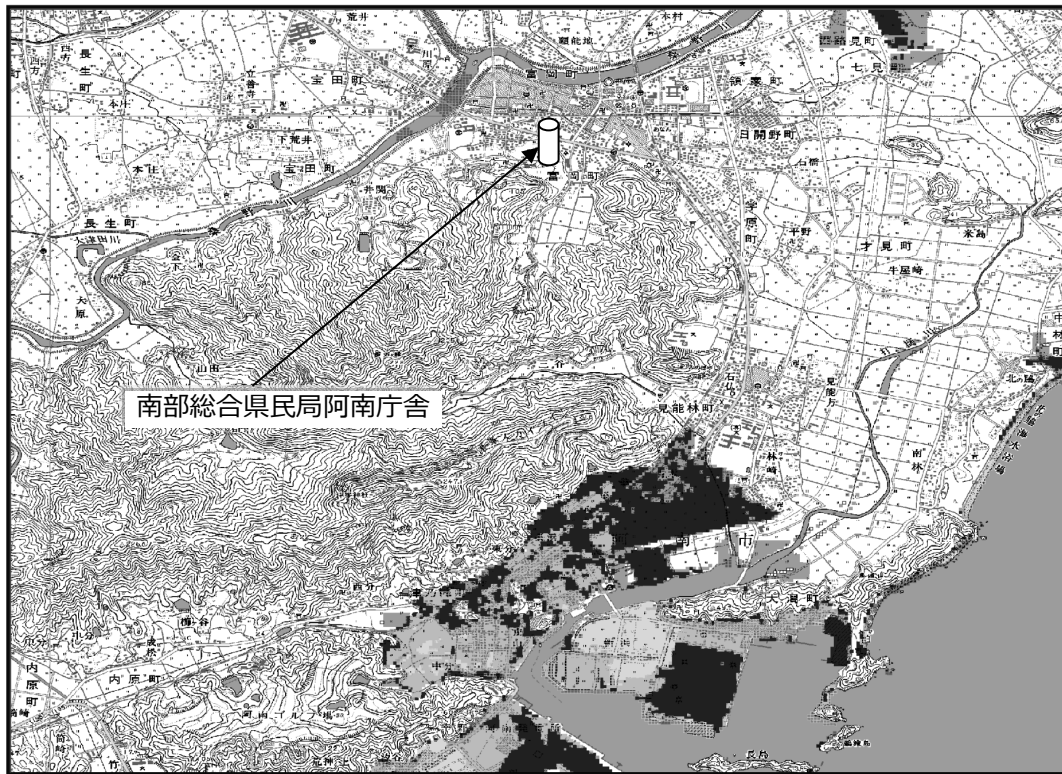


図 2.3 各庁舎の津波浸水予測（徳島県津波浸水予測調査）



浸水深 (m)

□	～ 0.5
■	0.5 ～ 1.0
■	1.0 ～ 2.0
■	2.0 ～ 3.0
■	3.0 ～ 4.0
■	4.0 ～ 5.0
■	5.0 ～ 6.0
■	6.0 ～

過去の浸水実績

1854年 安政南海地震津波

- 浸水記録地点
- 浸水範囲

1946年 昭和南海地震津波

- 浸水記録地点
- 浸水範囲

(3) 地震に直接に対応する業務以外の業務の発生

南海地震発生時には、地域防災計画に定められている災害応急対策業務以外の業務も発生することに注意が必要である。

例えば、執務室内が散乱している場合には、スペース確保が必要となる。業務実施の要員確保のため、職員の安否確認・参集状況の把握も必要である。情報ネットワークに障害が生じた場合には復旧作業も必要となる。来庁者が負傷した場合の対応も必要である。

これらの業務は、直接的には、地震に対応するための業務ではないが、これらの業務を行わなければ地震に直接に対応する業務の実施自体に支障が生じることとなるため、非常時優先業務（応急業務）として扱われるべきものとなる。

第3 非常時優先業務

1 非常時優先業務の選定

(1) 非常時優先業務の選定

本計画では、業務継続の基本方針(p.6)を踏まえ、南海地震発生時においても県として実施すべき非常時優先業務を、次により選定し整理する。

- 非常時優先業務を、応急業務と継続の必要性の高い通常業務に区分する。
- 南海地震発生後2週間以内に着手する業務を対象とする。
- 地震発生後の時系列区分に従い、業務開始目標時間と実施期間を明示する。
なお、時系列区分は、3h：3時間以内、1d：1日以内、3d：3日以内、1w：1週間以内、2w：2週間以内の5区分とする。
- 非常時優先業務の選定基準として、フェーズ区分及び業務開始目標時間別に整理した表3.1(p.19)を用いる。

(2) 業務実施の共通目標とフェーズ区分

非常時優先業務の実施に際しては、県としての業務実施の共通目標を踏まえた取組が必要となる。この共通目標は、南海地震発生時には、災害対策本部会議から対処方針として示されるものであるが、本計画においては、地震発生後の時間経過に応じてフェーズを区分し、それぞれのフェーズ毎の目標を以下のとおり定め、非常時優先業務選定時の基準の一つとして用いる。

このフェーズ区分毎の目標を職員間で共有することにより、南海地震発生時の業務の優先度の判断や、対策実施のための迅速な意思決定を行うことが可能となることが期待される(図3.1(p.20))。

- フェーズⅠ(地震発生～10時間)の目標：【初動】災害対策本部の体制確立
- フェーズⅡ(10時間～100時間)の目標：【応急】被災者の救命・救助
- フェーズⅢ(100時間～1000時間)の目標：【復旧】県民生活の復旧

表 3.1 非常時優先業務選定基準表

フェーズ区分		主たる対策	業務開始目標時間別の非常時優先業務選定基準		
			業務開始目標時間	該当する業務の考え方	非常時優先業務の例 継続の必要性の高い通常業務 応急業務
I	地震発生 ↓ 10時間	【初動】 災害対策本部の 体制確立	3時間 以内	<ul style="list-style-type: none"> ● 初動体制の確立 ● 被災状況の把握 ● 広域応援要請 ● 救急・救助活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県幹部との連絡 ○ 庁舎機能の維持 ○ 重大行事の延期調整
			3h		
II	10時間 ↓ 100時間	【応急】 被災者の 救命・救助	1日 以内	<ul style="list-style-type: none"> ● 応急活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療救護活動 ○ ボランティア活動支援 ○ 管理施設の応急復旧
			1d		
III	100時間 ↓ 1000時間	【復旧】 県民生活の 復旧	3日 以内	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災者支援 ● 行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公印管守 ○ ネットワーク障害対応 ○ 税窓口業務
			3d		
			1週間 以内	<ul style="list-style-type: none"> ● 復旧・復興業務開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者ニーズ把握 ○ 相談窓口の設置 ○ 健康相談・心のケア
			1w		
			2週間 以内	<ul style="list-style-type: none"> ● 復旧・復興業務本格化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務事務システム運用 ○ 人事管理 ○ 生活保護や各種手当等支給
			2w		<ul style="list-style-type: none"> ※ 状況に応じ、縮小・中断していた業務の再開

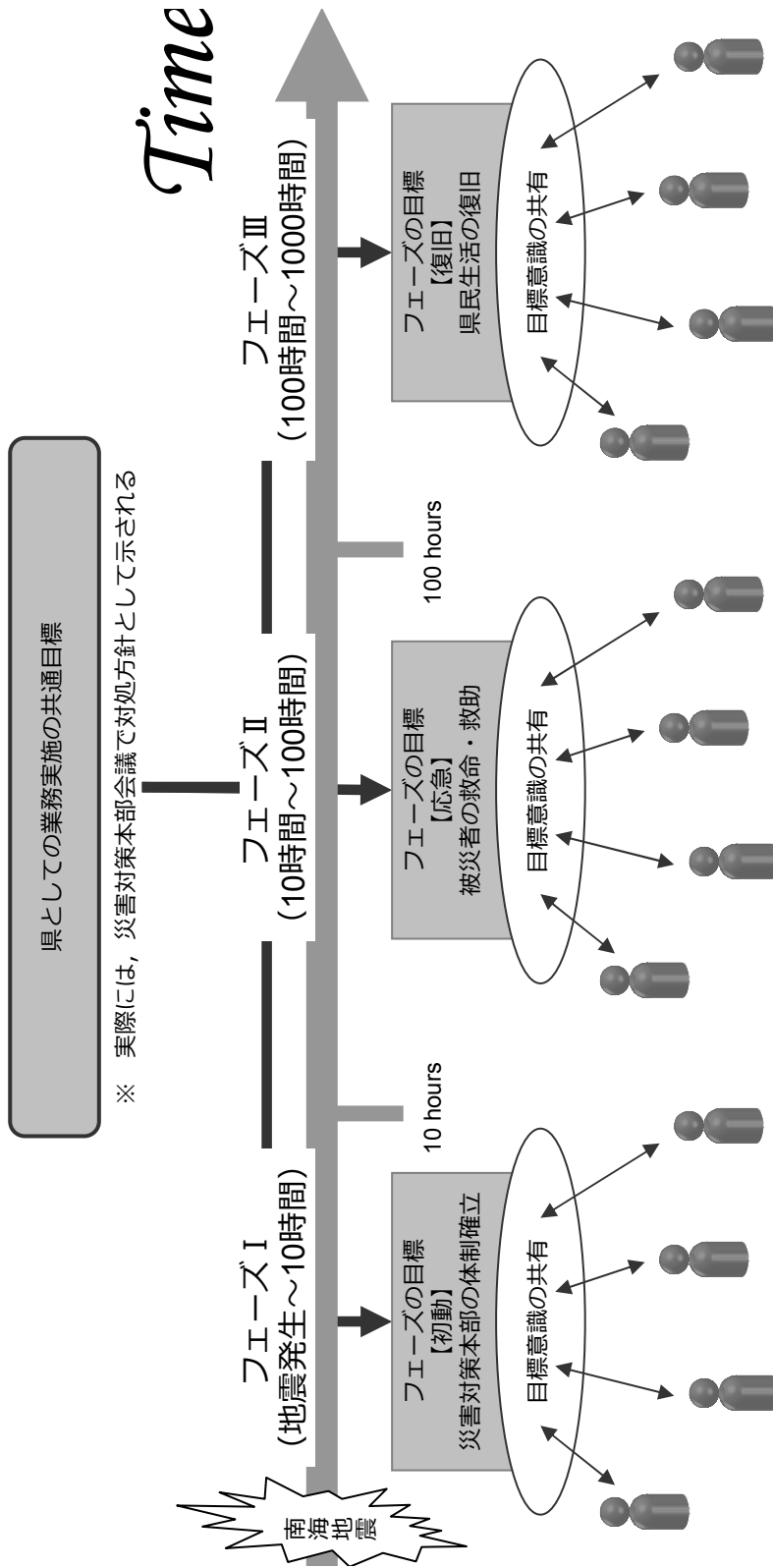


図 3.1 業務実施の共通目標とフェーズ区分

(3) 非常時優先業務の区分と業務継続体制

非常時優先業務区分ごとの業務継続体制は、次のとおり。

- 応急業務は、南海地震発生時に自動設置される災害対策本部による全庁体制により実施する。
- 継続の必要性の高い通常業務は、各部局で実施する。

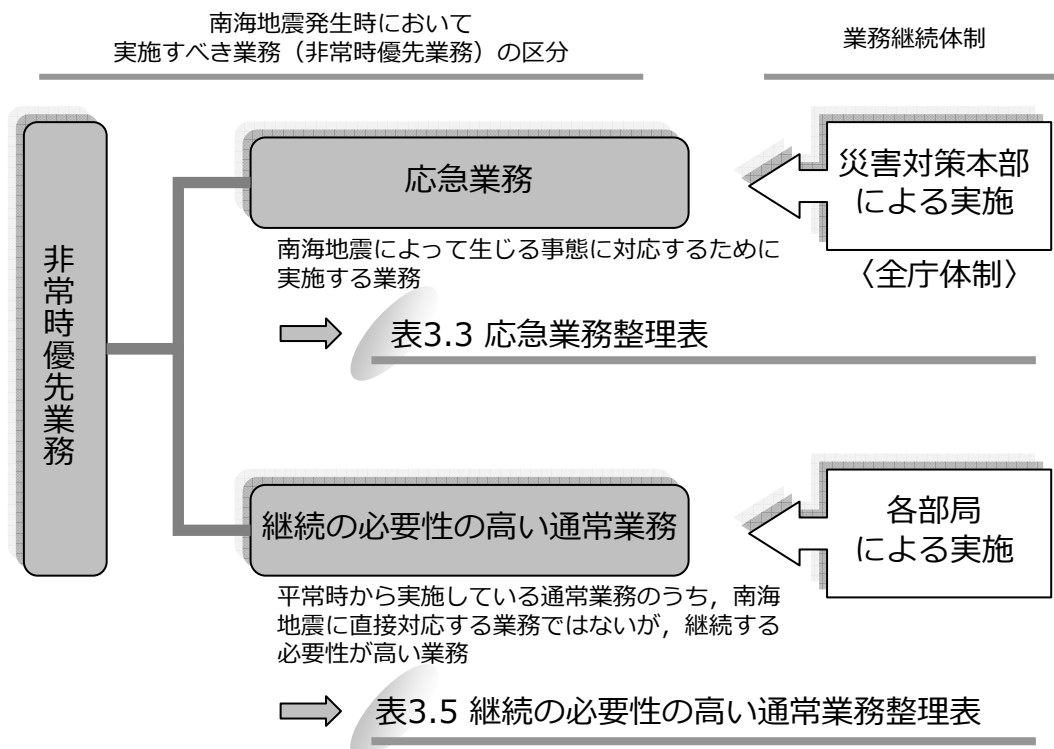


図 3.2 非常時優先業務の区分と業務継続体制

2 応急業務

(1) 応急業務の整理

応急業務は、南海地震によって生じる事態に対応するために実施する業務であり、『徳島県地域防災計画（震災対策編）』や「徳島県災害対策本部運営規程」等で示されている地震に直接対応するための各種対策が含まれる。また、南海地震に直接対応するものではないが、それらを実施するために不可欠な業務も含まれる。

主な応急業務を整理すると「表 3.3 応急業務整理表」のとおりとなる。

また、南海地震発生時に県民の不安を解消するため設置を予定している相談窓口は、表 3.4 (p.38 参照) のとおりとなる。

(2) 業務継続体制＝災害対策本部

南海地震発生時には、知事を本部長とする災害対策本部が自動設置される。

また、各支部も同時に設置される。

災害対策本部本部及び各支部の設置場所は、表 3.2 のとおりである。

応急業務は、災害対策本部による全庁体制により実施される。

表 3.2 災害対策本部・支部の設置場所

名称	設置場所	所管区域
災害対策本部	本庁舎	県下全域
東部支部	東部県土整備局徳島庁舎	徳島市，鳴門市，小松島市，吉野川市，阿波市 勝浦町，上勝町，佐那河内村，石井町，神山町 松茂町，北島町，藍住町，板野町，上板町
南部支部	南部総合県民局美波庁舎	阿南市，那賀町，美波町，牟岐町，海陽町
西部支部	西部総合県民局美馬庁舎	美馬市，三好市，つるぎ町，東みよし町

表 3.3 応急業務整理表

災対本部		応急業務	業務開始目標時間と実施期間				
部	班		3h	1d	3d	1w	2w
共通		所属職員の安否確認、参集確認等	●	→	→	→	→
		執務室の安全確認・スペースの確保	●	→	→		
		所管施設の災害対策に関する事項	●	→	→	→	→
本部事務局	統括調整班	災害対策本部の設置に関すること	●	→	→	→	→
		災害対策本部会議の開催に関すること	●	→	→	→	→
		災害応急対策に係る総合進行管理に関すること	●	→	→	→	→
		災害対策本部事務局統括調整会議の開催に関すること	●	→	→	→	→
		市町村等からの災害応急要請の調整に関すること	●	→	→	→	→
		災害対策基本法第60条第5項に基づく避難勧告及び避難指示に関すること	●	→	→	→	→
		災害警戒・注意喚起の発信に関すること	●	→	→	→	→
		防災関係機関の災害対策本部への招集に関すること	●	→	→	→	→
		地方本部、現地本部及び連絡本部の設置、連絡調整に関すること	●	→	→	→	→
		本部長（知事）等からの特命事項に対する対応調整に関すること	●	→	→	→	→
	その他、事務分掌外事案に係る対応調整に関すること	●	→	→	→	→	
	情報収集班	災害救助法の適用に関すること		●	→	→	→
		激甚災害等の指定及び調整に関すること			●	→	→
		市町村、庁内各部、関係機関等からの被害状況の収集に関すること	●	→	→	→	→
		被災市町村各種要請の窓口業務に関すること	●	→	→	→	→
市町村等への情報提供（一斉FAX）に関すること		●	→	→	→	→	
	気象・地象情報等の収集及び市町村等関係職員への伝達に関すること	●	→	→	→	→	
	被災市町村への被害状況等収集要員の派遣に関すること	●	→	→	→	→	
	災害速報の消防庁への報告に関すること	●	→	→	→	→	
	県警等との被害状況の相互提供及び確認に関すること	●	→	→	→	→	
	被害状況等の関係省庁及び防災関係機関への提供に関すること	●	→	→	→	→	
	避難者数及び避難所開設状況等の把握に関すること	●	→	→	→	→	

災対本部		応急業務	業務開始目標時間と実施期間				
部	班		3h	1d	3d	1w	2w
本部事務局	ン・ライ 班 交通情報 ライ	交通（道路、鉄道等）の規制、運航等に関する情報の収集・整理及び記録、関係部署への伝達等に関すること	●	→	→	→	→
		ライフライン（電気、ガス、水道、通信）の被害状況及び復旧状況に関する情報の収集、整理及び記録、関係部署への伝達に関すること	●	→	→	→	→
	広域応援・救助班	救助部隊（陸上・航空）の活動調整に関すること	●	→	→	→	→
		捜索状況の把握に関すること	●	→	→	→	→
		緊急消防援助隊への応援要請に関すること	●	→	→	→	→
		被災地外消防本部への広域応援の調整に関すること	●	→	→	→	→
		県消防防災航空隊の活動に関すること	●	→	→	→	→
		自衛隊災害派遣要請及び活動調整に関すること	●	→	→	→	→
		管区海上保安部への災害派遣要請に関すること	●	→	→	→	→
		指定行政機関及び指定地方行政機関への応援要請に関すること	●	→	→	→	→
		内閣総理大臣に対する指定行政機関からの職員斡旋要請に関すること	●	→	→	→	→
		他都道府県への応援要請に関すること	●	→	→	→	→
		救助に使用する車両・ヘリコプター・船艇等の確保に関すること	●	→	→	→	→
		事前避難実施時の避難者の搬送に関すること	●	→	→	→	→
	災害救助法の救助事務の取りまとめ等に関すること		●	→	→	→	
	総務班	災害対策本部・地方本部等の人員調整に関すること	●	→	→	→	→
		本部職員等の保健衛生・食料・寝具等の確保に関すること	●	→	→	→	→
		本部業務に必要な場所及び備品、消耗品等の確保に関すること	●	→	→	→	→
		市町村災害対策本部等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に関すること	●	→	→	→	→
		国及び他都道府県の災害応援職員の受入れ、身分取扱い及び宿舎確保に関すること	●	→	→	→	→
自衛隊派遣部隊の受入体制の確保に関すること		●	→	→	→	→	
県有車両及び船舶の集中管理に関すること		●	→	→	→	→	
緊急通行車両の確認手続、車両証の交付に関すること		●	→	→	→	→	
災害用通信施設の機能確保に関すること	●	→	→	→	→		

災対本部		応急業務	業務開始目標時間と実施期間					
部	班		3h	1d	3d	1w	2w	
本部事務局	総務班	通信事業者等外部団体との通信に係る連携に関すること	●	→	→	→	→	
		自衛隊の通信支援の受入れに関すること	●	→	→	→	→	
		自衛隊活動経費に係る調整に関すること	●	→	→	→	→	
		災害見舞金（行政→知事）の受入・管理に関すること		●	→	→	→	
		災害対策関係予算に関すること			●	→	→	
		災害対策本部の経理に関すること			●	→	→	
	広報班	報道機関への被害状況等情報提供に関すること	●	→	→	→	→	
		知事による定例または臨時会見の実施に関すること	●	→	→	→	→	
		生活関連情報の提供に関すること	●	→	→	→	→	
		県の災害対応に関する情報提供及び呼びかけに関すること	●	→	→	→	→	
		報道機関への緊急報道要請に関すること	●	→	→	→	→	
		報道機関からの照会対応に関すること	●	→	→	→	→	
		地域FM局との情報連携・提供に関すること	●	→	→	→	→	
		県ホームページを活用した各種情報提供に関すること	●	→	→	→	→	
		安否情報の提供及び安否情報システム利用等の周知に関すること	●	→	→	→	→	
		被災者等からの相談・苦情・要望の受付に関すること	●	→	→	→	→	
		写真等による情報の収集及び記録対応に関すること	●	→	→	→	→	
		災害の記録及び資料の収集に関すること	●	→	→	→	→	
	渉外班	国現地対策本部との連絡調整に関すること	●	→	→	→	→	
		関西広域連合及び各都道府県間の協定に関すること	●	→	→	→	→	
		国への要望に関すること		●	→	→	→	
		国や他の都道府県などとの連絡調整に関すること			●	→	→	
	危機管理部	消防保安班	消防応援活動調整本部の設置・運営に関すること	●	→	→	→	→
			災害医療本部との調整に関すること	●	→	→	→	→
危険物施設及び高圧ガス施設等の災害対策に関する事項			●	→	→	→	→	

災対本部		応急業務	業務開始目標時間と実施期間				
部	班		3h	1d	3d	1w	2w
危機管理部	県民安全クラス		生活必需品物資の価格需給動向の調査及び対策に関する事項			●	→
		秘書班	住民及び報道機関に対する災害広報に関する事項	●	→	→	→
企画総務部	秘書班	災害見舞及び視察者に関する事項		●	→	→	→
		人事班	職員の安否確認	●	→	→	→
	職員の参集状況把握	●	→	→	→	→	
	職員の罹災状況に関する事項	●	→	→	→	→	
	部又は班の人員調整に関する事項	●	→	→	→	→	
	応援職員の受入れに関する事項		●	→	→	→	
	職員の災害派遣に関する事項		●	→	→	→	
	行政経営班	権限配分に関すること		●	→	→	→
		組織・職制関係事務に関すること		●	→	→	→
	職員厚生班	職員及び県民の健康管理に関する事項（診療業務）	●	→	→	→	→
		災害派遣職員等の応急宿舎に関する事項		●	→	→	→
		職員の健康管理に関する事項（健康相談等業務）		●	→	→	→
		職員の災害補償等に関する事項（相談・認定）		●	→	→	→
	財政班	災害対策の予算措置に関する事項		●	→	→	→
	管財班	県庁舎・合同庁舎等の被害状況の把握及び応急機能確保措置に関する事項	●	→	→	→	→
		災害救助物資等の購入に関する事項	●	→	→	→	→
	管財班	災害救助用資材、人員及び物資の輸送に関する事項		●	→	→	→
		応急仮設住宅の建設用地の確保に関する事項					●
	税務班	災害による県税の減免に関する事項				●	→
	情報班	県庁総合サービスネットワークの被害状況の把握及び復旧に関する事項	●	→	→	→	→
出納班	災害経理（義援金の保管）に関する事項		●	→	→	→	

災对本部		応急業務	業務開始目標時間と実施期間				
部	班		3h	1d	3d	1w	2w
県民環境部	県民との協働班	ボランティア活動の紹介・斡旋		●	→	→	→
		ボランティア活動の内容, 必要人員, 活動拠点等についての情報提供		●	→	→	→
	国際交流戦略班	海外からの支援における国との連絡調整に関する事項		●	→	→	→
		外国語による相談窓口の設置		●	→	→	→
		外国人等に対する外国語による情報提供		●	→	→	→
		被災した外国人の把握		●	→	→	→
	地域情報班	市町村情報ネットワークの被害状況の把握及び復旧の応援に関する事項	●	→	→	→	→
	環境整備班	「災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定」に基づく災害廃棄物処理の助言・情報提供, 調整		●	→	→	→
		一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の災害対策に関する事項		●	→	→	→
		海岸管理者等からの要請に基づく, 海岸漂着物処理の助言・情報提供, 市町村等との調整			●	→	→
		市町村からの要請に基づく, ごみ処理及び災害廃棄物処理の助言・情報提供, 市町村間調整		●	→	→	→
		市町村からの要請に基づく, し尿処理の助言・情報提供, 市町村間調整		●	→	→	→
		大気汚染及び水質汚濁に係る発生源監視に関する事項		●	→	→	→
	保健福祉部	保健福祉政策班	市町村が行う避難対策の全体状況の把握及び必要な連絡調整・指導	●	→	→	→
避難所の開設状況の把握			●	→	→	→	→
地域福祉班		義援金品等に関する事項		●	→	→	→
		災害弔慰金の支給等に関する法律の適用及び実施に関する事項				●	→
		被災した社会福祉施設等への支援				●	→
		罹災低所得者の援護に関する事項				●	→
長寿介護班		被災した障害者及び高齢者等の把握		●	→	→	→
		被災した障害者及び高齢者等に対する情報等の提供			●	→	→
		被災した障害者及び高齢者等のニーズの把握			●	→	→
		被災した障害者及び高齢者等に必要な物資の調達, ホームヘルパーの派遣, 施設への緊急入所等必要な措置			●	→	→
	被災した社会福祉施設等への支援				●	→	
来もこ班未だ	育児関連用品の供給状況, 利用可能な児童福祉サービスの状況等についての情報提供			●	→	→	

災対本部		応急業務	業務開始目標時間と実施期間				
部	班		3h	1d	3d	1w	2w
保健福祉部	こども未来班	保護を要する児童の発見と実態把握、一時保護等必要な措置			●	→	→
		保護を要する児童の発見の通報についての協力依頼			●	→	→
		被災した社会福祉施設等への支援				●	→
		被災児童のメンタルヘルスケア				●	→
	薬務班	「災害時に必要な医薬品等の確保に関する協定」による、県医薬品卸業協会への医薬品及び衛生材料の供給要請		●	→	→	→
		医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の確保に関する事項		●	→	→	→
		業者からの調達又は斡旋による医薬品等の確保		●	→	→	→
		日本赤十字社徳島県支部を通じた徳島県赤十字血液センターからの輸血用血液の必要量の供給の確保		●	→	→	→
		薬剤師の援護業務に関する事項		●	→	→	→
	生活衛生班	と畜場、死亡獣畜取扱場の被害調査に関する事項		●	→	→	→
		給水に関する事項		●	→	→	→
		市町村からの要請による水道施設の応急復旧に係る広域的な支援要請及び支援活動の調整		●	→	→	→
		市町村からの火葬場の斡旋要請による、他の市町村や他の府県への応援の要請		●	→	→	→
		市町村による防災拠点等重要な施設への応急給水の実施に係る支援、調整		●	→	→	→
		応急食料の配布等の状況の調査			●	→	→
		動物に係る相談			●	→	→
		動物救援本部の設置			●	→	→
		仮設救護センターの設置				●	→
		関係機関に対する安全な食品の供給指導				●	→
		危険動物の管理				●	→
		支援物資の調達・配布に係る調整				●	→
		被災地の食品関係業者及び給食施設の実態の把握				●	→
	障害福祉班	被災した障害者の把握		●	→	→	→
		被災した障害者に対する情報等の提供			●	→	→
		被災した障害者のニーズの把握			●	→	→

災対本部		応急業務	業務開始目標時間と実施期間				
部	班		3h	1d	3d	1w	2w
保健福祉部	障害福祉班	被災した障害者に必要な物資の調達，ホームヘルパーの派遣，施設への緊急入所等必要な措置			●	→	→
		被災した社会福祉施設等への支援				●	→
	医療政策班	救護所の設置に関する事項		●	→	→	→
		広域的な医療救護班の派遣，医薬品等の搬送，重症・重篤患者の受入の調整		●	→	→	→
		国及び隣接府県に対する医療救護班の派遣，傷病者の受け入れ及び難病患者等の医療への支援の要請		●	→	→	→
		罹災者の医療救護に関する事項		●	→	→	→
	国保長寿医療班	被災者で保険証を紛失した者に対する再交付に関する事項				●	→
		被災者に対する各種保険給付金の早期支払いに関する事項				●	→
		被災者に対する保険料納入延滞金の免除及び滞納処分の執行猶予に関する事項				●	→
	健康増進班	医療機関の状況把握と医薬品の確保等による難病患者等の医療の確保	●	→	→	→	→
		感染症予防法に基づく患者等に対する措置及び市町村等に対する指示・命令		●	→	→	→
		検病調査の実施		●	→	→	→
		被災した障害者の把握		●	→	→	→
		被災者の栄養指導に関する事項		●	→	→	→
		被災者の健康相談に関する事項		●	→	→	→
		被災者の精神保健相談に関する事項		●	→	→	→
		被災した障害者に対する情報等の提供			●	→	→
		被災した障害者のニーズの把握			●	→	→
		被災した障害者に必要な物資の調達，ホームヘルパーの派遣，施設への緊急入所等必要な措置			●	→	→
		被災者の健康状態の調査			●	→	→
保健指導，健康相談及びメンタルヘルスケア				●	→	→	
市町村の要請に基づく，他の自治体及び厚生労働省に対する保健師等の派遣要請				●	→	→	
他の自治体及び厚生労働省に対する管理栄養士・栄養士の派遣要請				●	→	→	
被災した社会福祉施設等への支援					●	→	

災対本部		応急業務	業務開始目標時間と実施期間				
部	班		3h	1d	3d	1w	2w
商工労働部	商工政策班	商工業者の被害状況の把握に関する事	●	→	→	→	→
		徳島貿易協会会員企業や貿易振興企業などの被災状況に関する事			●		
	地域経済班	生活必需物資の確保に関する事項	●	→	→	→	→
		中小企業に対する災害金融に関する事項			●	→	→
	雇用労働班	労働相談業務				●	→
戦略班	観光	旅行業法・通訳案内士法による登録等の業務に関する事（応急業務：旅行者への問い合わせ、相談窓口を含む）		●	→	→	→
農林水産部	農林水産政策班	農林水産関係の災害報告及び関連事業の取りまとめに関する事	●	→	→	→	→
		農林漁業関係災害の金融に関する事項				●	→
		農業関係の激甚災指定の取りまとめに関する事項				●	→
	指導班	農協共同利用施設の災害に関する事項			●	→	→
	とくしま戦略班	主要食糧及び副食農産物の確保に関する事項	●	→	→	→	→
		市町村からの要請による応急食料（米穀等）の緊急引渡措置		●	→	→	→
		保管農産物の安全対策に関する事項		●	→	→	
	畜産班	畜産物、畜産施設の被害状況に関する事項		●	→	→	
		家畜伝染病予防及び防疫に関する事項			●		
		流通飼料及び飼料作物に関する事項			●		
	農村農地政策班	山村振興対策補助施設の災害対策に関する事項	●	→	→	→	→
		土地改良財産の災害対策に関する事項	●	→	→	→	→
		農地、農業用施設及び耕地海岸の災害対策に関する事項	●	→	→	→	→
	整備班	農業用ダム・農業用ため池の異常の有無の報告及び被害拡大の防止	●	→	→	→	→
		農地、農業用施設及び耕地海岸の災害対策に関する事項	●	→	→	→	→
森林整備班	治山及び林道施設の災害対策に関する事項	●	→	→	→	→	
	保安林の被害状況の取りまとめに関する事項	●	→	→	→	→	
水産班	災害輸送用漁船の確保に関する事項	●	→	→	→	→	

災対本部		応急業務	業務開始目標時間と実施期間				
部	班		3h	1d	3d	1w	2w
農林水産部	水産班		水産物被害の把握及び水産物・水産加工品の確保に関する事項		●	→	→
		水産関係の激甚災指定の取りまとめに関する事項				●	→
	技術支援センター	農林水産総合技術支援センターの被害状況の取りまとめに関する事項		●	→	→	→
		農業被害調査に関する事項		●	→	→	→
		農作物被害等の技術対策の推進に関する事項		●	→	→	→
県土整備部	企画班	建設業者の確保に関する事項	●	→	→	→	→
		道路班	災害時における道路及び橋梁の使用に関する事項	●	→	→	→
	都市計画班	都市計画施設等の災害対策に関する事項	●	→	→	→	→
		河川班	ダムへの各種連絡等に関する事項	●	→	→	→
	ダムからの情報(被害状況) 収受, 分析集計に関する事項		●	→	→	→	→
	河川・海岸施設の応急復旧に関する事項			●	→	→	→
	砂防班	土砂災害の被害状況の取りまとめに関する事項	●	→	→	→	→
		土砂災害への応急対策に関する事項		●	→	→	→
		土砂災害警戒情報に関する事項			●	→	
	住宅班	被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士等による被災建築物及び被災住宅地に対する安全対策		●	→	→	→
		応急仮設住宅の建設用地の選定			●	→	→
		公営住宅の空き住宅への優先入居等の措置			●	→	→
		県宅地建物取引業協会に対し、民間賃貸住宅の空き住宅への入居斡旋の依頼			●	→	→
		「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づくプレハブ建築協会への協力の要請				●	→
		住宅関係災害の金融に関する事項				●	→
	営繕班	公共施設の応急措置に関する事項	●	→	→	→	→
		応急仮設住宅の建設に関する事項	●	→	→	→	→
港湾空港整備班	港湾、漁港及び海岸施設の災害対策に関する事項	●	→	→	→	→	
	災害輸送用船舶の確保に関する事項	●	→	→	→	→	
	港湾施設災害復旧事業に関する事項		●	→	→	→	

災对本部		応急業務	業務開始目標時間と実施期間				
部	班		3h	1d	3d	1w	2w
県土整備部	交通戦略班	公共交通機関の被害状況調査に関する事項	●	→	→	→	→
		災害輸送車両の確保に関する事項	●	→	→	→	→
企業部	総務班	企業局災害対策本部の設置・運営	●	→	→	→	→
		工業用水道，駐車場，工業団地の被害確認	●	→	→	→	→
		被害状況のとりまとめ及び報告	●	→	→	→	→
		指定管理者との連絡調整	●	→	→	→	→
		工業用水道ユーザーとの対応協議，調整	●	→	→	→	→
		災害復旧計画策定		●	→	→	→
	電力班	電気機械施設の被害状況確認	●	→	→	→	→
		四電との対応協議・調整	●	→	→	→	→
		復旧工事計画，業者選定，資材の調達		●	→	→	→
		電気機械施設の復旧		●	→	→	→
	工務班	土木，建築施設の被害状況確認	●	→	→	→	→
		復旧工事計画，業者選定，資材の調達		●	→	→	→
		土木，建築施設の復旧		●	→	→	→
	病院部	病院班	入院・外来患者の被害に関する対応	●	→	→	→
緊急患者の調整に関する対応			●	→	→	→	→
各県立病院の被害状況等の把握			●	→	→		
DMAT及び医療救護班の調整			●	→	→		
災害広報に関する対応			●	→	→		
病院局内消費用の物資の調達				●	→		
医事に関すること					●	→	→

災对本部		応急業務	業務開始目標時間と実施期間				
部	班		3h	1d	3d	1w	2w
教育部	総務班	教育関係広報に関する事項	●	→	→	→	→
	学校政策班	小中学校，高校及び特別支援学校のカウンセリング指導等の応急教育に関すること				●	→
		小中学校の災害時の教科指導，教科書・学用品等の斡旋・調達等の応急教育に関すること				●	→
		高校の災害時の教科指導，教科書・学用品等の斡旋・調達等の応急教育に関すること				●	→
		児童生徒の転入学措置に関すること					●
		被災生徒の授業料の減免に関すること					●
	生涯学習政策班	社会教育施設に関する被害状況確認・連絡調整等		●	→	→	→
		青少年団体・婦人団体等の被害状況確認・連絡調整等		●	→	→	→
		放課後子ども教室等の被害状況確認・連絡調整等		●	→	→	→
	南部支部	企画振興実施班	支部（南部支部）の設置	●			
支部会議の開催			●	→	→	→	→
報道機関に対する情報提供			●	→	→	→	→
市町への職員派遣			●	→	→	→	→
被災市町からの情報収集（被害状況，災对本部設置状況，応援要請確認）			●	→	→	→	→
災害情報・ライフラインの状況情報収集			●	→	→	→	→
LPGガス，高圧ガス，火薬取扱施設等の被災状況確認			●	→	→	→	→
災害対策本部への応援要請等				●	→	→	→
救助用備蓄資機材の搬出準備，移送先調整				●	→	→	→
災害ボランティアの受入・派遣調整				●	→	→	→
災害救助用資材，人員及び物資の輸送					●	→	→
災害発生時の管内被災市町への連絡要員の派遣に関すること					●	→	→
保健福祉環境実施班		災害拠点病院の被災状況の把握及び周知	●	→	→	→	→
	公害・廃棄物関連施設の被災状況確認	●	→	→	→	→	
	有害物等保管施設の被災状況確認	●	→	→	→	→	

災対本部		応急業務	業務開始目標時間と実施期間				
部	班		3h	1d	3d	1w	2w
南部支部	保健福祉環境実施班	市町村が行う避難対策の全体状況の把握及び必要な連絡調整・指導	●	→	→	→	→
		避難所の開設状況の把握	●	→	→	→	→
		医療機関の被害状況及び稼働状況の把握		●	→	→	→
		医療救護所の設置状況の把握		●	→	→	→
		避難所利用者の健康状況把握及び保健指導に関すること		●	→	→	→
		精神障害者、結核、難病等治療中の者の被災状況の把握及び支援		●	→	→	→
		避難所等における食品衛生指導に関すること		●	→	→	→
		水道施設の被災状況確認に関すること		●	→	→	→
		仮設診療所の設置・運営			●	→	→
		避難所の衛生状況調査及び指導に関すること			●	→	→
		火葬場の被災状況確認に関すること			●	→	→
		床上浸水家屋等の消毒指導等防疫に関すること				●	→
		防疫薬剤の搬送に関すること				●	→
		住民への保健指導				●	→
		被災児童のメンタルヘルスケア				●	→
		被災児童福祉の相談				●	→
		心の相談窓口の設置				●	→
		巡回栄養相談					●
	巡回歯科相談					●	
	農林水産実施班	農地、農業用施設の被害状況の取りまとめ（管内市町村、土地改良区等）		●	→	→	→
		農業用ため池の緊急点検、被害状況の取りまとめ（管内市町村、土地改良区等）		●	→	→	→
		土地改良財産の被害状況の取りまとめ（管内市町村、土地改良区等）		●	→	→	→
		林業、森林被害、林産物及び林産施設の被害状況の取りまとめ及び林業被害等の技術対策に関すること				●	→
		農作物被害状況の取りまとめ				●	→
		農作物被害等の技術対策に関すること				●	→

災对本部		応急業務	業務開始目標時間と実施期間				
部	班		3h	1d	3d	1w	2w
南部支部	農林水産実施班	畜産施設の被害状況の取りまとめに関すること				●	→
		水産物の被害の把握，水産物・水産加工物の確保に関すること				●	→
		県土整備部との連携，漁港の監視・漁港被害の把握・激甚災の取りまとめに関すること				●	→
		被害農業者等に対する相談窓口の開設（技術支援，資金融資等）				●	→
		農業共同利用施設，畜産施設等の災害対策の検討					●
		農業共同利用施設災害復旧事業計画作成					●
		農地，農業用施設の災害復旧事業計画作成（管内市町村，土地改良区等）					●
	県土整備実施班	緊急輸送路，重要路線の通行可否の確認・緊急措置	●	→	→	→	→
		災害発生箇所の把握（人的被害の有無）・調査	●	→	→	→	→
		土砂災害発生箇所の把握（人的被害の有無）・調査	●	→	→	→	→
		港湾施設被災箇所の確認・調査	●	→	→	→	→
		海岸保全施設被災箇所の確認・調査	●	→	→	→	→
		砂防施設被災箇所の確認・調査	●	→	→	→	→
		河川管理施設・ダム管理施設被災箇所の確認・調査	●	→	→	→	→
		住民に対する通行不能箇所，状況等の情報提供	●	→	→	→	→
		被災箇所の速報報告		●	→	→	→
		緊急輸送路，重要路線の通行不能区間の応急復旧工事		●	→	→	→
		全体的な被災状況の取りまとめ（速報）				●	→
		公共土木施設の応急復旧工事				●	→
本復旧工事					●		
西部支部	企画振興実施班	支部（西部支部）の設置	●				
		支部会議の開催	●	→	→	→	→
		市町派遣（徳島県職員災害応援隊）：美馬市，三好市，つるぎ町，東みよし町	●	→	→	→	→

災对本部		応急業務	業務開始目標時間と実施期間				
部	班		3h	1d	3d	1w	2w
西部支部	企画振興実施班	市町、消防本部、警察署等との連絡・情報収集	●	→	→	→	→
		災害情報・ライフラインの状況情報収集	●	→	→	→	→
		災害対策本部への応援要請等		●	→	→	→
		救助用備蓄資機材の搬出準備、移送先調整		●	→	→	→
		災害ボランティアの受入・派遣調整		●	→	→	→
		災害発生時の管内被災市町への連絡要員の派遣に関すること			●	→	→
	環境健康福祉班	市町村が行う避難対策の全体状況の把握及び必要な連絡調整・指導	●	→	→	→	→
		避難所の開設状況の把握	●	→	→	→	→
	農林水産実施班	工事現場の安全確保点検(治山・林道)	●	→	→	→	→
		工事現場の安全確保点検(農村保全関係)		●	→	→	→
		農業用ため池の緊急点検		●	→	→	
	県土整備実施班	緊急輸送路、重要路線の通行可否の確認	●	→			
		道路施設被災箇所の確認	●	→	→		
		急傾斜地崩壊対策施設被災箇所の確認	●	→	→		
		河川管理施設被災箇所の確認	●	→	→		
		砂防施設被災箇所の確認	●	→	→		
		地すべり被災箇所の確認	●	→	→		
		住民に対する通行不能箇所、状況等の情報提供	●	→	→		
		被災箇所の速報報告	●	→	→		
		土砂災害発生箇所の把握(人的被害の有無)		●	→		
緊急輸送路、重要路線の通行不能区間の応急復旧工事			●	→	→	→	
全体的な被災状況の取りまとめ(速報)					●	→	
公共土木施設の応急復旧工事				●	→		

災对本部		応急業務	業務開始目標時刻と実施期間				
部	班		3h	1d	3d	1w	2w
			東 部 支 部	東 部 福 祉 保 健 班	市町村が行う避難対策の全体状況の把握及び必要な連絡調整・指導	●	→
避難所の開設状況の把握	●	→			→	→	
土 東 整 部 備 県 班	支部会議，支部事務局に関する事項	●		→	→	→	→

注) 「業務開始目標時刻と実施期間」欄の区分

- 3h : 地震発生後 3時間以内
- 1d : 地震発生後 1日以内
- 3d : 地震発生後 3日以内
- 1w : 地震発生後 1週間以内
- 2w : 地震発生後 2週間以内

表 3.4 地震被害に係る相談窓口設置一覧

相談の内容	主たる担当部・班		設置目標		
	部	班	1d	3d	1w
ライフライン事業者からの照会・相談	危機管理部	危機管理政策班	●		
ボランティア活動の紹介・相談	危機管理部 県民環境部 保健福祉部	南海地震防災課 県民との協働班 保健福祉政策班	●		
生活再建支援制度に関する相談	危機管理部	南海地震防災班		●	
生活資金等の貸付の相談	保健福祉部	保健福祉政策班			●
県税の減免・申告等の期限延長、納税の猶予に関する相談	企画総務部	税務班			●
訪問販売や悪質商法等相談	危機管理部	県民くらし安全班			●
被災外国人の支援に関する相談	県民環境部	国際交流戦略班	●		
生活関連物資の物価情報に関する相談	危機管理部	県民くらし安全班			●
住宅応急修理の支援制度に関する相談	県土整備部	住宅班		●	
被災地住宅の確保（各種支援制度）に関する相談	県土整備部	住宅班		●	
公共交通に関する相談	県土整備部	交通政策班	●		
こころのケアの相談	保健福祉部	健康増進班		●	
障害者の方の相談窓口	保健福祉部	健康増進班 障害福祉班	●		
被災者の医療・健康に関する相談	保健福祉部	健康増進班	●		
高齢者支援に関する相談	保健福祉部	長寿社会班	●		
子供の支援に関する相談	保健福祉部	こども未来班	●		
衛生・環境、ペットの保護に関する相談	保健福祉部	生活衛生班		●	
義援金、義援物資に関する相談	保健福祉部	保健福祉政策班	●		
労働に関する相談	商工労働部	労働雇用班		●	
中小企業の金融・経営に関する相談	商工労働部	地域経済班		●	
観光客の安否に関する相談	商工労働部	観光戦略班	●		
被災者のホテル等での一時避難等の相談	商工労働部 保健福祉部	観光戦略班 生活衛生班		●	
農業経営に関する相談	農林水産部	農林水産政策班			●
農林水産業関係に関する相談	農林水産部	農林水産政策班		●	
学校教育に関する相談	教育部	総務班		●	

注) 設置目標：「1d」地震発生後1日以内。「3d」3日以内。「1w」1週間以内。

3 継続の必要性の高い通常業務

(1) 継続の必要性の高い通常業務の整理

南海地震発生時における県の最大の責務は、県民の生命・身体・財産を守り、被害を最小限にすることである。そのため、県として実施すべき業務としては、地震に直接対応するための応急業務が優先され、通常業務については、積極的に縮小・中断すべきであると考えられる。

しかし、通常業務には、県民生活に密接に関わる業務や、県庁の基幹的な組織機能やオフィス機能を維持するためのものも存在している。これらについては、南海地震発生時といえども、その業務を実施しなければ県民生活に混乱を招いたり、県の組織が維持できなくなる等のおそれがある。これらの業務については、「継続の必要性の高い通常業務」として非常時優先業務に位置づけ、所管する各部局での業務継続が求められる。

主な継続の必要性の高い通常業務を整理すると「表 3.5 継続の必要性の高い通常業務整理表」(p.40)のとおりとなる。

なお、継続の必要性の高い通常業務に分類している業務には、応急業務との識別が難しいものも含まれているが、いずれも非常時優先業務であることから、本計画では、いずれの業務に区分するのかについては、所管部局（所属）の判断を尊重している。

(2) 業務継続体制＝各部局での体制

各部局は、それぞれ所管する継続の必要性の高い通常業務を実施するとともに、実施状況を把握する。ただし、業務の実施に際して、部局内での応援や調整が困難となる程に人員や資機材の不足などが生じ、業務の停止・遅延などにより県民生活に悪影響を及ぼしかねない場合には、応急業務での取扱いに準じ、本部事務局や本部企画総務部等を通じて、全庁的な調整を行う。

なお、各部局は、平常時から、人員が不足する所属への部局内職員の応援など、継続の必要性の高い通常業務を円滑に実施する体制の整備を図る。

表 3.5 継続の必要性の高い通常業務整理表

部局	所属	継続の必要性の高い通常業務	業務開始目標時間と実施期間				
			3h	1d	3d	1w	2w
危機管理部	消防保安課	液化石油ガス法による許可、登録、認定及び届出並びに免状交付に関すること			○	◇	◇
		火薬類取締法による許可、認可及び届出並びに免状交付に関すること			○	◇	◇
		高圧ガス保安法による許可及び届出並びに免状交付に関すること			○	◇	◇
		消防法による許可及び届出並びに免状交付に関すること				○	◇
	県民くらし安全局	消費生活の危機管理に関すること			○	◇	◇
		交通安全の危機管理に関すること			○	◇	◇
		食品安全の危機管理に関すること			○	◇	◇
企画総務部	秘書課	記者会見、資料提供、HPの運用	○	◇	◇	◇	◇
	法務課	公印の管守に関すること		○	◇	◇	◇
		文書の收受発送事務			○	◇	◇
	人事課	人事管理に関すること				○	◇
	職員厚生課	共済組合被扶養者の認定等業務		○	◇	◇	◇
	財政課	県の予算及び財政に関する業務			○	◇	◇
		議会に関する業務				○	◇
	管財課	本庁舎及び合同庁舎等の管理に関すること	○	◇	◇	◇	◇
		県有車両の管理運営に関すること			○	◇	◇
		庁内の物品調達に関すること			○	◇	◇
		本庁舎及び合同庁舎等の設備の維持管理に関すること			○	◇	◇
		財産の管理・処分等に関すること					○
	税務課	各課税業務等の電算システム（全12システム）の運用管理に関すること	○	◇	◇	◇	◇
		県税の月報、過誤納金還付充当、税務事務の電子化に関すること		○	◇	◇	◇
		収納消込に関すること		○	◇	◇	◇

部局	所属	継続の必要性の高い通常業務	業務開始目標時間と実施期間				
			3h	1d	3d	1w	2w
企画総務部	税務課	県税の賦課指導に関すること				○	▷
		個人県民税の徴収対策、不服申立、徴収事務・収納管理事務の指導に関すること				○	▷
		市町村交付金に関すること				○	▷
	情報システム課	ファイルサーバシステムの継続的・安定的な運用	○	▷	▷	▷	▷
		ホームページシステムの継続的・安定的運用に向けた基幹部分の技術的支援	○	▷	▷	▷	▷
		ネットワークセキュリティの確保	○	▷	▷	▷	▷
		新グループウェアの運用関係	○	▷	▷	▷	▷
		障害発生時の対応等（早期の復旧作業等）		○	▷	▷	▷
		県庁総合サービスネットワーク（全庁LAN）の継続的・安定的な運用			○	▷	▷
		ホストコンピュータの継続的・安定的な運用（アウトソーシング業務）			○	▷	▷
		電子計算機自営処理業務の継続的・安定的運用			○	▷	▷
		国等とのネットワーク接続の継続的な維持・運用			○	▷	▷
		新給与システムの継続的・安定的な運用				○	▷
		総務事務システムの継続的・安定的な運用					○
		電子決裁・文書管理システムの継続的・安定的な運用					○
	予算編成システムの継続的・安定的な運用					○	
	総務事務管理課	年末調整事務（11～1月に限る）			○	▷	▷
		住民税に関すること（5～6月に限る）				○	▷
	東部県税局 （徳島）	各申告税目の受付・調定・電算入力		○	▷	▷	▷
		納税証明書、収納等窓口業務に関すること		○	▷	▷	▷
		徴収猶予・口座振替・欠損処分・執行停止の管理事務に関すること		○	▷	▷	▷
		税務調査の事務に関すること				○	▷
	東部県税局 （吉野川）	各申告税目の受付・調定・電算入力		○	▷	▷	▷
納税証明書、収納等窓口業務に関すること			○	▷	▷	▷	
徴収猶予・口座振替・欠損処分・執行停止の管理事務に関すること			○	▷	▷	▷	

部局	所属	継続の必要性の高い通常業務	業務開始目標時間と実施期間				
			3h	1d	3d	1w	2w
企画総務部	(東部 吉野川 税務局)	税務調査の事務に関すること				○	◇
県民環境部	県民との協働課	とくしま県民活動プラザの運営管理に関すること		○	◇	◇	◇
		県庁コールセンターに関すること			○	◇	◇
		県民広聴・県政相談に関すること			○	◇	◇
		県民サービスセンターに関すること				○	◇
	男女参画課 青少年	徳島県立男女共同参画交流センター及び徳島県青少年センターに関する業務		○	◇	◇	◇
		男女共同参画社会の推進に係る企画及び調整に関する業務			○	◇	◇
		青少年対策の企画及び調整に関する業務			○	◇	◇
	地域振興総局 市町村課	市町村振興資金に関すること		○	◇	◇	◇
		住民基本台帳法に関すること		○	◇	◇	◇
		市町村等の行政運営の助言等に関すること				○	◇
		地方交付税の算定に関すること				○	◇
		選挙管理委員会に関すること				○	◇
		市町村税に関すること				○	◇
		地方債の同意等に関すること					○
		地方交付税の検査に関すること					○
	地域振興総局 地域情報課	市町村のL G W A Nに関すること			○	◇	◇
		電子自治体共同システムに関すること			○	◇	◇
		公的個人認証サービスに関すること			○	◇	◇
		市町村の情報セキュリティに関すること				○	◇
情報通信基盤整備事業に関すること					○	◇	

部局	所属	継続の必要性の高い通常業務	業務開始目標時間と実施期間				
			3h	1d	3d	1w	2w
県民環境部	環境総局自然環境課	自然公園の整備，管理及び運営に関すること					○
		自然再生事業の推進に関すること					○
		野生生物及び希少野生生物の保護，継承に関すること					○
	環境総局環境整備課	産業廃棄物の適正処理の指導や産業廃棄物の不適正処理の防止に関すること		○	◇	◇	◇
		産業廃棄物処理施設や産業廃棄物処理業に関する許認可業務		○	◇	◇	◇
		市町村等の一般廃棄物処理施設整備事業の指導や一般廃棄物処理施設に関する許認可業務		○	◇	◇	◇
		浄化槽法の施行に関すること		○	◇	◇	◇
		公共関与による廃棄物処分事業に関すること		○	◇	◇	◇
		使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に関すること			○	◇	◇
		特定家庭用機器再商品化法の施行に関すること			○	◇	◇
		特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の施行に関すること			○	◇	◇
	環境総局環境管理課	大気，水質の監視に関すること		○	◇	◇	◇
		環境事故への対応に関すること		○	◇	◇	◇
		アスベスト除去工事に係る届出の審査及び指導に関すること		○	◇	◇	◇
	保健福祉部	福祉課	介護福祉士修学資金貸付金の支出				○
毒物及び劇物に係る危機管理に関すること				○	◇	◇	◇
薬務課		血液製剤の安定供給の確保等		○	◇	◇	◇
		障害児施設給付			○	◇	◇
障害福祉課		自立支援医療（更生医療）事務，重度心身障害者医療費助成事業事務			○	◇	◇
		心身障害者（児）在宅介護等支援事業事務			○	◇	◇
		身体障害者手帳事務，療育手帳事務			○	◇	◇
	特別児童扶養手当支給事務，特別障害者手当・障害児福祉手当等事務			○	◇	◇	
人権課	人権相談・法律相談に関すること				○	◇	

部局	所属	継続の必要性の高い通常業務	業務開始目標時間と実施期間				
			3h	1d	3d	1w	2w
保健福祉部	東部保健福祉局（徳島）	生活保護の決定及び支給				○	◇
		母子・寡婦福祉資金の貸付と償還指導				○	◇
		医療扶助・介護扶助の実施				○	◇
		児童扶養手当の支給				○	◇
		特別児童扶養手当の支給				○	◇
		特別障害者手当等の支給				○	◇
		母子家庭等医療費助成				○	◇
商工労働部	商工政策課	商工会法及び商工会議所法に関すること				○	◇
		中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に関すること				○	◇
		商工団体の総合調整に関すること				○	◇
	地域経済課	金融機関との連絡調整に関すること			○	◇	◇
		貸金業に関すること				○	◇
		中小企業向け融資制度に関すること				○	◇
		大規模小売り店舗立地法に関すること					○
	新産業戦略課	LEDバレイ構想に関すること			○	◇	◇
		地域クラスター創成事業に関すること			○	◇	◇
	産業立地課	企業誘致（製造業等）に関すること				○	◇
		情報通信関連産業の誘致に関すること				○	◇
	勤政労働局雇用課	職場適応訓練，重度心身障害者雇用奨励金の支給業務				○	◇
農林水産部	ブランド戦略総局とくしまブランド戦略課	県産農産物等の販売に関すること					○

部局	所属	継続の必要性の高い通常業務	業務開始目標時間と実施期間				
			3h	1d	3d	1w	2w
農林水産部	畜産課 戦略総局	家畜伝染病予防業務				○	◇
	水産課 戦略総局	魚類防疫対策等に関すること				○	◇
		赤潮及び貝毒の被害防止対策に関すること				○	◇
		漁業取締・指導に関すること					○
		漁業許可等に関すること					○
	局(徳島) 東部農林水産	農作物の作況及び農業災害業務に関すること			○	◇	◇
	局(吉野川) 東部農林水産	ため池等整備事業に関すること		○	◇	◇	◇
		林野地地すべり防止事業に関すること		○	◇	◇	◇
		農薬に関すること			○	◇	◇
	県土整備部	政策課 県土整備	危機管理に関すること		○	◇	◇
公共事業予算に関する事務							○
建設管理課		積算基準や資材単価に関すること			○	◇	◇
		電子入札システムや工事基礎情報管理システム等の維持			○	◇	◇
		建設業許可申請及び経営事項審査			○	◇	◇
		入札参加資格制限措置や建設業法による指導監督に関すること			○	◇	◇
		建設業許可に関すること				○	◇
		浄化槽法の施行に関すること				○	◇
		入札参加資格申請に関すること				○	◇
建設工事紛争審査会に関すること						○	
用地対策課		都市計画施設等の災害対策の応援に関する事項		○	◇	◇	◇
	地価調査及び地価公示に関すること			○	◇	◇	
	知事の行う事業認定に関すること				○	◇	

部局	所属	継続の必要性の高い通常業務	業務開始目標時間と実施期間				
			3h	1d	3d	1w	2w
県土整備部	用地対策課	土地利用指導要項に関すること				○	◇
		公用地公共用地取得特別会計予算に関すること					○
	都市計画課	特定事業移転促進貸付金に関すること					○
		県営都市公園の維持管理に関する事務			○	◇	◇
		県営駐車場の管理に関する事務			○	◇	◇
		県有財産の管理に関する事務				○	◇
		都市計画（施設，土地利用）に関する事務					○
		都市計画区域の指定等に関する事務					○
		屋外広告物，風致地区に関する事務					○
		まちづくり交付金に関する事務					○
	環境水課	流域下水道の処理場等の運営管理に関すること	○	◇	◇	◇	◇
	営繕課	営繕工事の総合調整に関すること		○	◇	◇	◇
		委託営繕工事の設計，監理及び技術指導に関すること			○	◇	◇
		県有建物の営繕工事の設計，監理及び技術指導に関すること			○	◇	◇
		営繕工事の見積に関すること				○	◇
	道路総局道路整備課	異常気象時における通行規制等に関すること	○	◇	◇	◇	◇
		道路の占用に関すること	○	◇	◇	◇	◇
		道路防災情報システムに関すること	○	◇	◇	◇	◇
		特殊車両の通行に関すること	○	◇	◇	◇	◇
		道路管理に関する訴訟，和解又は損害賠償に関すること		○	◇	◇	◇
		緊急地方道路整備事業に関すること				○	◇
		交通安全施設等整備事業に関すること				○	◇
		交通安全対策事業に関すること				○	◇
道路維持修繕事業に関すること					○	◇	
道路改築事業に関すること					○	◇	

部局	所属	継続の必要性の高い通常業務	業務開始目標時間と実施期間				
			3h	1d	3d	1w	2w
県土整備部	道 格路 道総 路局 課高 規	交通インフラ管理者との連絡調整	○	◇	◇	◇	◇
		高速道路，地域高規格道路に係る設計協議や関係者間の連絡調整（国土交通省，西日本高速道路(株)，市町，地元住民）に関する事 と		○	◇	◇	◇
	域河 振川 局興 流	吉野川・那賀川等の濁水調整に関する事 と			○	◇	◇
		防河 防川 災局 課砂	災害査定に関する事 と		○	◇	◇
	運 輸 総 局 運 輸 政 策 課	市町村災害復旧事業の指導監督に関する事 と				○	◇
		マリンターミナルに関する事 と		○	◇	◇	◇
		空港周辺整備用地の利活用に関する事 と		○	◇	◇	◇
		マリンピア沖洲第2期事業に関する事 と					○
		沖洲ふ頭整備事業に関する事 と					○
	運 輸 総 局 交 通 戦 略 課	徳島小松島港赤石地区，津田地区整備事業に関する事 と					○
		交通政策の調整に関する事 と				○	◇
		バス事業に関する事 と				○	◇
		海上交通に関する事 と				○	◇
		航空事業に関する事 と				○	◇
		鉄道事業に関する事 と				○	◇
		交通渋滞対策に関する事 と				○	◇
		徳島ハイウェイサービス(株)に関する事 と				○	◇
		航空路線の確保・充実に関する事 と				○	◇
		四国運輸局との関係に関する事 と					○
	運 輸 総 局 港 湾 課	徳島空港の利用促進に関する事 と					○
陸間・樞門に関する事 と		○	◇	◇	◇	◇	
港湾の防災計画に関する事 と			○	◇	◇	◇	
		港湾保安対策に関する事 と		○	◇	◇	

部局	所属	継続の必要性の高い通常業務	業務開始目標時間と実施期間				
			3h	1d	3d	1w	2w
県土整備部	運輸総局 港湾空港課	港湾改修事業、港湾環境整備事業、県単港湾整備事業等に関する事			○	◇	◇
		港湾海岸保全施設整備事業、県単港湾海岸施設維持補修事業等に関する事			○	◇	◇
		港湾及び港湾海岸の整備計画に関する事			○	◇	◇
		漁港の整備計画（工事）に関する事			○	◇	◇
		港湾施設等の占用料及び使用料に関する事			○	◇	◇
		空港周辺整備事業の工務に関する事			○	◇	◇
		公有財産の管理に関する事				○	◇
		直轄事業の調整に関する事					○
		放置艇及び沈・廃船対策に関する事					○
	東部県土整備局 (徳島)	道路維持作業、道路点検に関する事			○	◇	◇
		道路維持（橋梁）補修事業の事務に関する事			○	◇	◇
		徳島環状線及び徳島東環状線の工務に関する事			○	◇	◇
		ゲート等の制御施設、警報施設等の操作			○	◇	◇
		ダム調査測定基準に基づく調査、統計報告等			○	◇	◇
		建築基準法等の施行に関する事			○	◇	◇
		住宅金融公庫受託事務等			○	◇	◇
		道路占用・道路工事承認等に関する事				○	◇
		道路パトロールに関する事				○	◇
		港湾施設占使用等、許認可申請受理事務				○	◇
		河川パトロール・点検に関する事				○	◇
		河川の占用に関する事				○	◇
		砂防地域内の行為の許可等に関する事				○	◇
		加賀須野橋可動機の操作管理に関する事				○	◇
建設業法に関する事				○	◇		
県有車両の整備管理及び運転に関する事				○	◇		

部局	所属	継続の必要性の高い通常業務	業務開始目標時間と実施期間				
			3h	1d	3d	1w	2w
県土整備部	東部県土整備局（鳴門）	道路維持作業、道路点検に関すること			○	◇	◇
		道路維持（橋梁）補修事業の事務に関すること			○	◇	◇
		建築基準法等の施行に関すること			○	◇	◇
		道路占用・道路工事承認等に関すること				○	◇
		建設業法に関すること				○	◇
	東部県土整備局（吉野川）	道路維持作業に関すること			○	◇	◇
		建築基準法等の施行、住宅金融支援機構受託事務等			○	◇	◇
		道路パトロールに関すること				○	◇
		宮川内ダムの諸設備の維持管理及び操作に関すること				○	◇
		河川パトロール・点検に関すること				○	◇
		河川の占用に関すること				○	◇
		砂防地域内の行為の許可に関すること				○	◇
		建設業法の許可等に関すること				○	◇
	局察監	不当要求行為等に係る対策に関すること			○	◇	◇
出納局	会計課	支出命令審査事務に関すること			○	◇	◇
		財務会計システムに関すること			○	◇	◇
		電算処理に係る給与の資料及び配布、審査及び支出命令書の作成に関すること			○	◇	◇
		県費・国費の支払いに関すること			○	◇	◇
		現金の記録管理及び歳入金の審査に関すること			○	◇	◇
		歳入歳出外現金の出納及び保管に関すること			○	◇	◇
	課 工事検査	建設工事の検査			○	◇	◇
南部総合県民局	波部（美）企画振興	総合相談窓口に関すること		○	◇	◇	
		管内市町防災業務の助言に関すること			○	◇	◇
	波部（美）保健福祉環境部	健康危機管理業務		○	◇	◇	
		児童虐待対応			○	◇	◇

部局	所属	継続の必要性の高い通常業務	業務開始目標時間と実施期間				
			3h	1d	3d	1w	2w
南部総合県民局	保健福祉環境部 (美波)	生活保護に関する業務				○	◇
		各種医療費支給事務					○
		各種届出受理業務					○
	南(阿波)部 県土整備	建設業法の施行事務				○	◇
		建設業法の施行事務				○	◇
	(南部)出納室	出納事務(収入支出審査, 支払事務等)			○	◇	◇
工事検査				○	◇	◇	
西部総合県民局	(美馬)企画振興部	総合相談窓口に関すること		○	◇	◇	◇
		管内市町防災業務の助言に関すること			○	◇	◇
	(美馬)保健福祉環境部	生活保護費の定例支給				○	◇
		緊急を要する, 県民からの要望, 苦情, 協議の対応			○	◇	◇
	(三好)県土整備部	パトロール業				○	◇
		工事中の現場監督業				○	◇
		緊急を要する(災害等)の調査・現場対応				○	◇
		期限の決まった設計変更, 工事検査業				○	◇
		緊急を要する, 県民からの要望, 苦情, 協議の対応			○	◇	◇
	(美馬)県土整備部	パトロール業				○	◇
		工事中の現場監督業				○	◇
		緊急を要する(災害等)の調査・現場対応				○	◇
		期限の決まった設計変更, 工事検査業				○	◇
		緊急を要する, 県民からの要望, 苦情, 協議の対応			○	◇	◇

部局	所属	継続の必要性の高い通常業務	業務開始目標時刻と実施期間				
			3h	1d	3d	1w	2w
企業局	総務課	出納事務			○	◇	◇
		契約事務			○	◇	◇
	企経課	予算調整			○	◇	◇
	総合管理事務所	発電・工水施設の運転管理	○	◇	◇	◇	◇
		ダム管理	○	◇	◇	◇	◇
		施設の保守点検				○	◇
病院局	経営企画課	医療安全に関すること	○	◇	◇	◇	◇
		県立病院の改築及び改修に関すること		○	◇	◇	◇
		病院内サービスに関すること			○	◇	◇
教育委員会	教育総務課	人事管理に関する事項			○	◇	◇
		教育委員会会議に関すること				○	◇
	学校政策課	高校入試・中学入試に関すること	○	◇	◇	◇	◇
		生徒指導における事故等緊急事案に関すること	○	◇	◇	◇	◇
		徳島県奨学金の支給・償還に関すること		○	◇	◇	◇
	高卒程度認定試験に関すること			○	◇	◇	

注) 「業務開始目標時刻と実施期間」欄の区分

- 3h : 地震発生後 3時間以内
- 1d : 地震発生後 1日以内
- 3d : 地震発生後 3日以内
- 1w : 地震発生後 1週間以内
- 2w : 地震発生後 2週間以内

第4 業務継続体制の確保

1 非常時優先業務の業務継続のための体制確保

非常時優先業務を確実に実施するためには、必要となる職員等の人的資源を適切に配分するなど、業務継続体制を確保しなければならない。

本計画では、業務継続体制のうち、応急業務を担う災害対策本部体制の確保について整理する。とりわけ、南海地震発生時の初動体制の確保は、県としての迅速な対応を図るためには不可欠であることから、重点的に記述する。

なお、継続の必要性の高い通常業務については、業務を所管する各部局が担うことになる。そのため、各部局においては、業務継続に必要となる人員確保等の対策を、それぞれ検討する。

2 初動体制確保の方針

(1) 初動体制の速やかな確保のための方針

県は、南海地震発生時には、自動的に災害対策本部を設置し、各種の初動・応急対策を実施する。特に、地震発生直後においては、人命救助の分水嶺が地震発生後3日間といわれていることなどから、時間と競争しながら、被災状況の把握、被災者の救命・救助活動、国や関西広域連合・隣接府県等への広域応援要請など、県民の生命・身体・財産を守るために必要となる対策を迅速かつ的確に実施していくことが求められる。

そのため、県は、次の方針に基づき、地震発生直後の災害対策本部の初動体制を速やかに確保する。

- ① 地震発生後10分後から順次、情報連絡体制を確保する。
- ② 地震発生後30分後から順次、災害対策本部の初動体制を確保する。
- ③ 地震発生後1時間を目途として、第1回本部会議を開催する。

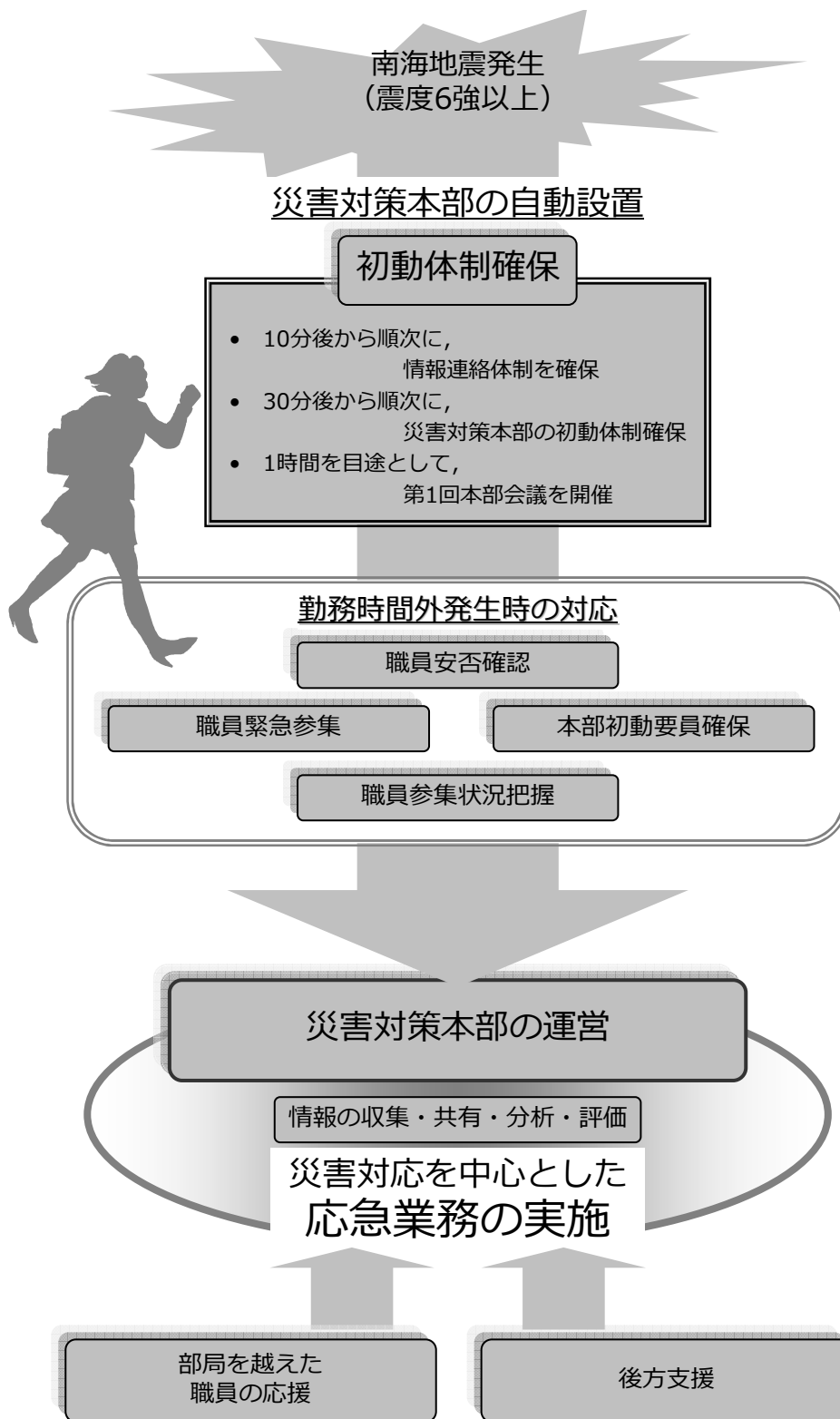


図 4.1 南海地震発生時の業務継続体制（災害対策本部体制）確保の流れ

(2) 情報連絡体制の確保

本部事務局は、地震発生直後に参集可能な職員を、災害対策本部室（405 会議室）に集合させ、地震発生後 10 分後から順次、各支部及び県民、国、市町村、ライフライン事業者、防災関係機関等との報告・連絡手段を確保するため、電話、コンピュータネットワーク、防災行政無線等の正常な作動を確認するなど、情報連絡体制を確保する。

(3) 初動体制の確保

本部事務局は、順次に参集してきた職員を、災害対策本部室（405 会議室）に集合させ、地震発生後 30 分後から順次、情報連絡手段の確保はもとより、本部設営、必要な情報収集・伝達、庁舎の状況確認等を行い、災害対策本部機能を確保する。

(4) 第 1 回本部会議の開催

本部事務局は、地震発生後 1 時間を目途として、災害対策本部の第 1 回本部会議を開催できるよう準備を進める。開催場所は、原則として、県庁 3 階特別会議室とする。

災害対策本部に参画する本部員等は、本部会議の迅速な開催のため、地震発生後、本部事務局からの連絡を待つことなく、県庁 3 階特別会議室に自動的に参集する。なお、本部員等が参集できない場合には、代理の者が出席できるよう、各部内で調整する。

3 災害対策本部体制への移行①＝勤務時間内に地震が発生した場合

(1) 緊急地震速報発表時の行動

危機管理部は、地震が発生する数秒から数十秒前に、庁舎内に「緊急地震速報」を伝達する。

職員は、緊急地震速報が伝達された場合には、各部局で定めている「緊急地震速報の利用の心得」や「緊急地震速報発表時の職員行動マニュアル」に基づき、周囲の状況に応じ、地震動が収束するまで、あわてずに来庁者と職員の身の安全を確保する。

(2) 地震発生後の行動

各所属（各職員）は、南海地震が発生した場合には、次の事項を実施・確認し、速やかに災害対策本部体制に移行する。

- ① 実施中の通常業務は一旦停止する。
- ② 執務室内及び周辺の被災状況を確認する。
- ③ 職員や来庁者の安全を確保する。

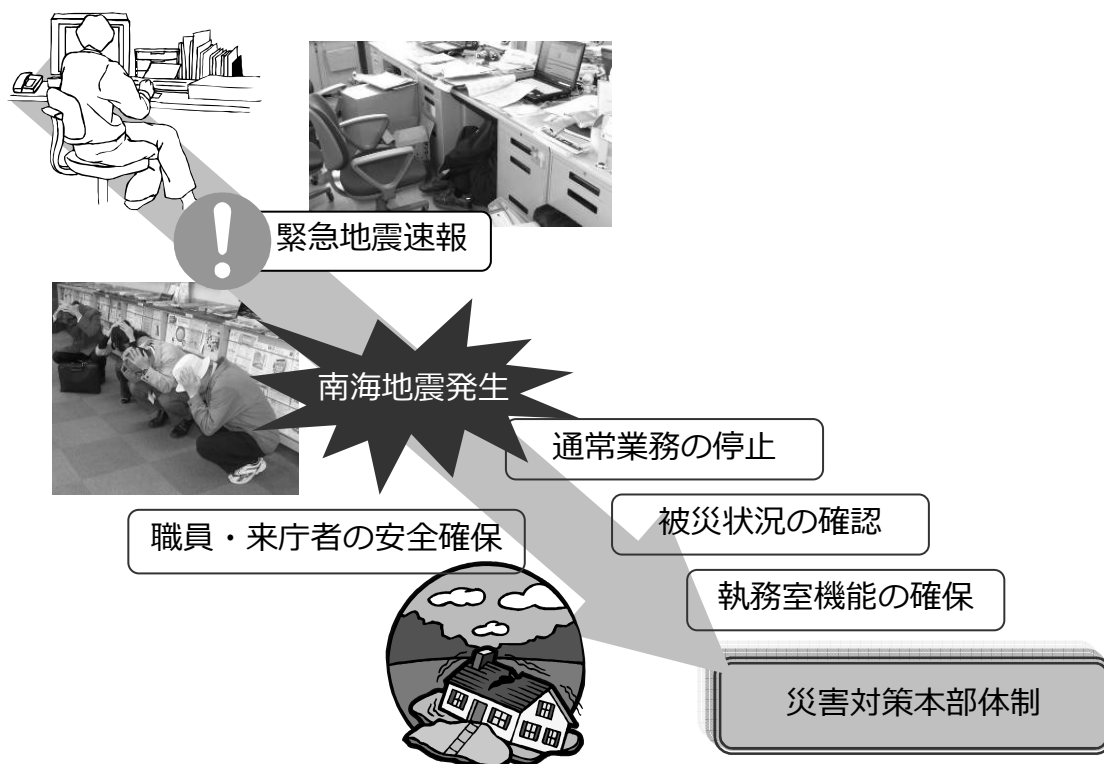


図 4.2 勤務時間内に地震が発生した際の災害対策本部体制への移行

負傷者が出た場合には、県庁診療所等と連携し、対応にあたる。

- ④ 非常時優先業務（応急業務を優先）を実施するための電源やパソコンの動作を確認するとともに、机やキャビネットが散乱している場合には、片付け作業を行い作業スペースを確保する。
- (3) 災害対策本部・支部の設置
- 南海地震の発生と同時に、災害対策本部が自動設置される。
- 本部事務局は、初動体制確保の方針 (p.52) に基づき、災害対策本部体制を確保する。
- 本部連絡責任者（災害対策本部運営規程第 11 条）は、直ちに、災害対策本部（405 会議室）に自動参集する。
- 東部県土整備局、南部総合県民局及び西部総合県民局には、災害対策本部の各支部が自動設置されるので、その体制を確保する。
- (4) 職員の家族等の安否確認
- 勤務時間内に発災した場合には、各職員が家族の安否確認を行おうとすることが予想されるが、電話の輻輳等により、直接家族に連絡がつかない場合も考えられる。

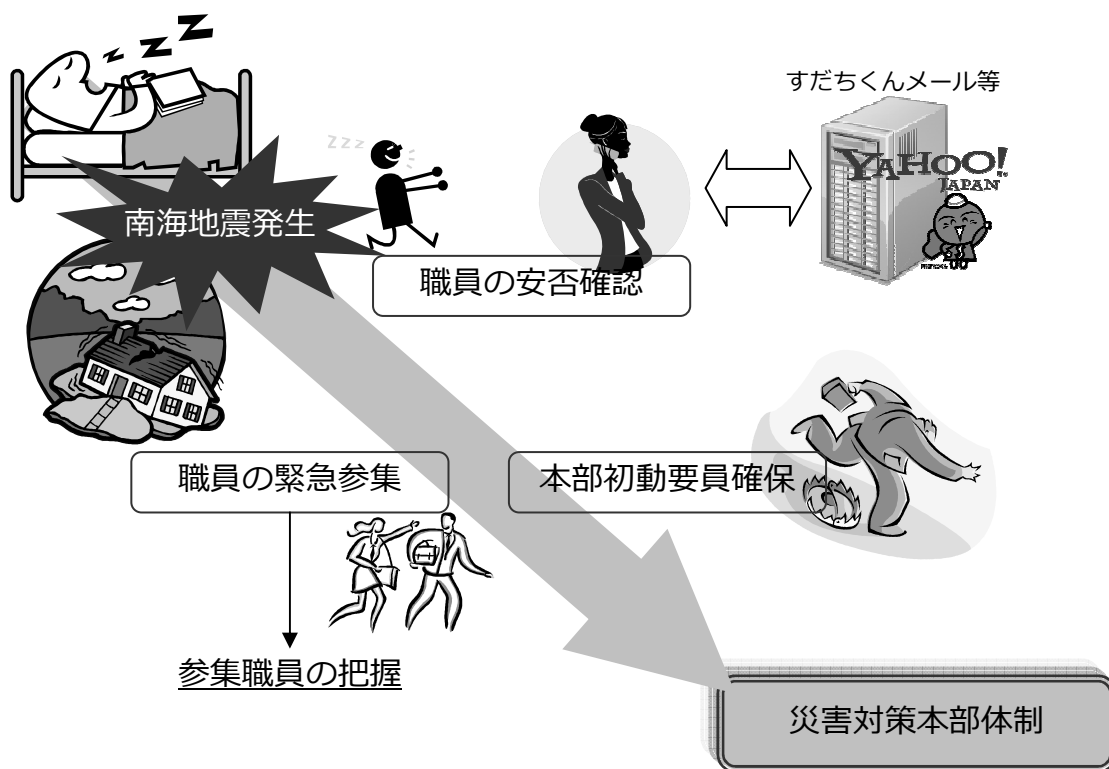


図 4.3 勤務時間外に地震が発生した際の災害対策本部体制の確保

そのため、各職員は、平常時から、すだちくんメールや災害伝言ダイヤル等、非常時の安否確認方法について、家族間で話し合い、確認しておく。

また、地震発生時に、家族の安否が不明等の理由により、帰宅を希望する職員は、所属長に申し出たうえで帰宅する。その際には、帰宅経路の安全を確認する。

4 災害対策本部体制への移行②＝勤務時間外に地震が発生した場合

勤務時間外に南海地震が発生した際には、非常時優先業務に必要な人員をいかに迅速に確保するかが課題となる。そのため、本計画においては、次の3項目について整理し、その手順を示す。

- ① 職員の安否確認
- ② 職員の緊急参集 → 職員の参集状況の把握
- ③ 本部初動要員の確保

5 職員の安否確認

(1) 安否確認手順

ア すだちくんメール登録職員の安否確認

職員の安否確認手段としては、すだちくんメールを活用する。すだちくんメールの活用により、確認手順の簡素化が図られ、より少ない人員で対応可能となることが期待できる。

- すだちくんメールホームページ

<http://ourtokushima.jp/>

すだちくんメール登録職員の安否確認は、次の手順に基づき行う（図 4.4(p.58)の実線による流れを参照）。

- ① 危機管理部は、南海地震発生時に、すだちくんメールシステムから職員に対し、地震発生及び安否確認のメールを自動的に配信する。
- ② 職員は、自身の安否情報を入力し、すだちくんメールシステムに送信・登録する（図 4.5(p.59)）。
- ③ 各所属、各部局主管課及び本部企画総務部人事班は、すだちくんメールシステムに登録されている職員の安否情報を共有する。
なお、すだちくんメールによる安否情報は、集計画面を閲覧可能な権限を有する ID とパスワードを付与されておれば情報共有が可能であるため、各所属から各部局主管課への報告や、各部局主管課から本部企画総務部人事班への報告は不要である。
- ④ 本部企画総務部人事班は、全庁的な安否情報の状況を取りまとめ、本部事務局へ報告する。
また、同時に、職員の安否状況の集計結果を基に、応急業務実施への全庁的な影響について検討し、必要に応じ、本部事務局と連携し、部局を越えた職員の応援等について調整を開始する。

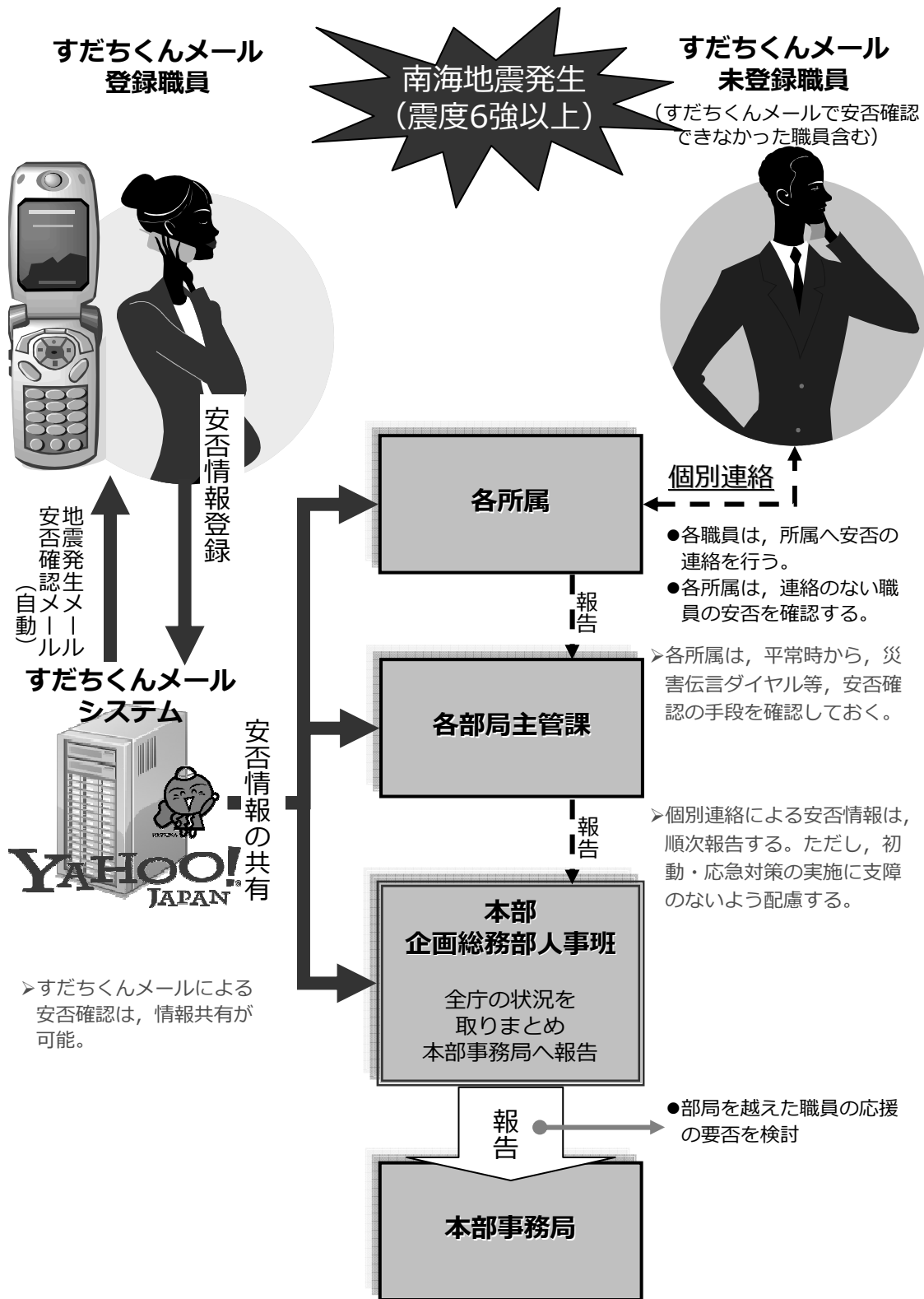


図 4.4 安否確認手順

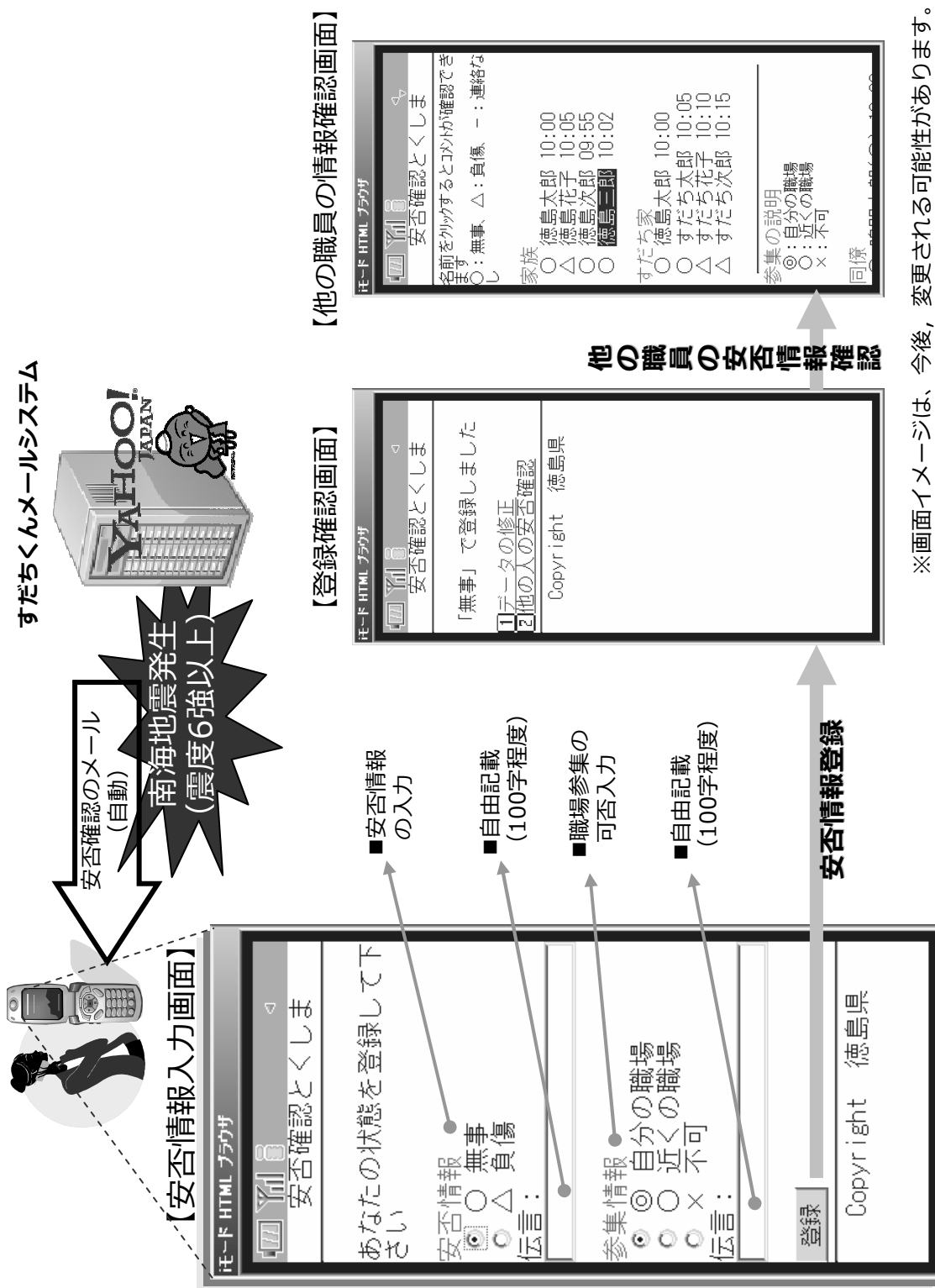


図 4.5 すだちくんメールによる安否情報入力画面等

イ すだちくんメール非登録職員の安否確認

すだちくんメール非登録職員（すだちくんメール登録者であるが、すだちくんメールでは安否確認ができなかった職員を含む）の安否確認は、次の手順に基づき行う（図 4.4(p.58) の破線による流れを参照）。

- ① 職員は、自身の所属に自分の安否を連絡する。
各所属は、職員からの安否連絡のない場合には、職員に個別連絡をとり、安否を確認する。
なお、各職員及び各所属は、平常時から、連絡責任者、連絡先、連絡手段（災害伝言ダイヤル等）を互いに確認しておく。
- ② 各所属は、個別確認による安否の結果を取りまとめ、各部局主管課に報告する。
- ③ 各部局主管課は、部局内の個別確認の結果を取りまとめ、本部企画総務部人事班へ報告する。
- ④ 本部企画部人事班は、すだちくんメールによる安否確認の全庁的な状況とあわせて、個別確認による状況を取りまとめ、本部事務局へ報告する。

なお、安否確認は、主として、南海地震の初動・応急対策の実施に携わりうる職員数の概数を把握し、職員数が不足する場合に必要な手当を行うための基礎資料として利用することを想定している。そのため、各所属及び各部局は、簡単に実施できるすだちくんメール登録者の安否確認を優先し、個別連絡による安否確認やその報告は、初動・応急対策対策に支障がでない範囲で対応する。

(2) 各部局主管課の役割

各部局主管課は、平常時から、部局内職員の安否確認を円滑に行えるよう、部局内での安否情報の具体的な取りまとめ手順を確認するとともに、職員に周知徹底する。

(3) すだちくんメール活用の促進

ア 危機管理部の取組

危機管理部は、平常時から、すだちくんメールシステムによる職員の安否確認が円滑に行えるよう、次の取組を行う。

- 職員に対し、すだちくんメールへの登録について協力を依頼する。
- 安否確認のための操作マニュアルを作成するとともに、職員へ周知する。
- 各所属、各部局主管課及び人事課で安否情報の確認が行えるよう、必要な ID とパスワードを発行する。
- すだちくんメールを活用した安否確認訓練を定期的実施する。
- すだちくんメールの安定性と操作性を向上させるため、職員の意見を聴きながら、システムを改良する。

イ 各部局及び各所属での取組

各部局及び各所属は、平常時から、すだちくんメールシステムによる職員の安否確認が円滑に行えるよう、次の取組を行う。

- 所属職員に対し、すだちくんメールへの登録について協力を依頼する。
- 危機管理部が作成した操作マニュアルを所属職員へ周知する。
- 危機管理部から付与された集計画面閲覧用 ID とパスワードを保管・管理する。
- 安否確認訓練時などの機会を捉え、定期的にすだちくんメールシステムの操作確認を行う。

6 職員の緊急参集

(1) 職員の参集先

ア 勤務地への参集

職員は、休日・夜間等の勤務時間外に南海地震が発生した場合には、原則として、徒歩、自転車又はバイクで勤務地へ参集する（車は利用しない）。

ただし、自宅が、津波による避難の対象地域になっている場合や、倒壊するおそれがある場合などにおいては、自らの安全確保を行った上で参集すること。

イ 最寄りの庁舎への参集＝勤務地に参集することが困難な場合の対応

職員は、交通機関の途絶等により勤務地に参集することが困難な場合には、所属に連絡して指示を受けるか、次の最寄りの参集可能な庁舎のいずれかに参集する。

ただし、平常時から、部局や所属で特別の定めをしている場合は、この限りではない。

- 本庁舎
- 徳島合同庁舎
- 鳴門合同庁舎
- 吉野川合同庁舎
- 南部総合県民局阿南庁舎
- // 美波庁舎
- 西部総合県民局美馬庁舎
- // 三好庁舎

ウ 自宅待機＝参集が困難な場合の対応

職員は、次に掲げる事由等により、勤務地にも、最寄りの庁舎にも参集することが困難な場合には、安否情報を所属に報告した上で、原則として、自宅待機とする。その際には、所属からの連絡が取れるよう留意し、周辺の状況把握に努めつつ所属からの指示を待つ。また、待機の間は、自宅周辺での救出・救助活動、避難者支援に携わるなど、地域貢献や地元市町村に積極的に参画する。

- ① 職員または家族等が死亡したとき。
- ② 職員または家族等が負傷し、治療または入院の必要があるとき。
- ③ 職員の住宅または職員に深く関係する人が被災した場合で、職員が当該住宅の復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事し、または一時的に避難している

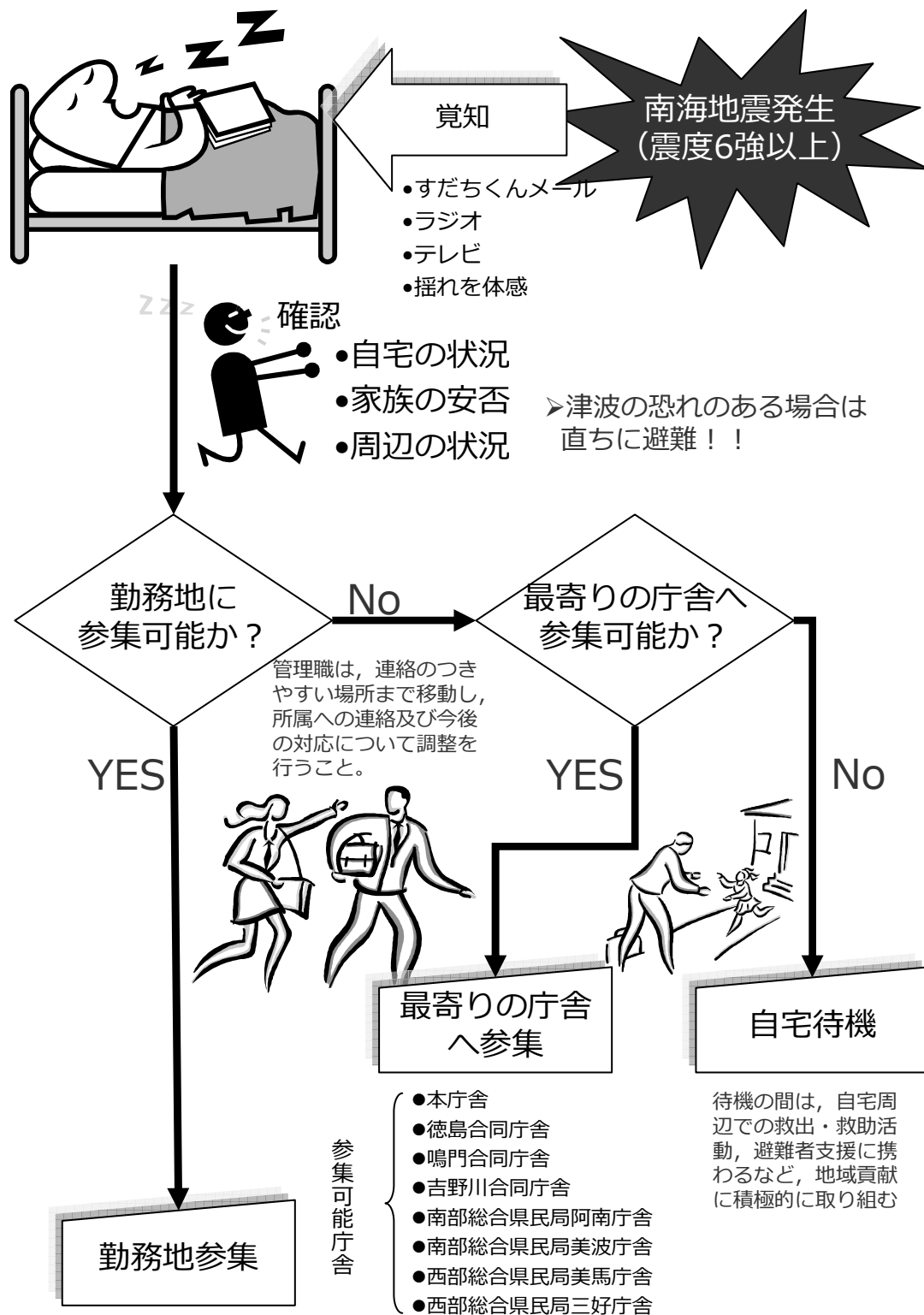


図 4.6 職員の緊急参集

とき。

- ④ 参集途上において、救命活動に参加する必要があるとき。
- ⑤ 自転車やバイクの利用が困難であり、徒歩により参集せざるを得ない場合で、その距離が概ね 20km 以上のとき。
- ⑥ 自宅周辺で、津波浸水のおそれがあり、避難が必要であるとき。

なお、課長職以上の管理職員が参集困難である場合には、必ず所属へ連絡し、対応について協議を行うなど、所属内の意思決定等に支障が生じることのないよう留意する。

(2) 職員の参集状況の把握

ア 勤務地に参集した職員の参集状況把握手順

勤務地に参集した職員の参集状況把握は、次の手順に基づき行う（図 4.7(p.65)の実線による流れを参照）。

- ① 参集した職員は、所属に対して、到着の報告を行う。
- ② 各所属は、所属内の職員（最寄りの庁舎へ参集した職員を除く。）の参集状況を取りまとめ、各部局主管課へ報告する。
- ③ 各部局主管課は、部局内の職員の参集状況を取りまとめ、本部企画総務部人事班へ報告する。
- ④ 本部企画総務部人事班は、全庁の職員参集状況を取りまとめ、本部事務局へ報告する。

イ 最寄りの参集可能庁舎に参集した職員の参集状況把握手順

ア) 参集状況把握手順

最寄りの参集可能庁舎（p.62 参照）に参集した職員の参集状況把握は、次の手順に基づき行う（図 4.7(p.65)の破線による流れを参照）。

- ① 最寄りの参集可能庁舎に参集した職員は、参集可能庁舎に設置されている受け入れ窓口で、到着の報告を行う。
- ② 参集可能庁舎の受け入れ窓口は、参集した職員の状況を整理し、自身の主管課へ報告する。
- ③ 各部局主管課は、参集可能庁舎の受け入れ窓口からの報告を整理し、本部企画総務部人事班へ報告する。
- ④ 本部企画総務部人事班は、各部局からの報告を整理し、全庁の職員参集状

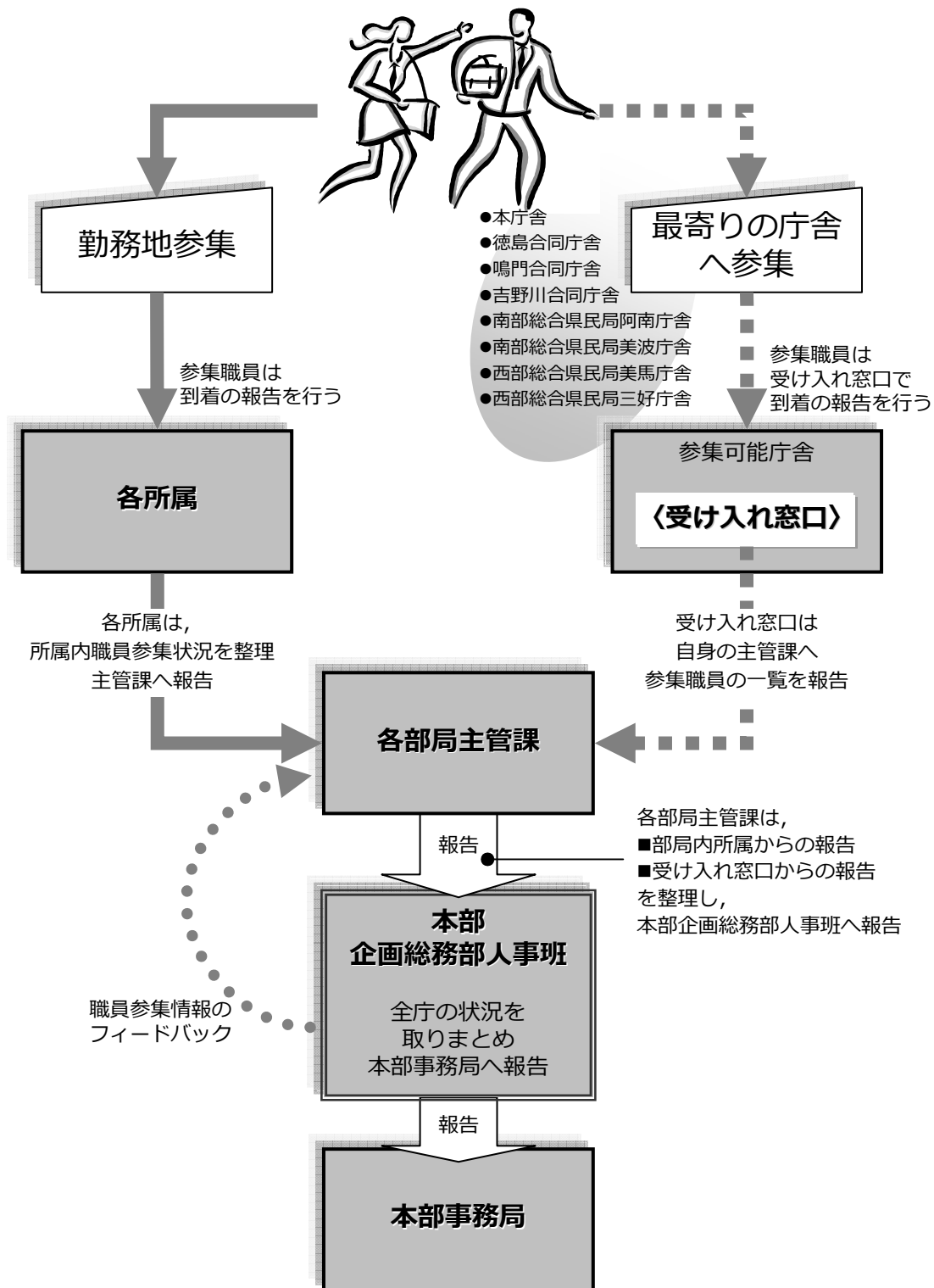


図 4.7 職員の参集状況の把握

況を取りまとめ、本部事務局へ報告する。

また、それぞれの部局へ参集状況の情報をフィードバックさせる。

(イ) 参集可能庁舎の受け入れ窓口

参集可能庁舎の受け入れ窓口は、表 4.1(p.66) のとおりとする。

参集可能庁舎の受け入れ窓口は、職員の参集状況把握を円滑に行うため、平常時から、次の事項等について検討・調整を行い、職員の受け入れ体制を整える。

- 参集職員の受け入れ担当職員の配置
- 参集職員の受け入れ場所の選定（できれば候補場所をを複数確保する）
- 本部企画総務部人事班への報告手順の確認
- 受け入れ職員への業務の指示手順 など

ウ 各部局主管課の役割

各部局主管課は、平常時から、部局内所属職員の参集状況把握を円滑に行えるよう、部局内での具体的な取りまとめ手順を確認するとともに、職員に周知徹底する。

エ 集計作業簡素化の検討

危機管理部は、平常時において、職員の参集状況の取りまとめの簡素化を図るため、すだちくんメールシステムを改良することによる対応等について検討を進める。

(3) 参集可能職員数の試算

ア 各部局による把握

各部局は、平常時に、「表 4.2 南海地震発災時の参集可能職員数の試算方法」(p.68) などを活用し、参集可能職員数の概数を把握する。

イ 南海地震発生時の参集可能職員数の試算方法の考え方

「表 4.2 南海地震発災時の参集可能職員数の試算方法」(p.68) での試算方法の考え方は次のとおりである。

- ① 地震発生から3日間は、徒歩のみによる参集を想定する。その速度は、毎時4kmの連続歩行とする。また、勤務地までの距離が20kmを越える場合には、徒歩による参集は困難とみなしている。
- ② 『徳島県地震動被害想定調査』の建物被害予測によると、438,143棟の建物の

表 4.2 南海地震発生時の参集可能職員数の試算方法

時間経過	参集可能職員数の試算方法
3時間	庁舎から16km圏内職員の70% (自宅が津波浸水予測地域である職員除く)
1日	庁舎から20km圏内職員の70% (自宅が津波浸水予測地域である職員除く)
3日	庁舎から20km圏内職員の70% (=A)
1週間	直線補完 (=A + (B - A) × 4/11)
2週間	全職員の90% (=B)

うち 122,276 棟（約 30%）が全壊又は半壊するという予測がなされている。

そのため、自宅の被災や、周辺の建物被害に伴う救出・救助活動を求められることなどにより、30%の職員は、地震発生から3日間、参集困難であると想定する。

- ③ 自宅が津波浸水予測地域に含まれる職員は、自宅からの避難を優先しなければならず、地震発生から2日間は参集困難であると想定する。また、迂回路を含め参集経路が津波浸水予測地域である場合も同様とする。

- ④ 地震発生から2週間程度で、職員の大半は勤務地への参集が可能な状況になると考える。

しかし、『徳島県地震動被害想定調査』の建物被害予測によると、438,143 棟の建物のうち 43,293 棟（約 10%）が全壊するという予測がなされており、自宅の全壊や、家族の死傷等により、当分の間、10%の職員は参集できないものと想定する。

そのため、地震発生から2週間の時点においても職員の参集率は最大で90%にとどまるものとしている。

- ⑤ 以上の考え方をもとに、地震発生から3日の時点から2週間の時点までの間は、毎日一割合で参集職員数が増加すると想定する。

表 4.3 職員の参集率の目安

平成22年12月1日現在

庁舎名	参集可能職員数試算結果				
	3時間	1日	3日	1週間	2週間
本庁舎	39.8%	43.1%	59.4%	70.5%	90.0%
徳島合同庁舎	46.9%	49.9%	62.6%	72.6%	90.0%
鳴門合同庁舎	26.4%	35.8%	59.1%	70.4%	90.0%
吉野川合同庁舎	37.9%	43.2%	43.2%	60.3%	90.0%
東部県土整備局徳島庁舎	45.0%	49.0%	59.3%	70.4%	90.0%
南部総合県民局阿南庁舎	31.4%	38.0%	45.2%	61.5%	90.0%
南部総合県民局美波庁舎	15.1%	17.4%	23.3%	47.5%	90.0%
西部総合県民局美馬庁舎	30.3%	40.2%	40.2%	58.2%	90.0%
西部総合県民局三好庁舎	32.3%	34.8%	34.8%	54.8%	90.0%
計	37.6%	41.5%	53.9%	67.0%	90.0%

注) 本表は、「南海地震発生時の参集可能職員数の試算方法」に基づき、機械的に算出した。

ウ 庁舎ごとの職員の参集率の目安

表 4.2 により、各庁舎ごとの参集率を試算した結果は、4.3 のとおりとなる。

ただし、本試算方法は、業務継続を検討するための参集可能職員数の目安を得るためのものであり、実際には、自転車やバイク等により参集する職員についても、一律に徒歩による参集に限定するなど、個々の職員の実情や、実際の被害状況による柔軟な対応等について、きめ細かく反映しているものではない。概していえば、参集率を低く押さえる試算としている。そのため、実際に発生時には、その状況により、乖離が生じることも当然に予想されることに注意が必要である。

7 本部初動要員の確保

(1) 本部初動要員の指定

各部局は、平常時に、休日・夜間等の勤務時間外に南海地震が発生した場合の災害対策本部の初動要員確保のため、表 4.4(p.70) に従い、県庁本庁舎から、原則として半径

5km以内に自宅がある職員（ただし、自宅が津波浸水予測地域である職員を除く。）を、本部初動要員としてあらかじめ指定する。

表 4.4 本部初動要員の指定

部局名	初動要員数	部局名	初動要員数
危機管理部	8名	県土整備部	5名
企画総務部	5名	企業局	2名
県民環境部	5名	病院局	2名
保健福祉部	5名	教育委員会	2名
商工労働部	5名		
農林水産部	5名	合計	44名

(2) 本部初動要員の参集

本部初動要員は、休日・夜間等の勤務時間外に南海地震が発生した際には、徒歩、自転車又はバイクにより、地震発生後（目安：30分程度）から順次に、災害対策本部室（405会議室）に参集する。

ただし、本人や家族が負傷した場合や、自宅が全半壊した等の理由により、参集できない場合はこの限りではない（本計画では、本部初動要員全員が参集することは困難であると想定し、本部初動要員の参集率は70%と見積もっている）。

(3) 本部初動要員の業務

本部初動要員は、登庁した者から、主として、表 4.5(p.72)の業務を実施し、第1回災害対策本部会議開催時を目途として、本部事務局及び危機管理部職員へ引継を行うものとする。

なお、危機管理部は、平常時から、本部初動要員が行う業務を定型化し、『南海地震等大規模災害時等における初動要員マニュアル』として整理する。また、定期的に、本部初動要員に対する研修を行う。

(4) 各支部での初動要員確保

各支部においても、必要な初動要員を確保するための対策を講ずる。

本部初動要員の業務

- ① 津波警報の沿岸市町への伝達
- ② 県幹部職員の所在確認
- ③ 災害対策本部室の設営
- ④ 災害対策本部設置等の情報提供
- ⑤ 被災情報の収集
- ⑥ 第1回本部会議の準備（地震発生後1時間以内を目途に開催）
- ⑦ 庁舎ライフラインの確認（※本部管財班も対応）
- ⑧ マスコミ対応 など

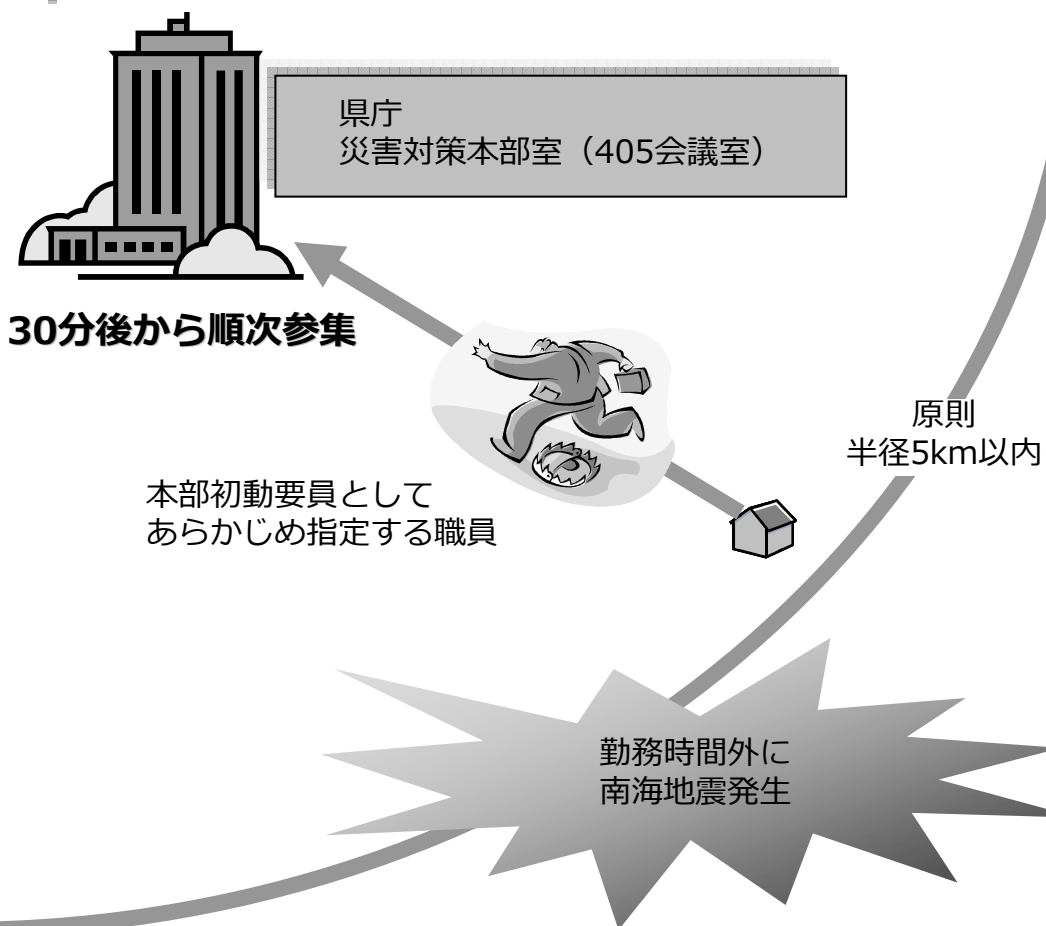
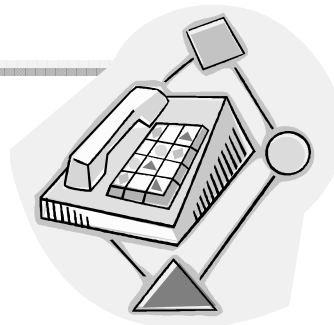


図 4.8 本部初動要員

表 4.5 本部初動要員の業務と所要人数

区 分	概 要	所要人数 (目 安)
全体総括	全体の動きを把握	2
津波警報の沿岸市町への伝達	津波警報を沿岸市町村へ伝達	2
県幹部職員の所在確認	迅速な意思決定の確保のため、県幹部職員の所在を確認	1
災害対策本部室の設営	405会議室の設営 ・コンピュータ等機器の設置等 3階特別会議室の設営	3
災害対策本部設置等の 情報提供	対策本部設置の周知 ・ホームページ ・マスコミ	2
防災行政無線	防災行政無線の運用	1
被災情報の収集	市町村	8
	ライフライン	2
	その他（国、気象台、自衛隊等）	2
第1回本部会議の準備	庁内情報集約 資料取りまとめ等 (地震発生後1時間以内を目途として開催)	3
庁内ライフライン確認	庁舎内の状況確認	2
マスコミ対応等	マスコミからの問い合わせ対応 県民からの問い合わせ対応	3
合 計		31

注) 合計人数の31人は、次により算出

本部初動要員44名×参集可能職員の参集率70% (想定) ≒31人

8 災害対策本部の運営

(1) 運営の基本サイクル

災害対策本部においては、概ね、次の3つのプロセスを順次行うことになる（図4.9参照）。

- ① 情報の収集・共有・分析・評価
- ② 本部会議（全庁の総合調整・対処方針決定）
- ③ 対策の実施

(2) 情報の収集・共有・分析・評価

災害対策本部では、災害情報共有基盤を活用し、情報の収集・共有・分析・評価を行う（詳細は、p.75以下に記載）。

(3) 本部会議

本部会議は、南海地震対応のための県としての対処方針を決定する。

本部事務局は、地震発生後当分の間は、本部会議を毎日定例的に開催できるよう調整する。ただし、発災直後や、被災状況等により特に協議すべき事項がある場合は、この限りではない。

本部事務局及び防災対策責任者会議（徳島県災害対策本部運営規程第6条・第7条）は、本部会議で決定した事項や、その他の事務的な事項について全庁調整を行う。

(4) 対策の実施

各部・班及び本部事務局は、本部会議で決定された対処方針に基づき、各種の対策を実施する。

なお、本部事務局は、南海地震による甚大な被害が発生していると見込まれる場合には、速やかに、国や関西広域連合、隣接府県等に、広域応援を要請する。応援要請を行った際には、直ちに防災対策責任者会議等を通じて、全庁的な応援の受入の調整を行う。

(5) 支部の運営

東部、南部、西部の各支部は、本部会議や本部事務局の動きと連動しながら、所管区域内での様々な対策を実施する。

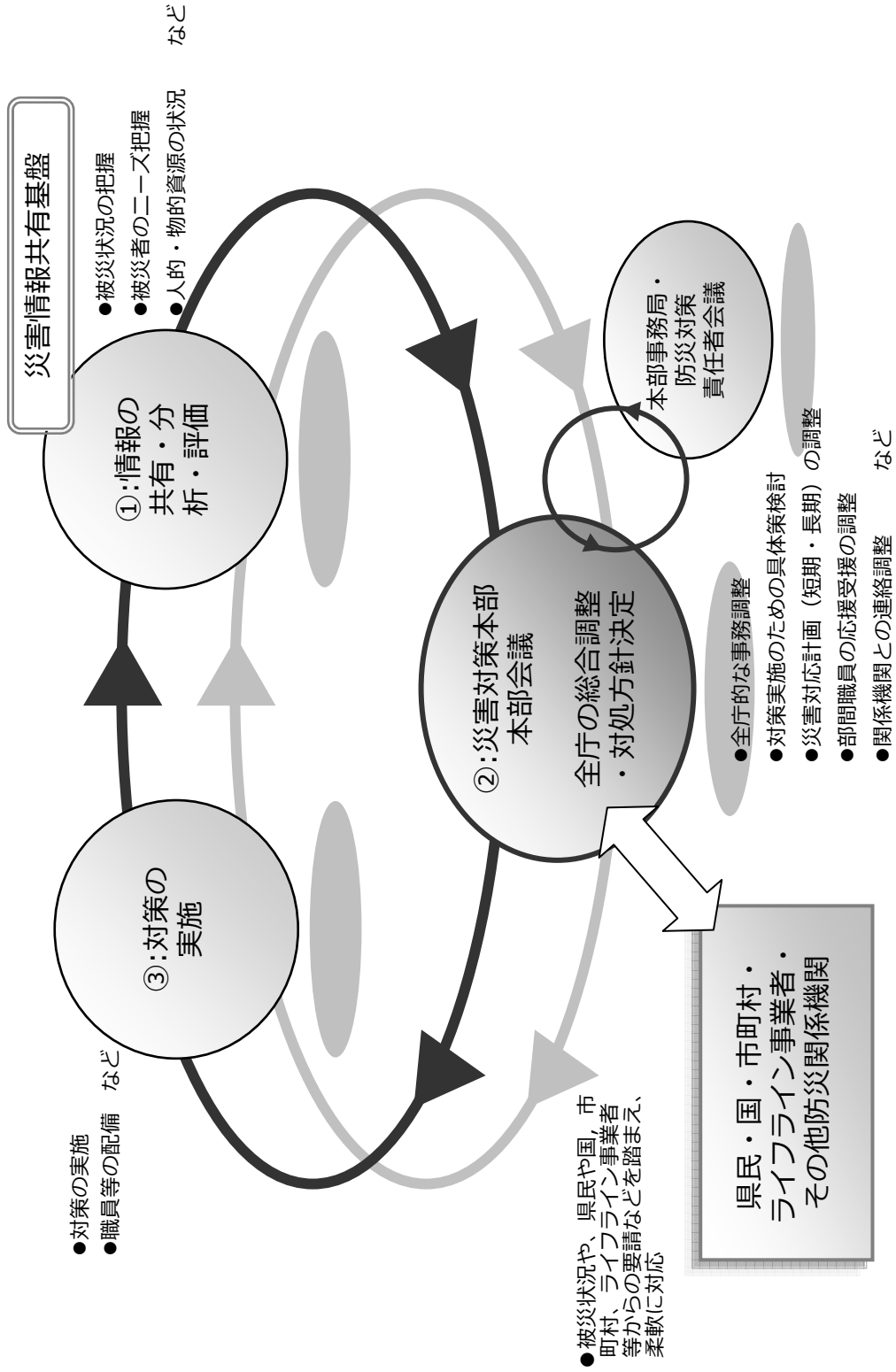


図 4.9 災害対策本部の基本行動サイクル

9 情報の収集・共有・分析・評価

(1) 災害情報共有基盤の整備

災害発生時には、情報収集が全ての対応の出発点となる。この情報には、information と intelligence の2種類がある。information は単なる事実を指すのに対し、intelligence は必要性や信頼性という観点から分析・評価を加え、内容を判断した結果として得られるものを指す。

災害対策本部においては、県民の生命・身体・財産を守るため各種の対策を実施することになるが、どのような対策を実施すべきかについては、単なる事実である information を収集するだけにとどまらず、それらを分析・評価した intelligence に基づいた判断が必要となる。図 4.10 は、被災現場等から収集した単なる事実である様々な information に対し、災害対策本部による分析・評価・判断を加えて intelligence を生み出し、各種の対策実施に繋げている。そして、その対策の実施が、現場での新たな状況を作り出し、新たな information になっていることを示している。災害対策本部では、このようなサイクル（インテリジェンス・サイクルともいう）を意識的に作りだしていくことが重要となる。

このような観点からみると、災害対策本部においては情報収集・集約の局面に多くの

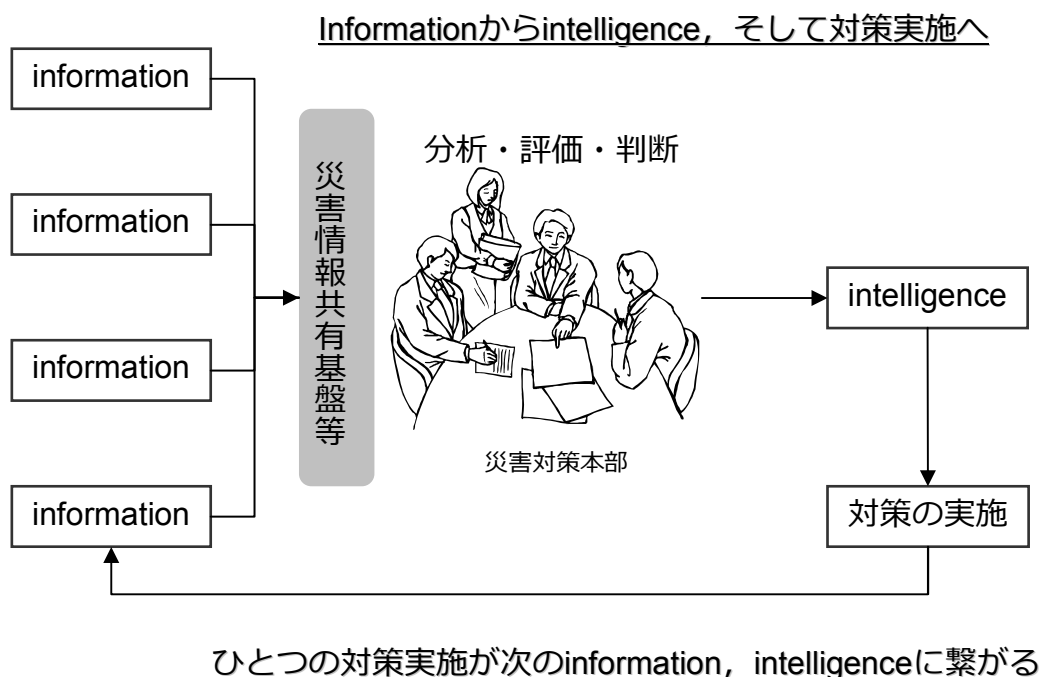


図 4.10 災害対策本部のインテリジェンス・サイクル

職員を投入してきたところであるが、今後は、収集した情報を分析・評価する局面に人員を割くことが望まれる。

そのため、危機管理部は、平常時から、インターネット等を活用した「災害情報共有基盤」の整備を進め、情報収集・集約作業の簡素化を図り、情報の分析・評価のための体制強化を図る。（平成 23 年度試行。平成 24 年度から本格稼働。）

(2) 災害情報共有基盤を活用した南海地震発生時の情報の流れ

危機管理部が整備を進めている災害情報共有基盤を活用した場合の、南海地震発生時の情報の流れは次のとおり（図 4.11(p.77) 参照）。

① 発生源入力

本部内で被災情報の収集を行う各部・班、ライフライン事業者、市町村は、被災現場等からの各種情報を、災害情報共有基盤に入力する。

② 情報の分析・評価による対策の実施

本部事務局及び各支部は、災害情報共有基盤に入力された情報を共有するとともに、国や防災関係機関、広域応援要請先等からの情報を合わせ、情報の分析・評価を行い、必要な対策を実施する。

③ ホームページによる情報の提供

対策本部事務局は、定期的に災害情報共有基盤に入力されている情報の内容を確認し、県ホームページ（徳島県防災・危機管理情報 安心とくしま）による情報提供を行う。なお、災害情報共有基盤では、ホームページ用に別途の入力作業が必要とならないよう、上記①での入力情報がそのままホームページに掲載される仕様となっている。

④ 記者発表・記者会見

対策本部事務局は、収集した情報を取りまとめ、マスコミ等に対し、定時（10:30 及び 17:00 の 2 回のみ。徳島県災害対策本部事務局事務処理要領を参照。）に記者発表する。記者発表資料は、原則として、災害情報共有基盤の入力情報をそのまま出力した様式を活用する。

なお、重大な被害が判明した場合等については、その都度、マスコミの側から上記③により公開しているホームページにより情報を確認してもらうよう依頼する。

また、必要がある場合には、県政広報幹と連携し、記者会見を行う。

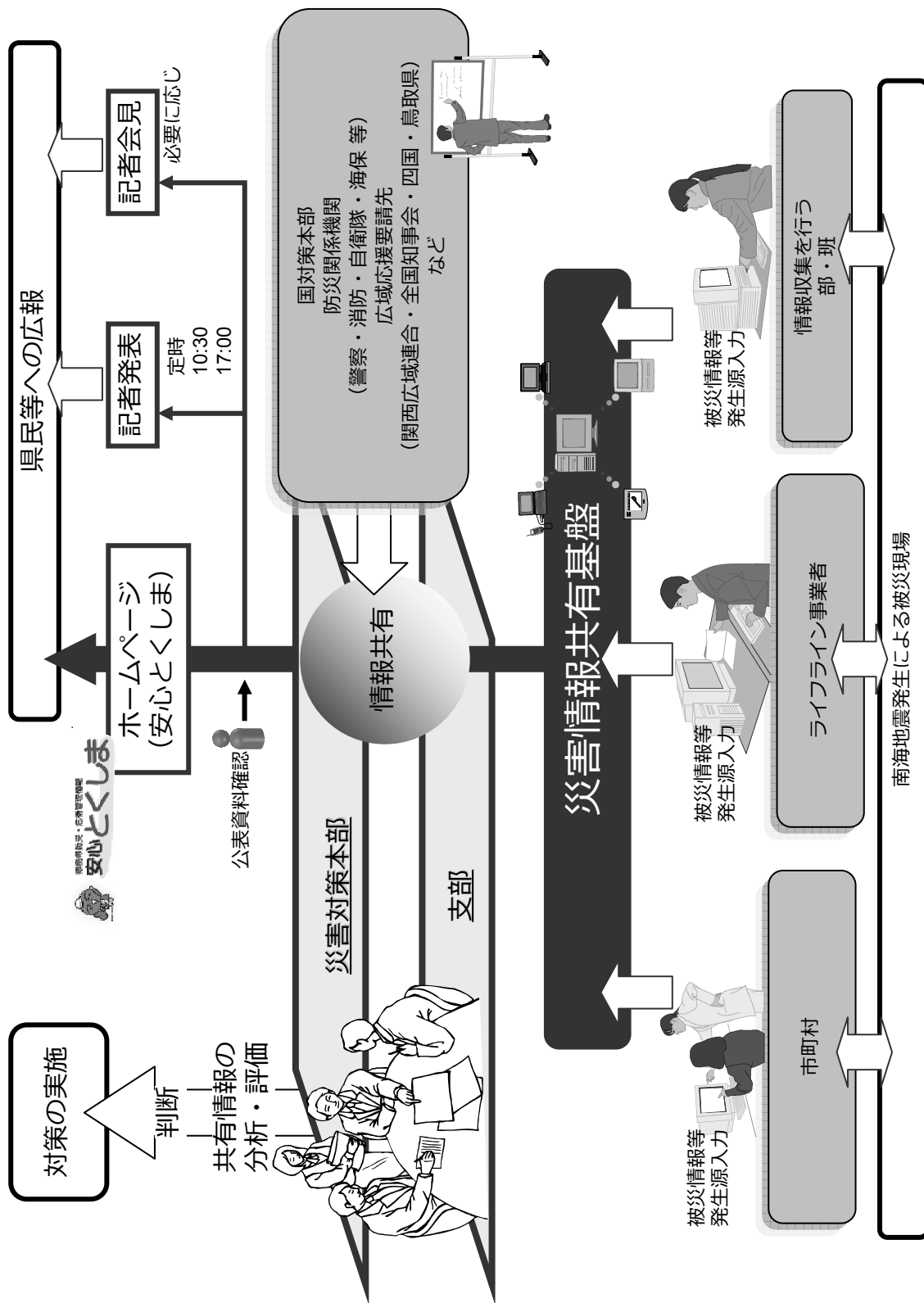


図 4.11 南海地震発生時の情報の流れ

(3) 情報の収集・報告

ア 被災情報の収集・報告時の留意点

電話等により被災情報の収集を行う者は、情報入手時刻、相手方の所属・氏名を必ず記録する。

また、危機管理部は、どのような情報を入手し、報告すべきかについては、以下の METHANE（メタン）報告のフレーム等を活用し、定型化を図る。この METHANE 報告は災害医療の現場で定式化されている。

- **M** : Major incident : 大規模災害
➔ 災害が発生していることを宣言する。
- **E** : Exact location : 正確な発災場所
➔ 災害が発生している正確な場所を地図等により確認する。
- **T** : Type of incident : 災害の種類
➔ どのような種類の災害が発生しているのかを確認する。
- **H** : Hazard : ハザード・危険性
➔ 被害が拡大する危険性について確認する。
- **A** : Access : 到達経路
➔ 現場へ到達するための安全な進入経路を確認する。
- **N** : Number of casualties : 負傷者数
➔ 負傷者数と負傷の程度を確認する。
- **E** : Emergency services : 緊急サービス機関
➔ 防災関係機関の参集状況と、今後必要となる対応を確認する。

イ 本部事務局による情報収集

本部事務局は、表 4.6 に掲げる事項等を中心に情報収集を行う。なお、地震発生後の情報収集を円滑に行うため、平常時から、情報の連絡手段や連絡項目等について、情報入手先と確認・調整する。

本部危機管理部消防保安班は、地震発生後、できる限り速やかに、消防防災ヘリコプターを発進させ、ヘリテレによる被災情報の収集にあたる。その際には、地震と同時に発生する津波浸水の被害状況を重点的に調査する。なお、ヘリコプターにより情報収集を行う経路については、事前に、県警察本部等、他の機関のヘリコプターとの運行調整を行う。

表 4.6 本部事務局で把握すべき主な情報と入手先

区分	収集する情報	主たる収集先	収集開始 目標時間	
			3h	1d
一般的概況	国の対応状況	政府対策本部，現地対策本部等（内閣府）	●	
	被災状況	県警察本部	●	
		陸上自衛隊第14旅団	●	
		海上自衛隊徳島教育航空群	●	
		海上自衛隊第24航空隊	●	
		徳島海上保安部	●	
ハリテレによる情報収集	本部危機管理部消防保安班	●		
気象情報	警報・府県情報，地震情報，震度情報，余震情報	徳島地方気象台	●	
一般住民被害	人的被害	市町村	●	
	家屋被害		●	
	避難状況		●	
	災害対策本部設置		●	
道 路	県管理道路	本部県土整備部防災企画班	●	
	国管理道路	徳島河川国道事務所	●	
	高速道路	西日本高速道路（株）四国支社	●	
	高速道路	本州四国高速道路（株）鳴門管理センター	●	
公 共 交 通	鉄道	本部県土整備部防災企画班	●	
	バス		●	
	海路		●	
	空路		●	
ライフライン	電気	四国電力	●	
	水道	本部保健福祉部生活衛生班	●	
	ガス	四国ガス	●	
	電話	NTT西日本	●	
	携帯電話	各通信事業者	●	
河 川	堤防・ダム被害	本部県土整備部防災企画班	●	
土 砂 災 害	土石流	本部県土整備部防災企画班	●	
	地すべり	本部農林水産部農林水産政策班	●	
	がけ崩れ		●	
農 業 被 害	農作物	本部農林水産部農林水産政策班		●
	ため池			●
林 業 被 害				●
上記以外の 公共施設等	県立病院	本部病院部病院班	●	
	災害拠点病院	本部保健福祉部医療政策班	●	
	公共土木施設	本部県土整備部県土防災企画班		●
		本部農林水産部農林水産政策班		●
	公立学校施設	本部教育部総務班		●
	公営住宅施設	本部県土整備部住宅班		●
	生活保護施設	本部保健福祉部保健福祉政策班		●
	児童福祉施設			●
	老人福祉施設			●
	身体障害者更生援護施設			●
	知的障害者更生援護施設			●
婦人保護施設			●	

注) 収集開始目標時間欄：「3h」地震発生後3時間後まで。「1d」地震発生後1日後まで

10 後方支援業務

(1) 後方支援業務の必要性

南海地震の発生により、室内の片付け、コピー機のチェック及び不具合の対応、傷病者の応急手当、帰宅困難者の対応、さらには、職員の持続可能な勤務のための措置、簡易トイレ等の調達、休憩スペースの確保、物品の調達といった、地震に直接対応する業務ではないが、それらの実施するための支援業務を行わなければならない。

これらの「後方支援業務」は、実施を怠ってしまうと、災害対策本部の業務など、地震に直接対応する業務に支障が生じるおそれがある（図 4.12 参照）。

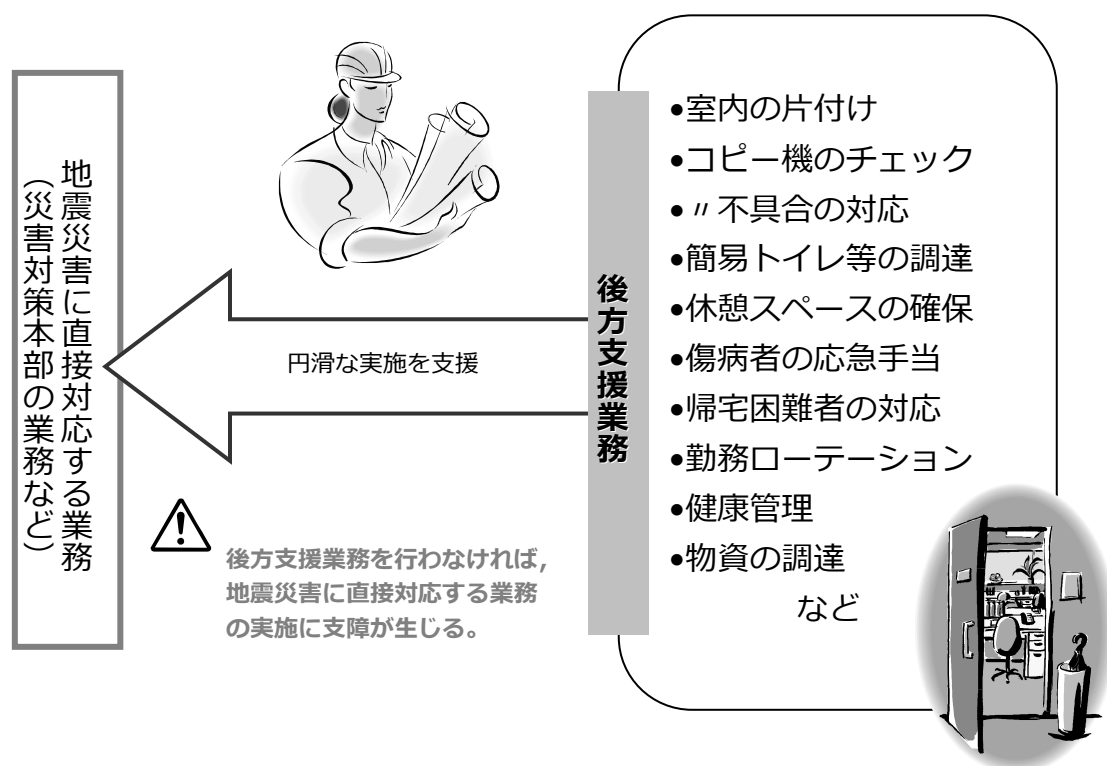


図 4.12 後方支援業務の必要性

(2) 執務環境及びスペースの確保

本部企画総務部は、会議室や共用スペース等の片付け、コピー機のチェック・不具合の対応、飲食物、簡易トイレ等の調達、休憩スペースの確保等を行うものとする。

(3) 帰宅困難者等への対応

ア 職員の対応

本部企画総務部は、帰宅困難な職員の休憩・仮眠のため、会議室等（職員会館含む）のスペースを確保する。

イ 来庁者の対応

本部企画総務部は、会議室等を退避場所として確保し、来庁中に被災した帰宅困難者を案内する。その際には、来庁者に対し、次の事項等を依頼する。

- 庁舎内の移動は最低限に留めていただくこと。
- 状況が落ち着いた後は、自宅又は避難所への移動していただけること。

(4) 負傷者の援護

職員は、負傷者が発生した際に、その付近に居合わせた場合には、救命、悪化防止、苦痛の軽減のため、救急・救命措置、応急手当など、必要な処置を速やかに行う。

本部保健福祉部は、県庁診療所とともに、緊急に手当が必要な負傷者や急病人は医療機関に順次搬送し、緊急性の低い軽傷者には可能な応急手当を施し、他の帰宅困難者と共に退避場所へ誘導する。

(5) 職員の持続可能な勤務のための措置

本部企画総務部人事班は、勤務ローテーションの徹底、勤務時間の厳守及び勤務交替時の申し送りの徹底といった特定職員への過負荷を防止するための措置を講じる。

本部企画総務部職員厚生班は、職員の健康状態チェックを行うとともに、徳島県職員生活協同組合に対し食堂・売店によるサービス提供を依頼する。

(6) 物資等の調達

本部企画総務部管財班は、必要な物資等の調達について、非常時優先業務を実施する各所属で直接実施することが適当な場合は、執行委託等迅速化のための措置を講ずる。

本部企画総務部財政班は、各所属が実施する非常時優先業務のため必要な予算調達を行う。

本部企画総務部出納班は、管財班、財政班及び指定金融機関と連携し、物資等の調達に必要な会計処理の円滑な実施を図る。

11 部局を越える職員の応援

(1) 実施手順

ア 知事部局内の応援

本部企画総務部人事班は、本部事務局（危機管理部）と連携し、次の手順により、部局を越える職員の応援を行う（図 4.13 参照）。

① 応援の要請

各部局主管課は、部局内の人員の不足により非常時優先業務が実施できない場合（実施できなくなる可能性のある場合を含む）には、本部企画総務部人事班に対し、部局を越える職員の応援の要請を行う。

② 具体的調整・応援内容の決定

本部企画総務部人事班は、本部事務局（危機管理部）と情報共有や連携を図りながら、応援を行う部局を選定し、応援を行う部局の主管課と人員の不足する部局の主管課との間で、必要人員・配置先・業務内容・期間等の事項について具体的に調整し、応援内容を決定する。

③ 応援の実施

応援を行う部局は、決定された応援内容に基づき、職員の応援を実施する。

イ 知事部局以外との応援

知事部局と任命権者が異なる企業局、病院局、教育委員会や諸局との間で職員の応援を行う際には、上記アの手順を参考にし、それぞれの人事担当部署間での調整を行う。

そのため、これらの人事担当部署は、平常時から、南海地震発生時の職員の応援に関して、その調整方法や手順について確認する。

ウ 南部総合県民局への応援

南部総合県民局（本部南部支部）は、県内で最も深刻な被害の発生が想定されている地域を所管しているため、非常時優先業務の実施に必要となる人員確保が困難となることが十分に予想される。

そのため、本部事務局と本部企画総務部人事班は連携し、速やかに南部総合県民局（本部南部支部）に対し職員の応援が行えるよう全庁調整を行う。その際には、移動

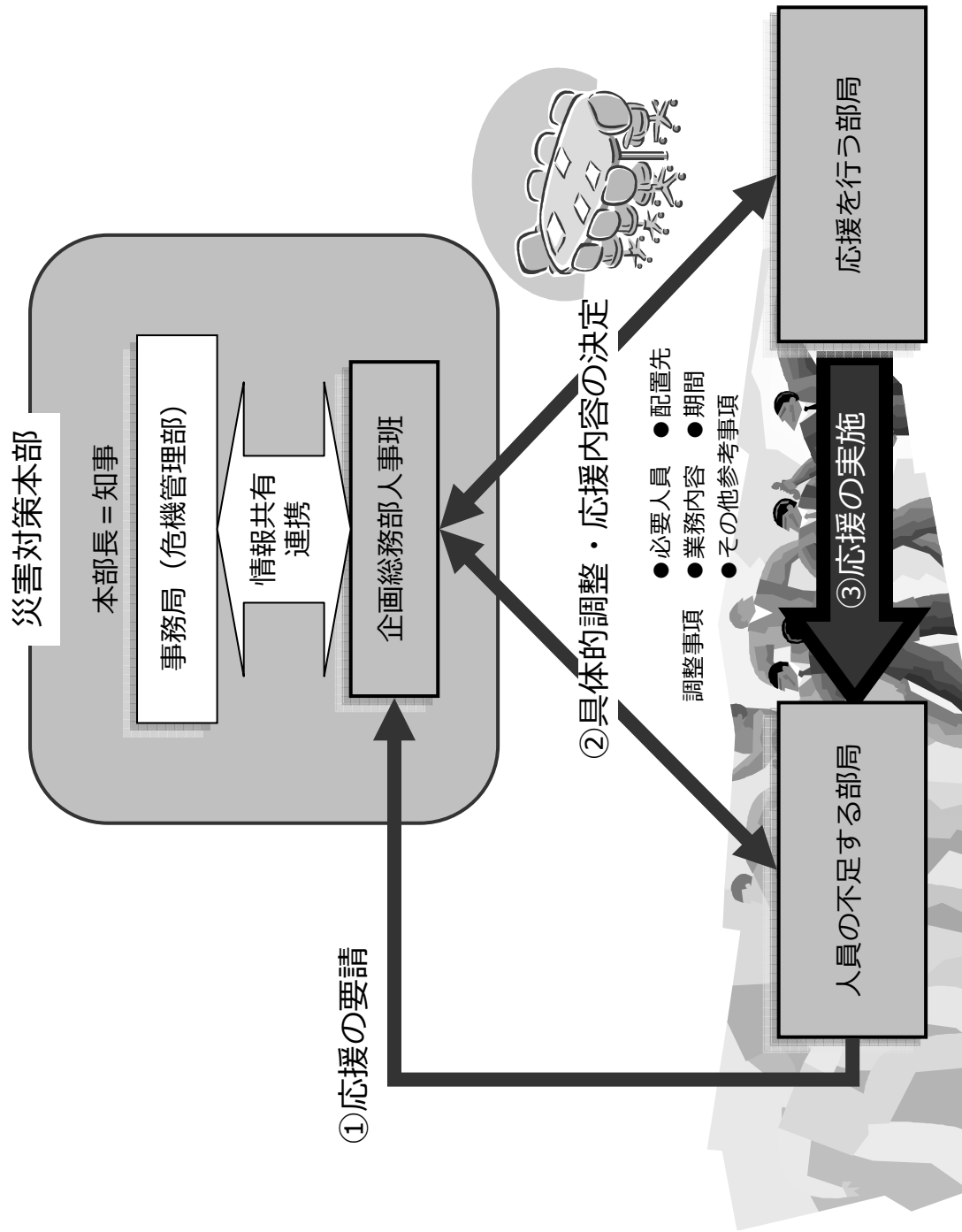


図 4.13 部間の職員応援の実施手順

経路・移動手段・参集場所・業務実施場所などでの職員尾安全の確保に配慮する。

(2) 職員の応援実施のための平常時の取組

ア 各部局主管課での取組

各部局主管課は、部局を越えた職員の応援の要否を判断できるよう、平常時から、次の事項について、手順確認や調査を行う。

- 職員の安否確認 (p.60)
- 職員の参集状況の把握 (p.67)
- 参集可能職員数の概数の把握 (p.67)

イ 職員数の不足が想定される部局での取組

非常時優先業務に必要な人員数と、南海地震発生時の参集可能職員数を比較すると、危機管理部、県土整備部、南部総合県民局、企業局、病院局で職員の不足が発生する可能性がある。

これらの部局は、平常時から、応援職員を円滑に受け入れることができるよう、次のような取組を進める。

- 応援が必要となる業務や職員数の把握
- 応援職員用の業務マニュアルやアクションカード等の作成
- 参集場所の候補の選定
- 職員の受け入れ担当の選任 など

12 その他、非常時優先業務実施時の留意点

(1) 職員の交代制

各所属は、地震対応は長期にわたることから、職員の健康管理に留意するとともに、非常時優先業務が集中する場合には、職員は交代制により勤務できるように体制を整え、業務がどれほど集中しても、帰宅しない日が3日を超えて勤務することのないよう留意すること。

なお、勤務時間が終了した職員は必ず帰宅する。帰宅が困難な場合には、庁内の休憩・仮眠スペースで、休養を取る。

(2) 管理職が不在の場合の意思決定

南海地震発生時においても迅速かつ責任をもった業務の遂行を図るためには、指揮命令系統が確立されていることが重要である。

各所属は、課長以上の管理職にある者が、死傷等の事情により不在となった場合にも、次の考え方に基づき、適切に意思決定を行えるよう体制を確保する。なお、職務の代行については、徳島県事務決裁規程（昭和42年徳島県訓令第160号）に定める代決順位により行うこととなる（表4.7(p.86)）。

- 平常時から、管理職の権限を確認し、意思決定権者が不在の場合には、遅滞なく、代決権者が代決する。

(3) 行事や催し物の延期・中止

各所属は、南海地震発生時には、予定している行事や催し物の延期又は中止をすみやかに公表する。

(4) 個々の職員の業務継続への取組

各職員のひとつひとつの取り組みが、ひいては県全体の業務継続につながることを十分に意識することが極めて重要である。そのため、職員一人一人が次のような取り組みを行うよう努める。

- ① 地震発生時に、自宅の被害を軽減し、確実に参集できるようにするため、住宅の耐震化や、家具の固定等の取組を行うこと。
- ② 地震の発生を想定して、職員各自で必要となる物資、例えば、がれき等が散乱する中を帰宅する際に長時間歩くための靴（スニーカー）や、3日分程度の食料や飲料水等については、職場において備蓄するか、参集時に持参すること。
- ③ 担当している非常時優先業務で使用するパソコンのデータ等は、県庁ファイルサーバに保存するだけでなく、所属内の複数のパソコンのローカルにバックアップするなど、県庁ファイルサーバに支障が生じた場合でも対応可能となるよう準備すること。また、業務の実施に必要な最低限の様式等については、紙ベースで出力し保管しておくこと。

表 4.7 徳島県事務決裁規定における各決裁権者の代決権者及び代決順位（抜粋）

① 知事の事務部局		決裁権者の区分	第一順位者	第二順位者
知事			副知事(特定事案(第三条第二項各号に掲げるものを除く。)にあつては、政策監)	主務部長、監察局長又は会計管理者(特定事案(第三条第二項各号に掲げるものに限る。)にあつては、政策監及び主務部長とし、政策監、主務部長の順序により代決するものとする。)
会計管理者			出納局長	出納局次長
部長	部		副部長(部に二人以上の副部長が置かれているときは、部長が指定する副部長)	主務課長
	副総局長が置かれている 総局		主務総局長	副総局長
	副総局長が置かれていない 総局又は局		主務局長等又は政策企画総局長	総局又は局に置かれた次長(総局又は局に二人以上の次長が置かれているときは、局長等又は政策企画総局長が指定する次長)
総局長(政策企画総局長を除く。)	副総局長が置かれている 総局		副総局長	主務課長
	副総局長が置かれていない 総局		次長(総局に二人以上の次長が置かれているときは、総局長が指定する次長)	主務課長
局長	次長が置かれている局 (監察局を除く。)		次長(局に二人以上の次長が置かれているときは、局長が指定する次長)	主務課長
	監察局		次長	課長補佐(局に二人以上の課長補佐が置かれているときは、局長が指定する課長補佐)
	次長が置かれていない局		主務課長	

課長	課	副課長	副課長
課内室長	政策企画総局	政策企画総局長が指定する次長	副課長
出納局会計課 出納室長		副室長(副室長が置かれていないときは、課長が指定する職員) 出納局会計課長が指定する課長補佐	
総合県民局長	部	副局長	総合県民局の主務部長又は総合県民局長が指定する職員
	室	副局長	主務室長
総合県民局の 部長等		総合県民局の当該部長が指定する職員	
総合県民局の 室長		総合県民局の当該室長が指定する室長補佐	
東部各局長		当該東部各局長が指定する副局長	当該東部各局長が指定する職員
東部各局の副 局長等		当該東部各局長が指定する職員	
出先機関の長	補佐職が置かれている出 先機関	出先機関の長の補佐職(当該出先機関に二人以上の 補佐職が置かれているときは、当該出先機関の長 が指定する補佐職)	
	補佐職が置かれていない 出先機関	出先機関の長が指定する職員	
支所長	支所長の補佐職が置かれ ている支所	支所長の補佐職(支所に二人以上の補佐職が置かれ ているときは、支所長が指定する補佐職)	
	支所長の補佐職が置かれ ていない支所	支所長が指定する職員	

② 企業局

		第一順位者	第二順位者
局長		次長(局に二人以上の次長が置かれているときは、局長が指定する次長)	総務課長
課長		<p>一 副課長。ただし、課長補佐が置かれている課における専門的技術に係る事務のうち人事、予算その他庶務の事務に関連する事項及び課長が局長の承認を得て指定した重要又は異例な事項以外の事項については、課長補佐とする。</p> <p>二 前号の規定により課長補佐が代決する場合において、当該課に二人以上の課長補佐が置かれているときは、課長が指定する課長補佐とする。</p>	
総合管理事務 所長		所長が指定する次長。ただし、ダム管理課の分担事務及び所長が指定する事務についてはダム管理担当次長	管理課長。ただし、ダム管理課の分担事務及び所長が指定する事務についてはダム管理課長

③ 病院局

		第一順位者	第二順位者
管理者		病院局長	課長
病院局長		課長	
課長		副課長	
課内室長		副室長(副室長が置かれていないときは、課長が指定する職員)	

④ 教育委員会事務局

		第一順位者	第二順位者
知事		副知事	企画総務部長
企画総務部長		企画総務部管財課長	
教育長		副教育長	
課長等	課	副課長	
	総局	副総局長(総局に二人以上の副総局長が置かれているときは、総局長が指定する副総局長)	総局長が指定する部長
	室	室長補佐(室に二人以上の室長補佐が置かれているときは、室長が指定する室長補佐)	
教育機関の長		教育機関の長の補佐職(当該教育機関に二人以上の補佐職が置かれているときは、当該教育機関の長が指定する補佐職)	

注1) 「特定事案」とは、知事の決裁を要する事項に係る事案で、危機管理部、農林水産部又は県土整備部の所掌に属する事案をいう。

注2) 「第3条第2項各号に掲げるもの」とは、知事の決裁を要する事項に係る事案で、①県政の総合的な企画及び調整に関する事案②人事及び予算編成に関する事案③その他知事が指定する事項に関する事案をいう。

第5 庁舎機能等の維持

1 非常時優先業務の業務継続のための庁舎機能の維持

非常時優先業務を実施するためには、職員参集、災害対策本部運営などの業務継続体制が確保されているだけでなく、電力、電話、防災行政無線、飲用水、トイレ、消耗品等の庁舎機能が維持されている必要がある。

各庁舎での南海地震発生時の機能維持のために必要な資源の確保状況については、表5.1 (p.91 参照) に主たる状況を整理している。非常時優先業務の実施に資源が不足する場合には、中長期的な確保対策を検討するとともに、短期的な対策として当面実施可能な補強・代替手段を検討することが必要となる。

以下においては、災害対策本部を設置する本庁舎を中心として、必要となる庁舎機能等の維持について整理する。

なお、本庁舎以外の庁舎にあっては、以下の対策に準じ、必要な資源確保のための取組を進める。

2 災害対策本部の活動スペースの確保

(1) 災害対策本部室の常設化

南海地震発生時においては、災害対応の中心的な役割を果たす災害対策本部が行う諸活動を円滑に実施できるよう、必要なスペースの確保を最優先に行う。

そのため、危機管理部は、平常時から、地震発生後直ちに災害対策本部の初動体制を確保できるよう、災害対策本部室（本庁舎 405 会議室）の常設化を図り、電話、防災行政無線、パソコン、プリンタ、全庁ネットワーク及び大型ディスプレイ等の機器の整備・点検等を定期的に行う。また、これら機器については、危機管理部職員や本部初動要員等の誰もが設営できるよう、その操作方法をマニュアル化し、事前に研修を行うものとする。

表 5.1 各庁舎の必要資源に係る確保状況

		本庁舎	徳島 合同庁舎	鳴門 合同庁舎	吉野川 合同庁舎	東部県土 整備局 徳島庁舎
想定震度		6強	6弱	6弱	5強	6強
津波浸水区域		非該当	非該当	非該当	非該当	浸水高 最大1.0m
庁舎	耐震性能	あり	あり	あり (本館部分は 改修予定)	あり	あり
電力	非常用電源	約76時間	約1日間	約20時間	約7時間	約半日
電話	直通電話	利用可	利用可	利用可	利用可	利用可
	災害時 優先電話	あり	あり	あり	あり	あり
防災 行政 無線	使用可否	使用可	使用可	使用可	使用可	使用可
	移動用 無線機	あり	なし	あり	あり	あり
飲用 水	飲用水 タンク	受水槽 29㎡×2基 高置水槽 9㎡×2基	受水槽24㎡、 高置水槽9㎡	受水槽12㎡、 高置水槽5㎡	高置水槽5㎡	受水槽37.5㎡ 高置水槽10㎡
トイレ	水洗の 断水時使用	使用可	使用可	使用可	使用可	使用可
	仮設トイレ 等	マンホール トイレ 設置可	なし	なし	マンホール トイレ 設置可	なし
宿泊 施設	職員用寝具	職員休養室 に配備	職員休養室 に配備	職員休養室 に配備	職員休養室 に配備	職員休養室 に配備
消耗 品等	コピー用紙	75万枚	概ね1月分程度	1万枚	A4:2.5万枚 A5:1.75千枚	2.5万枚
	トナー	随時補充	概ね1月分程度	共用コピー機 (2台) 各機最 低1セット	なし	数個

		南部総合 県民局 阿南庁舎	南部総合 県民局 美波庁舎	西部総合 県民局 美馬庁舎	西部総合 県民局 三好庁舎
想定震度		6強	6強	5強	5強
津波浸水区域		非該当	浸水高 最大1.0m	非該当	非該当
庁舎	耐震性能	あり	あり	あり	あり（本館・ 会議棟・西棟 は改修予定）
電力	非常用電源	約62時間	約17時間	約72時間	約76時間
電話	直通電話	利用可	利用可	利用可	利用可
	災害時 優先電話	あり	あり	あり	あり
防災 行政 無線	使用可否	使用可	使用可	使用可	使用可
	移動用 無線機	あり	あり	あり	あり
飲用 水	飲用水 タンク	受水槽29m ³	受水槽9m ³ 高置水槽6m ³	受水槽12.5m ³	受水槽4m ³ 高架水槽2m ³
トイレ	水洗の 断水時使用	使用可	使用可	使用可	使用可
	仮設トイレ 等	マンホール トイレ 設置可	仮設トイレ の設備あり	マンホール トイレ 設置可	マンホール トイレ 設置可
宿泊 施設	職員用寝具	職員休養室 に配備	職員休養室 に配備	職員休養室 に配備	職員休養室 に配備
消耗 品等	コピー用紙	2.5万枚	A3:1.5万枚 A4:12.5万枚	25万枚	7.5万枚
	トナー	共用コピー機 (5台) 各機最 低1セット	各階あたり2 セット程度	4箱	共用コピー機 (4台) 各機1 セット

(2) 災害対策本部室以外のスペースの確保

ア 執務室での対応

災害対策本部室となる本庁舎 405 会議で業務を行うには、スペース的に手狭になることが十分予想される。そのため、災害対策本部室とともに本庁舎 4 階にある危機管理部の執務室を災害対策本部事務局の活動スペースとして活用せざるをえなくなると思われる。

そのため、危機管理部は、平常時から、執務室で行う災害対策本部の業務を想定し、必要となる機器の整備や活動スペースの確保を図る。

イ 本庁舎 11 階講堂の活用

本部事務局は、活動スペースが不足する場合には、地震発生後の状況に応じ、次の手順で、県庁 11 階講堂の活用を検討する。

- ① 地震発生直後の災害対策本部事務局は 405 会議室に配置する。
- ② ただし、本部員会議は、3 階特別会議室で開催する。
- ③ 地震発生後 3 日程度が経過し、時間的余裕が生じた場合には、11 階講堂へ災害対策本部事務局を移動することを検討する。

ただし、機器やまとめた資料を移動させ、電気・電話・全庁ネットワーク回線を完全に確保することが困難な状況の場合には、11 階講堂は、災害対策本部室として利用するのではなく、国や他の都道府県からの応援職員の控え室等として利用する。

(3) 災害対策本部室の機能拡充

現状においては、災害対策本部の活動スペースは本庁舎内に分散される可能性が高い。しかし、この状態では、本部事務局と庁内各部や防災関係機関・ライフライン事業者の連絡員との間で、事態の推移に応じた調整作業や意思決定、情報伝達・情報共有などを行おうとした際に支障が生じる可能性がある。

そのため、危機管理部は、平常時において、今後、災害対策本部室の機能拡充を図るため、次のような検討課題を念頭に、関係部局と調整をはかりながら、災害対策本部事務局の機能拡充と、それに伴う活動スペースの確保のあり方について検討を進める。

- ① 災害対応スペース、資機材等の確保の検討
(対応例)
 - 本庁舎内会議室を集約し、間仕切りの可動化等により、フリーレイアウトによる災害対応スペースを確保する。

- コピーセンターを、災害対策本部事務局に隣接するように配置換えすること等により、災害対応能力を強化するとともに、必要となるコピー用紙や事務用品の備蓄等資機材の整備を図る。
- ② 災害対応要員の食糧備蓄等の検討
- ③ 防災情報収集・伝達体制の検討

3 非常時優先業務実施のためのスペース確保

(1) 各所属の執務室のスペース確保

ア ロッカー・キャビネットの転倒防止対策

阪神・淡路大震災や中越地震等においては、地震の揺れに庁舎が耐えられた場合でも、揺れによって転倒したキャビネや散乱した書類・パソコン等を片付け執務スペースを確保するだけで半日から1日を費やしてしまい、貴重な時間をロスしてしまったケースが報告されている。

各所属は、こうしたロスタイムをできるだけ短縮し、いち早く災害対応にあたるためにも、平常時から、ロッカーやキャビネットの固定等を行うとともに、クリアデスクの徹底などにより揺れによるモノの飛散防止対策を図る。

イ 執務室の被災状況の確認

各所属は、南海地震発生時には、直ちに執務室の被災状況を確認し、必要な活動スペースを確保する。また、職員だけでは活動スペースが確保できず、業務実施に支障が出る場合には、主管課を通じて、本部企画総務部管財班に報告する。

(2) 共用会議室の確保

本部総務部管財班は、南海地震発生時には、共用会議室を、非常時優先業務の実施に必要なスペースに優先的に充てるよう調整する。

各所属は、南海地震発生時に通常業務で共用会議室を使用している場合には、速やかに使用を中止する。

4 電力の確保

(1) 非常用発電の状況

本庁舎内には、外部からの電力供給が途絶えた場合に備え、地下2階に重油を燃料とするディーゼル発電設備を備えている（約76時間対応可能）。

この非常用発電機では、防災行政無線等の各種防災機器、災害対策本部室（405 会議室）、庁内ネットワーク用サーバ、照明（ただし、全体の 1/3 程度にとどまる。階段は点灯する。）に接続されると共に、非常用電源のコンセントを通じて財務会計端末（プリンタ 1 台含む。）等にも電力が供給され、最低限のオフィス機能に配電されることとなっている。

(2) 停電時の業務継続

各所属においては、停電時に非常用電源に切り替わった場合にも、業務の継続が可能とするよう、毎年の停電試験の際等に、次の点の確認を行うこと。

- ① 非常用電源は、各執務室に配備されているので、その所在を確認すること（図 5.1 参照）。
- ② 被災情報の収集・集約など、業務のため必要となるパソコン・プリンタ・ハブ等が非常用電源に接続されているのかを確認すること。



図 5.1 非常用電源（例）

- ③ 突然の停電により故障することが心配される機器については、UPS（無停電装置）等に接続するなどの対応を図ること。
- ④ 停電によりパソコンが起動しない場合に備え、業務継続に必要となる様式等のデータについては、紙ベースで出力しておくこと。

5 電話回線の確保

(1) 固定電話

本庁舎が停電したとしても、電話回線が切断しなければ、庁舎地下2階に設置されている蓄電装置により、固定電話（NTT回線）の利用は可能となっている。

ただし、南海地震発生時においては、通話の輻輳などにより、固定電話が利用できない可能性が大きいと想定される。

(2) 携帯電話・携帯メール

南海地震のような大規模災害が発生した場合には、固定電話よりも携帯電話・携帯メールの方が、繋がりやすいといわれている。

各所属においては、平常時から、携帯電話の充電器（乾電池により充電可能なものなど停電時でも使用可能なもの）の確保に配慮する。

(3) 災害時優先電話

災害時優先電話は、通話が輻輳して一般回線が発信制限を受ける状況においても、優先的に発信できる電話回線である。

危機管理部は、県幹部が使用する公用携帯電話を中心に、災害時優先電話を一定数確保し、緊急の情報伝達を行う際には、この災害時優先電話を活用する。

6 防災行政無線の確保

(1) 徳島県総合情報通信ネットワークシステムの状況

本県の防災行政無線（徳島県総合情報通信ネットワークシステム）は、本庁舎、合同庁舎、市町村、防災関係機関等の各局から構成される徳島県独自の自営無線回線網である。

そのため、危機管理部は、平常時から、南海地震発生時においても防災行政無線を活用した業務継続を行うため、次のような取組を行っている。

① 停電時の対応

停電時には、本庁舎地下2階の非常用発電機から電力供給されるが、その供給が途絶えた後も、庁舎12階に設置している防災行政無線専用の非常用発電機（燃料満タンで約13時間運転可能）が自動起動し、電力供給される。また、ほとんどの機器はバッテリー電源が使用できる。

② 機器の固定

通信機器室に設置している無線機、交換機、サーバ等の各機器は床面及び架上への耐震固定を行っている。また、保守コンソール等の各種パソコン、ディスプレイ等も耐震バンド等で固定を行っている。

③ 通信ルートの複数化

県庁から市町村等に発信される防災行政無線は、眉山、鶴林寺といった中継局を経由する地上系回線と、中継局を経由せず直接衛星通信を利用する衛星系回線の2ルートを保有している。

表 5.2 防災無線用電話の設置場所・台数

庁舎	設置場所	設置台数
本庁舎	災害対策本部室（405会議室）	26 (FAXは5)
	危機管理政策課	1
	南海地震防災課	2
	河川整備課	5
	企業局	1
徳島合同庁舎		5
鳴門合同庁舎		3
吉野川合同庁舎		7
徳島県土整備局徳島庁舎		4
南部総合県民局	阿南庁舎	6
	美波庁舎	5
西部総合県民局	美馬庁舎	5
	三好庁舎	4

(2) 防災行政無線による連絡・情報収集

NTT 回線が利用できない場合でも、庁舎間や市町村との情報伝達手段として、防災行政無線により徳島県総合情報通信ネットワーク内の電話・ファクシミリによる通信が可能であり、固定通信機器が不通となった場合でも、音声通信に限定されるが、本庁舎や各庁舎に配備している移動無線機を使用することが可能である。

なお、防災無線用の電話機の設置数は、表 5.2(p.97) のとおりである。

7 飲料水の確保

(1) 給水ルート

本庁舎の用水施設は大きく分けて、飲用水の上水系統と、トイレ用水の雑用水系統の 2 系統に分かれている。2 系統とも、庁内供給の仕組みはほぼ共通で、徳島市の上水道から水を庁内へ引き入れ、一旦、地下受水槽で受けた水をポンプアップにより屋上の高置水槽へ移し、各系統に 2 ルートの供給配管を使い、自然流下によって各階へ供給している（使用した水量分は、自動的に補給される）。

(2) 飲用水用タンク

本庁舎の飲用水用タンクの容量は、上水 76m³ であり、職員 2,000 人が 12 日間（1 人あたり、1 日 3 リットルで換算）飲用する水量を保持している。

ただし、各所属及び職員は、タンクが損傷するような場合も考慮し、ペットボトル等による飲用水の備蓄や、参集時の持参などの対応を行う。

8 トイレの確保

本庁舎には雑用水用タンクが設置され、260m³ の水量を保持している。これを庁舎内の水洗トイレに使用することができる。

なお、本部企画総務部管財班は、下水道等の損壊等により水洗トイレが使用できない場合もあり得ることから、備蓄型の簡易トイレや仮設トイレの設置について、地震発生時の状況に応じ速やかに対応する。

9 消耗品の確保

非常時優先業務の実施に際しては、コピーや印刷用の用紙やトナー等、各種の消耗品が必要となる。しかし、南海地震発生時においては、事業者からの継続的な補充は困難とな

ると想定される。

そのため、各所属においては、非常時優先業務の実施に必要な目安分を常時補充しておくとともに、事業者との間で継続的な供給体制の構築を図る。

10 情報ネットワークの維持

(1) 情報システムの現状

ア 基幹情報システム

庁内ネットワークを構成するシステムには、県ホームページ、JoruriMail（ジョーリリ・メール）のメールサーバ、県庁ファイルサーバ及びDecoDrive（デコドライブ：オンラインストレージ）等があるが、これらのサーバは、本庁舎5階のサーバ室（情報システム課内）に設置されている。

各サーバはラックに収納され、フリーアクセス床に設置されており、停電時に備え非常用電源に接続されるとともに、瞬間停電対策として無停電電源装置が接続されている。また、各サーバのデータは定期的にバックアップを行っている。

サーバ以外の機器としては、各庁舎の各階にネットワークスイッチ、各執務室に部屋ハブ及び島ハブが設置され、ネットワークスイッチ及び部屋ハブは、停電時に備え非常用電源に接続されている。

本庁舎とその他の庁舎間は民間のイーサネット回線で接続されている。

なお、情報システム課所管以外の基幹情報システムは、当該システムを所管する所属が個別に管理している。

イ その他各所属が所管する情報システム

基幹情報システム以外に、各所属が個別に管理し所管業務に使用している情報システムが存在する（システム数：258。平成21年10月調査）。これらの情報システムには、各所属の非常時優先業務の実施に必要なものも含まれる。

(2) 南海地震による被害想定

ア 基幹情報システム

南海地震の地震動により、各サーバ及びネットワーク機器の落下・転倒及び電源コード・LANケーブルの断線等が発生する可能性がある。

万一サーバに障害が発生した場合、すべての庁内ネットワークは使用不能となる。また、ネットワークスイッチ及びハブ等ネットワーク機器のいずれかに障害が発生した場合及び本庁舎と各庁舎間の民間イーサネット回線に障害が発生した場合も、障害

発生箇所から末端までの庁内ネットワークは使用不能となる。

また、県庁ファイルサーバが致命的な被害を受けた場合、バックアップからデータを復元したとしても最大で発災前 1 週間分のデータが失われる可能性がある。

イ その他各所属が所管する情報システム

基幹情報システム以外の各所属が管理する情報システムについては、基幹情報システムと同程度の被害が発生する可能性がある。

(3) 南海地震発生時の対応

ア 基幹情報システム

本部企画総務部情報システム班及び基幹情報システムを所管する班は、南海地震発生後、直ちに、保守管理を行っている委託業者に連絡するとともに、被災情報を確認し、次の対応を図る。

① 災害対策本部事務局への報告

企画総務部情報システム班は、南海地震発災後、次に掲げる基幹情報システムの状況を取りまとめ、災害対策本部事務局へ報告する。その際、システムに障害が発生している場合には、その復旧に要する期間の見込みについても併せて報告する。

- 庁内ネットワーク回線
- グループウェア・メール
- ホームページ
- 財務会計システム
- 県税トータルシステム
- 人事管理システム
- 給与システム
- 総務事務システム
- 予算編成システム
- 工事・積算基礎システム
- 県本庁舎内ファイルサーバ

② 基幹情報システムの復旧

企画総務部情報システム班及び基幹情報システムを所管する班は、情報システムに障害が発生した場合には、次の優先順位により復旧作業を行う。

- 第 1 順位：全庁ネットワーク回線

- 第2順位：グループウェア・メール、ホームページ、県本庁舎内ファイルサーバ
- 第3順位：財務会計システム
- 第4順位：上記以外の基幹情報システム

また、全庁ネットワーク回線の復旧の優先順位は次のとおり。

- 第1順位：本庁舎4階（災害対策本部）
- 第2順位：本庁舎8階（本部県土整備部）
- 第3順位：本庁舎2階（保健福祉部）

イ その他各所属が所管する情報システム

基幹情報システム以外の情報システムを所管している各所属は、非常時優先業務の実施に必要な情報システムに支障が生じた場合には、次の手順により対応を図る。

- ① 復旧に要する期間の見込みを立て、復旧作業を開始する。
その際、システムの保守管理を外部委託している等の場合には、委託業者等に速やかに連絡する。
- ② 復旧が可能である場合でも、復旧に要する期間が長く、また、多くの人員を割く必要があり、他の非常時優先業務の実施に支障が生じる場合には、いずれの業務を優先させるのかを判断する。
- ③ 復旧の目処が立たない場合には、業務の実施を断念するか、代替手段を確保するのかを判断する。
- ④ 業務の実施に支障が生じることにより県民生活に影響がでることが考えられる場合には、速やかに、各部局主管課を通じて本部事務局へ報告する。

ウ 「緊急時対応計画」による対応手順

徳島県 ICT 推進本部セキュリティ委員会（委員長：企画総務部副部長）では、「徳島県情報セキュリティポリシーにおける基本方針」に規定する「徳島県情報セキュリティ対策基準」に基づき、平成21年3月に「緊急時対応計画」を策定している。

この計画は、南海地震発生の対応についても適用されることとされており、IT 障害発生時の対応手順は次のとおりとなっている。

- ① 事案の発見者は、ネットワーク管理者（情報システム課長）、情報セキュリティ管理者（所属長）又は情報システム管理者（各種情報システムを所管する所属長）を経由して、統括情報セキュリティ責任者（企画総務部副部長）へ報告する。
- ② 統括情報セキュリティ責任者は事案を詳細に調査し、最高情報統括責任者及びセキュリティ委員会へ報告する。
- ③ 各主体による対応措置を実施する。
 - i 統括情報セキュリティ責任者は、事案の発生を関係先（知事、最高情報統括責任者、ネットワーク管理者、情報システム管理者、関係課及び国）へ連絡
 - ii ネットワーク管理者は、情報資産の防護のためやむを得ない場合、ネットワークを切断
 - iii 情報システム管理者は、情報資産の防護のためやむを得ない場合、情報システムを停止
 - iv 統括情報セキュリティ管理者、ネットワーク管理者及び情報システム管理者による対応
 - システムのアクセス記録及び現状の保存
 - 対処経過の記録
 - 証拠保全、暫定措置及び復旧
 - 再発の監視

エ 緊急時の庁内ネットワークの使用の限定

南海地震発災時には、県民から県ホームページへのアクセスが殺到するほか、各職員が情報収集のためメールの送受信やホームページの閲覧をすることにより、庁内ネットワークへの負荷が増大することが想定される。回線は災害時にも相当程度の負荷に耐えられるよう平成 21 年度に増強されているが、被災により機能が低下している可能性もあることから、職員による庁内ネットワークの使用は、非常時優先業務の実施に必要とされる範囲に限定する。

オ 県外設置サーバからのホームページによる情報提供

危機管理部では、庁内のホームページ用のサーバが故障した場合においても、県民への情報提供を途絶させないため、「徳島県防災・危機管理情報 安心とくしま」等のホームページ用ホスティングサーバを県外に確保している（つながる安心ネットくしま推進事業）。

南海地震発災時における県民への情報提供については、このサーバを活用する。

(4) 平常時の取組

ア 情報システム課の取組

情報システム課は、各所属が所管する情報システムのネットワーク管理者及び情報システム管理者による「情報セキュリティ実施手順」の整備の進捗状況を把握する。

また、総務省が作成した「地方公共団体における ICT 部門の業務継続計画（BCP）ガイドライン」（平成 20 年 8 月）の内容を参考に、今後、本県の情報システムに係る業務継続を確保するための全体的な方策を検討する。

- 『地方公共団体における ICT 部門の業務継続計画（BCP）ガイドライン』
総務省，平成 20 年 8 月
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/080821_3.html

イ 各所属が所管する情報システム

各所属が所管する情報システムのネットワーク管理者及び各所属の情報システム管理者は、個々の情報システムに係る「情報セキュリティ実施手順」に、緊急時対応計画及び事業継続管理計画を定める。

緊急時対応計画及び事業継続管理計画には、次の項目を記載する。記載に際しては、参集した職員及び関係業者のスキルにかかわらず作業を行えるよう内容に留意する。

- ① 関係者の連絡先（南海地震が発生した場合でも連絡が取れる連絡手段（すだちくんメールなど）を確保する。）
- ② 発生した事案に係る報告すべき事項
- ③ 発生した事案への対応措置
- ④ 障害が発生した場合の復旧手順及び目標復旧時間の設定

また、各情報システム管理者は、障害が発生し情報システムが使用できない場合の代替手段による業務実施手順をあらかじめ整理しておく。

11 庁舎の代替施設の検討について

(1) 本庁舎の代替施設の検討について

ア 必要性

本庁舎は耐震性が確保されていること、また、津波による被害も想定されていない。

しかし、本庁舎は、災害対策本部を設置し、本県の災害対応の拠点となる施設であることから、電源や通信手段の確保のめどが立たない事態など、現時点では予見できない不測の事態に備えるため、平常時から、本庁舎使用不能時の代替施設の検討を行う必要がある。

なお、本庁舎の南海地震の影響については、必要に応じ、津波浸水やライフラインの供給の状況について、専門家やライフライン事業者を通じて確認する。

イ 県立防災センターの活用

県立防災センター（平成17年7月竣工）は、平常時には、県民等の防災に関する体験学習、研修の場として利用されているが、大規模災害が発生した非常時には、災害対策本部の補完、防災関係者の活動拠点等の機能を有するものとして整備されている。

そのため、本庁舎が使用不能となった場合には、まずは、防災センターを代替施設として活用する。

ウ 業務の一部の代替施設の候補

本庁舎の全部ではなく一部の機能の代替や、防災センターへ完全に機能を移行させるまで必要のない場合には、次の施設での業務実施についても検討を行うこととする。

- 徳島合同庁舎
- 企業局総合管理事務所

エ 代替施設活用のための準備

本庁舎の代替施設において、災害対策本部機能を果たすためには、次のような設備が必要である。そのため、代替施設利用時に活用できるよう、必要な準備について検討を行うこととする。

- 作業スペース（会議室、机、イス）
- パソコン、プリンタ、ネットワーク
- 電話、FAX、防災無線
- 電源

また、事前に、地震発生時に必要となるデータ（被災状況の集計様式など）について、代替施設にもバックアップをしておくことも必要である。

(2) 本庁舎以外の庁舎の代替施設検討について

本庁舎以外の庁舎についても、不測の事態に備えるため、代替施設の検討を進める。
南部総合県民局では、南部防災館の活用についても視野に入れて検討を行う。

接担当する職員は無論のこと、それら業務の応援に参加する可能性がある職員においても、いざというときに十分な心構えを持って業務を継続できるようにしておくことが重要である。

そのため、各所属においては、平常時から、職員が南海地震発災時にどのような行動をとるべきかが明確にわかるよう、マニュアル、チェックリスト又はアクションカード等を整備し、人事異動や、南海地震発生時に職員の応援を要請した場合においても、業務を円滑に実施ができるよう体制を確保する。

4 BCP の展開

(1) 市町村 BCP への取組推進

危機管理部は、内閣府（防災担当）による『地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説』等を参考にしながら、県内市町村での業務継続計画（BCP）の策定を推進する。

(2) 企業 BCP との連携

商工労働部（商工政策課）では、県内企業での事業継続計画（BCP）の策定を推進するため、次のような取組を行っている。

- BCP 策定の際の指針やガイドラインとして活用していただくための「BCP ステップ・アップガイド」の策定
- 民間企業と一緒にあって BCP の研修を行う「研究部会」の設置
- BCP を作成した企業の「表彰制度」の創設 ほか

危機管理部は、県内企業での事業継続計画策定が広がる中、企業 BCP と本計画との整合性の確保や、すだちくんメール・災害情報共有基盤の活用などを通じて、企業での取組との連携を図る。

(3) 広域 BCP に向けて

南海地震が発生したとしても、南海地震対応を行う各主体（県・市町村・民間企業等）のそれぞれが生き残り、必要な業務を実施することができることによって、県民や住民の命を守ることができるようになると考えられる。

そのため、危機管理部は、今後、南海地震対応を行う各主体（市町村・民間企業等）のそれぞれが、BCP を作成し、県域全体の業務継続力の向上を図ることができるよう、BCP の普及・啓発活動を継続的に行う。

資料：業務継続体制の検討に係る簡易チェックリスト

『地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説 第1版【手引】』の「参考3：業務継続体制の検討に係る簡易チェックリスト」(p.26)に記載されている事項について、本計画での記載内容は以下のとおり。

検討の対象

- ① 業務継続体制を検討する対象（想定事象、対象組織）を定めたか。
 - ☞ 想定事象は、南海地震 (p.1)。
対象組織は、危機管理部、企画総務部、県民環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、南部総合県民局、西武総合県民局、企業局、病院局、教育委員会、監察局、及び出納局 (p.3)。
なお、対象とする庁舎は、本庁舎、徳島合同庁舎、鳴門合同庁舎、吉野川合同庁舎、東部県土整備局徳島庁舎、南部総合県民局阿南庁舎、同美波庁舎、西部総合県民局美馬庁舎、及び同三好庁舎 (p.3)。

業務継続体制

- ② 応急業務だけでなく通常業務も実施可能な非常時の業務継続体制を定めているか。
 - ☞ 応急業務は、災害対策本部により実施する。継続の必要性の高い通常業務は、各部局により実施する (p.21)。

非常時優先業務の選定

- ③ 想定地震・発災条件を設定したか。
 - ☞ 南海地震による被害想定は、県が作成した『徳島県地震動被害想定調査』（平成17年3月）及び『徳島県津波浸水予測調査』（平成16年3月）による (p.9)。

- ④ 被害状況（震度、建物被害、交通機能支障、ライフライン支障等）を想定したか。
- ☞ 『徳島県地震動被害想定調査』（平成17年3月）及び『徳島県津波浸水予測調査』（平成16年3月）に基づき、震度、津波及び浸水、人的被害、建物被害、交通機能障害、ライフライン支障を整理している（p.9）。

非常時優先業務の選定

- ⑤ 業務継続を検討する対象期間を定めているか。
- ☞ 南海地震発生後から2週間迄の業務を対象としている（p.3）。
- ⑥ 発災後の業務開始目標時期別に非常時優先業務を選定したか。
- ☞ 非常時優先業務の整理にあたっては、地震発生後の時系列区分にしたがい、業務目標開始時間と実施期間を明示している。なお、時系列区分は3時間以内、1日以内、3日以内、1週間以内、及び2週間以内の5区分としている（p.18）。
- ⑦ 応急業務だけでなく、通常業務も対象に非常時優先業務を選定したか。
- ☞ 非常時優先業務となる通常業務については、継続の必要性の高い通常業務として整理している（p.39）。

必要資源に関する分析と対策の検討

- ⑧ 夜間・休日の発災を想定して、職員の参集予測を行ったか。
- ☞ 勤務時間外の南海地震発生を想定した参集可能職員の試算を行っている（p.67）。
- ⑨ 平日昼間の発災も想定して、庁舎被害等を踏まえた職員被害を想定したか。
- ☞ 本文には記載していないが、耐震性が確保されているため甚大な庁舎被害は発生しないと想定され、重大な人的被害の可能性は低いと考えている。
- ⑩ 発災時に庁舎が利用可能かどうかを確認したか。
- ☞ 各庁舎の必要資源にかかる確保状況を一覧整理している（p.91）。
 - なお、甚大な庁舎被害は発生しないと想定しているが、不測の事態に備えるため、庁舎の代替施設の検討についても記述している（p.103）。
- ⑪ 発災時に電力が利用可能かどうかを確認したか。

- ☞ 各庁舎の必要資源にかかる確保状況の一つとして一覧整理している (p.91)。
また、本庁舎の電力の確保について整理している (p.94)。
- ⑫ 発災時に電話が利用可能かどうかを確認したか。
 - ☞ 各庁舎の必要資源にかかる確保状況の一つとして一覧整理している (p.91)。
また、本庁舎の電話回線の確保について整理している (p.96)。
- ⑬ 発災時に防災行政無線（都道府県防災無線・市町村防災無線）が利用可能かどうかを確認したか。
 - ☞ 各庁舎の必要資源にかかる確保状況の一つとして一覧整理している (p.91)。
また、防災行政無線の確保について整理している (p.96)。
- ⑭ 発災時に情報システムが利用可能かどうかを確認したか。
 - ☞ 情報ネットワークの維持について整理している (p.99)。
- ⑮ 発災時に執務環境（執務室等）が利用可能かどうかを確認したか。
 - ☞ 災害対策本部の活動スペースの確保 (p.90) 及び非常時優先業務実施のためのスペース確保 (p.94) について整理している。
- ⑯ 発災時に職員用のトイレが確保可能かどうかを確認したか。
 - ☞ 各庁舎の必要資源にかかる確保状況の一つとして一覧整理している (p.91)。
また、トイレの確保について整理している (p.98)。
- ⑰ 発災時に職員用の飲料水・食料等が確保可能かどうかを確認したか。
 - ☞ 各庁舎の必要資源にかかる確保状況の一つとして飲料水タンクについて一覧整理している (p.91)。
また、飲料水の確保について整理している (p.98)。
なお、3日分程度の食料や飲料水等については、職場において備蓄するか、参集時に持参することとしている (p.85)。
- ⑱ 発災時に消耗品等（用紙等）が確保可能かどうかを確認したか。
 - ☞ 各庁舎の必要資源にかかる確保状況の一つとして一覧整理している (p.91)。
また、消耗品の確保について整理している (p.98)。
- ⑲ 必要資源に係る確保状況の分析にあたっては、庁内の関係者や事業者等の意見も

参考として、具体的な根拠を整理したか。

☞ 必要資源に係る確保状況の分析にあたっては、管財課や情報システム課などの関係課からの聞き取り調査を行った。

⑳ 必要資源が不足していると考えられる場合には、代替手段等を検討したか。

☞ 人的資源の不足に対応するため、部局を越える職員の応援手順を明確化している (p.82)。

物的資源については、不足する事態が発生しないように対応策を検討している。

また、庁舎についても代替施設の検討についても記述している (p.103)。

㉑ 発災時に重要な意思決定等に支障を生じないように職務代行を定めているか。

☞ 管理職が不在の場合の意思決定について整理している (p.85)。

非常時の対応の検討

㉒ 発災時の関係者との迅速な連絡調整のために、緊急連絡先を整理しているか。

☞ 危機管理部においては、毎年度、「災害時等における連絡責任者名簿」を作成し、緊急連絡先を整理している。

徳島県業務継続計画〈改定版〉

平成23年2月

徳島県危機管理部危機管理政策課

kikikanriseisakuka@pref.tokushima.lg.jp
